

名古屋学院大学の現状と課題

— 自己点検・評価報告書 —

2017 年度

(2018 年度大学評価申請用)

名古屋学院大学

目 次

序章	1
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	7
第 3 章 教育研究組織	17
第 4 章 教育課程・学習成果	23
第 5 章 学生の受け入れ	40
第 6 章 教員・教員組織	47
第 7 章 学生支援	54
第 8 章 教育研究等環境	67
第 9 章 社会連携・社会貢献	78
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	87
第 2 節 財務	96
終章	99

序 章

1. 名古屋学院大学における自己点検・評価の経緯

名古屋学院大学は、「名古屋学院大学学則」、「名古屋学院大学大学院学則」、「名古屋学院大学通信制大学院学則」において、教育研究水準の向上を図り、本学（本大学院）の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施し、その結果を公表することを規定している。そして、1995 年度に「名古屋学院大学自己点検・評価規程」を制定して以来、全学を挙げて自己点検・評価を実施するとともに、改善・改革に取り組んできた。自己点検・評価に関する全学的機関である全学点検評価委員会（学部長、研究科長、教学部長等で構成）は、学部、研究科、教学部門の自己点検・評価結果を全学的見地から取りまとめて年次報告書を作成し、学長に報告してきた。学長は、これを踏まえて関係部署に改善の指示を行うとともに、理事会へ報告し、中長期計画へ反映させるよう努めてきた。また、自己点検・評価結果については、年次報告書の冊子として「名古屋学院大学の現状と課題」を作成し、広く社会に公表してきた。

こうした継続的な取組に基づき、本学は、2004 年度及び 2011 年度に財団法人大学基準協会（現、公益財団法人 以下、大学基準協会と略記）による認証評価を受け、いずれも同協会の定める大学基準に適合しているとの認定を得ている。2011 年度の認定評価結果については、ホームページ上で公開している。

2. 前回の認証評価結果を踏まえた改善・改革の取組

2011 年度の認証評価においては、教育方法及び学生の受け入れに関して以下の「努力課題」が指摘された。（「名古屋学院大学に対する大学評価（認証評価）結果」（2012 年 3 月）より引用）

- 学部及び研究科のシラバスにおいて、記載内容に精粗があり記述が不十分なものも散見されるので、改善が望まれる。
- 過去 5 年間における入学定員に対する入学者数比率の平均が、商学部商学科で 1.29 と高く、外国語学部中国コミュニケーション学科で 0.89 と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率についても、外国語学部中国コミュニケーション学科で 0.82 と低いので、改善が望まれる。
- 編入学定員に対する編入学生数比率が、経済学部経済学科で 0.40 と低いので、改善が望まれる。

本学は、これらの指摘を受け、学長の指示の下、各学部・研究科等で改善を進め、その状況を全学点検評価委員会が実施する毎年の自己点検・評価活動を通じて確認し、全学的な管理の下で改善活動に取り組んできた。そして、2015 年 7 月に大学基準協会へ改善報告書を提出し、2016 年 4 月には「貴大学が、大学評価結果における提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。また、その成果も満足すべきものである」との講評を受領し、今後の改善経過について再度報告する必要はないとされた。

その一方で、前回の認証評価では、「長所として特記すべき事項」として、以下のように

社会連携・社会貢献活動が高く評価されている。（「名古屋学院大学に対する大学評価（認証評価）結果」（2012年3月）より引用）

○地元商店街の活性化を目的として大学が設置した「カフェ＆ベーカリー・マイルポスト」は、日比野商店街振興組合と連携して学生が運営しており、空き店舗が増えつつある地域商店街の存続問題にひとつの解決策を示した試みとして、2009年度に日比野商店街が愛知県の「活性化モデル商店街」に認定されるなど明確な成果も現れ、地域社会の活性化に大いに貢献し、大学が掲げる方針である地域連携の推進に即した取り組みとして高く評価できる。また、材料の仕入れ、接客などの日々の店舗運営や、日比野商店街が主宰する活性化事業検討委員会への参画、同商店街との各種協働イベントの企画・実施を通じて、運営する学生自身のキャリア形成が促進される点からも評価できる。

その後、本学は社会連携・社会貢献についてより一層の充実を図り、2013年度には文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択され、キャンパスの所在する名古屋市・瀬戸市と連携協力した教育・研究・社会貢献を深化させてきた。さらに、2016年度からは、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に参画し、「ぎふCOC+事業推進コンソーシアム」を構成する連携大学（岐阜大学、中部学院大学、中部大学、日本福祉大学、本学）、自治体、企業等による学生の地元定着を図るプログラムに取り組んでいる。

3. 第3期認証評価に向けた取組

本学は、認証評価で指摘された努力課題の改善はもちろんのこと、教育研究の持続的な発展に向けて、毎年実施する自己点検・評価の結果を踏まえた改善・改革の仕組み（内部質保証）の充実・強化を図ってきた。とりわけ、毎年の自己点検・評価を将来計画の中に位置付け、教育研究の質的向上を図ることが重要であることから、2013年8月に「名古屋学院大学中長期計画－Look Forward 2014-2023－」を策定した。あわせて、将来ビジョンの実現に向けた5年間の行動計画を定め、各組織の毎年の進捗状況、問題点、次年度計画を理事会に集約し、審議・決定することにより、PDCAサイクルの実質化を進めてきた。

また、従来から進めてきた毎年の自己点検・評価に関しても運用の見直しを進めており、学部・研究科については3つのポリシーをより意識した内容に改め、教学部門については中長期計画を組み入れて事務分掌ごとに目標の達成状況を評価することとした。年次報告書については、従来の冊子形式を改め、各学部・研究科・教学部門単位で、計画ごとに「現状説明」、「評価できる点」、「課題・問題点」、「次年度計画」を一覧化したワークシートにすることで、各組織にPDCAサイクルの意識付けを図っている。

さらに、2017年4月には内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「教学改革推進会議」を設置し、学長を中心とする全学的な教学マネジメントの中で自己点検・評価を明確に位置づけている。

このように、本学は、内部質保証に関する体制や運用方法の見直しに取り組んでおり、自己点検・評価に基づく改善・改革をより強力に推進しているところである。

本 章

第 1 章 理念・目的

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

名古屋学院大学の建学の精神は、「敬神愛人」である。建学の精神は、学校法人名古屋学院の前身である愛知英語学校（1887 年設立、同年 11 月に名古屋英和学校に改称）を創設した、アメリカのプロテスタント・メソジスト派教会宣教師フレデリック・C・クライン博士によって掲げられたものである。1964 年に名古屋学院大学が設立された際に改めてこの建学の精神が確認され、現在に継承されている。「神を敬い、人を愛する」という「敬神愛人」は、謙虚に学び、他者を尊重して、人類の平和と福祉を希求する精神を意味する。本学は、建学の精神の下に全教職員・学生が集い、自らが及ばないものには畏敬の念を払い、他者や社会、人類・世界のために奉仕することを是とする人材を養成し、彼らの生涯を通じた人格形成を促す土台を構築することを目指している。

本学は、建学の精神の下、大学、大学院及び通信制大学院の目的を次のとおり定めている（資料 1-1～1-3）。また、この目的に沿って、各学部の学科及び研究科の専攻の教育研究上の目的を定めている。

図表 1-1 大学、大学院、通信制大学院の目的

大学の目的	本大学は、学校教育法、及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。
大学院の目的	本大学院は学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。
通信制大学院の目的	本通信制大学院は、学校教育法及び教育基本法及び名古屋学院大学大学院学則の定めるところにより、本学大学院の通学の課程に則して、主として通信の方法による正規の課程として開設し、既に社会で活躍する人材を主な対象として、より高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶し、社会の発展に寄与することを目的とする。

点検評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学は、大学、大学院、通信制大学院の目的を「名古屋学院大学学則」第1条、「名古屋学院大学大学院学則」第1条、「名古屋学院大学通信制大学院学則」第1条に定めている。この目的に沿って、各学科及び専攻ごとに教育研究上の目的を「名古屋学院大学学則」第3条の2、「名古屋学院大学大学院学則」第4条第2項、「名古屋学院大学通信制大学院学則」第3条第3項及び第4項に明示し、広く社会に向けてホームページや大学案内で公表している（基礎要件確認シート1、2）。また、大学の構成員（教職員及び学生）に向けては、大学要覧、履修要項、学内のネットワーク上に掲載し周知している（資料1-4～1-7）。

建学の精神である「敬神愛人」の浸透を図るために、学生に向けては、1年次必修の「キリスト教概説」、「キリスト教教学」をはじめとするキリスト教関連科目を配置するとともに、キリスト教センター主催のチャペルアワー、オルガンアワー、カレッジアワー、朝の礼拝や、キリスト教の礼拝形式による入学式・卒業式を執り行っている。教職員に向けては、各種会議の開始・終了時において聖書朗読、祈祷、黙祷を実施している。このほか、広く社会に向けて、宗教講演会、クリスマス礼拝、NGUチャペルコンサート等の様々な行事を開催し、建学の精神やキリスト教精神を周知している。

点検評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

社会、経済のグローバル化がより一層進展し、さまざまな領域で複雑性、不確実性が高まると同時に、少子化の進展など大学を取り巻く環境が一層厳しくなる状況で、大学の将来像を明確に定めて計画的に事業を遂行するため、本学は2013年8月に「中長期計画－Look Forward 2014 - 2023－」（以下、中長期計画と略記）を策定し、ホームページで公開している（資料1-8）。中長期計画においては、建学の精神に基づく大学の目的、各学部・研究科の目的を実現するために、本学の「ミッション（使命）」を再定義し、以下のよう

ミッション

「敬神愛人」の精神を尊重し、高い志と豊かな国際感覚を備えた、社会の発展に貢献する人材を育成する。

また、このミッションを将来にわたって果たし続け、社会の養成に応じていくために、10年後の将来ビジョンを次のとおり定めている。

図表 1-2 将来ビジョン

項目	内容
総合ビジョン	建学の精神に基づき、教育・研究・社会貢献の各側面において絶え間ない改革を実行し、とりわけ教育重視の大学として有為な人材を輩出することにより、社会から強固な信頼を獲得し、中部地区で確固たるプレゼンスを発揮する大学になる。
教育ビジョン	社会や産業界が求める質の高い学士課程教育を確立する。 建学の精神「敬神愛人」に基づく人間性、教養、コミュニケーション能力を有し、グローバルな視点を持ちつつ、社会の課題を主体的に発見し解決できる人材を育成する。
研究ビジョン	社会や産業界の発展を支える研究拠点を形成する。 優れた教育を推進するために、自由闊達な研究環境を維持し、創造的研究に取り組み、社会や産業界の発展を支える研究拠点を形成する。
社会貢献ビジョン	知の拠点としての存在感を高め、活力ある社会づくりに貢献する。 教育研究の成果を地域社会に積極的に還元し、知の拠点としての存在感を高めるとともに、企業・自治体・住民等と連携し、活力ある社会づくりに貢献する。

さらに、将来ビジョンの実現に向けて、理事及び教職員による専門委員会での検討を経て、5年間（2014～2018年度）の具体的な行動計画を2014年7月理事会で決定している。理事会は、中長期計画に基づく行動計画を確実に実行していくために、専用の予算枠を設けて毎年度の予算編成を行うとともに、進行管理を適切に行っている。すなわち、毎年度末に各学部・事務部署の当年度目標に対する「実績・成果」、「問題点等」を踏まえた「次年度目標」を理事会が集約・審議し、適宜、計画の修正を行っている。なお、各学部・事務部署における各計画の達成度が明確になるよう、自己評価の指標として「A（期待以上の成果）」、「B（計画通りに実行し成果をあげた）」、「C（実行したが成果が不十分）」、「D（未実施）」を用いている。行動計画の進捗状況については、学内イントラネットを通じて教職員に対して情報共有を図っている。

中長期計画は2014年度から予定通り実行に移され、本学における業務や事業の大部分を統御する総合計画として進行管理がなされ、一定の成果を収めてきた。しかし、他方で、その策定時に前提とした本学の経営をめぐる外部環境や内部の諸条件は予想を超えて大きく変化している。そこで、これまでの4年間の実績と成果を踏まえて現行の行動計画を見直し、残り6年間で1期3年×2期として「中期アクションプラン」を策定することで、今後3

年間で取り組むべき行動計画を再構築し、確実に実行していくこととした（資料1-9）。中期アクションプランについては、2017年度に学長を中心に各学部、研究科、教学部門、事務部署との意見交換を経て原案を作成し、学部長会議、大学協議会での意見交換を経て、2018年3月理事会で決定している。

（2）長所・特色

○大学の理念の設定・目的と周知及び公表

- ・建学の精神である「敬神愛人」の浸透・具現化のため、チャペルアワー、カレッジアワー、宗教講演会、クリスマス礼拝等様々な取組を行っており（資料 1-10 <https://www.ngu.jp/facilities/christian>）、毎回多数の学生が参加するほか（2017 年度チャペルアワー参加者数 2,774 名、カレッジアワー参加者数 1,720 名、オルガンアワー参加者数 944 名）、地域住民、教職員も参加している。

○将来を見据えた中長期計画その他諸施策の設定

- ・中長期計画（2014～2023 年度）に基づく 5 年間の行動計画を策定するとともに、各学部・事務部署が毎年度末に計画の進行状況を総括して「実績・成果」、「問題点等」、「次年度目標」を一覧化し、理事会が審議・適宜修正することにより、PDCA の実質化が図られている（資料 1-11）。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

建学の精神である「敬神愛人」は、創設期より 130 年の伝統を引き継ぎ、本学のキリスト教主義教育の根幹として現在も変わらず息づいており、教育・研究・社会貢献活動の堅固な土台となっている。本学は、建学の精神に基づき、大学及び大学院並びに学部の学科及び研究科の専攻の目的を学則に定め、公表している。さらに、大学等の目的を実現するために、中長期計画を策定・公表し、全学を挙げて実行を進めている。

以上のことから、本学の理念・目的に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあると考える。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、建学の精神に基づく大学及び大学院の目的の実現を図るために、教育研究活動等の状況を不断に自己点検・評価するとともに、改善・改革を行ってきた。その実績を踏まえ、2017年度から内部質保証の推進を担う「教学改革推進会議」を新たに設置するとともに、「内部質保証の基本方針及び手続」を以下のように設定している（資料2-1、2-2）。

●内部質保証に関する大学の基本的な考え方

自己点検・評価に基づき、教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み（内部質保証）を構築することにより、教育研究の質の保証及び向上を推進する。

（「教学改革推進会議規程」第1条）

●教学改革推進会議の権限と役割

教学改革推進会議は、大学院研究科、学部及び教学部門における内部質保証を統括し、以下の役割を担う。

- ・内部質保証の基本方針及び手続の策定
- ・自己点検・評価の総括、改善・改革の策定及び計画（PDCA）の推進
- ・研究科、学部、教学部門が改善・改革を行う際の支援及び調整

（「教学改革推進会議規程」第2条、第3条）

●教学改革推進会議と研究科・学部その他の組織との役割分担

（各研究科・学部、各教学部門）

- ・各組織は、毎年度のPDCAの状況を教学改革推進会議に報告する。

（教学改革推進会議）

- ・教学改革推進会議は、全学点検評価委員会から年次報告を受け、全学的な観点で改善・改革の方策を立案し、各組織に明示する。
- ・教学改革推進会議は、上記の立案に当たり、大学協議会、理事会及び監事の意見を徴する。
- ・教学改革推進会議は、各組織が教育活動の有効性を検証し、その検証結果を踏まえ改善・改革を行う際の支援及び調整を行う。

（「教学改革推進会議規程」第7条）

●各研究科・学部及び各教学部門における教育の PDCA のための指針

(各研究科・学部)

大学全体のポリシーを踏まえた各学科・専攻の 3 つのポリシーに基づき、「評価の視点」ごとに、当年度計画の①現状説明、②評価できる点、③課題・問題点を点検・評価し、④次年度の取組を計画する。次年度計画については、教学改革推進会議による総括及び改善策立案に伴い、必要に応じて調整を行う。

(各教学部門)

事務分掌単位の主要業務ごとに、当年度計画の①現状説明、②評価できる点、③課題・問題点を点検・評価し、④次年度の取組を計画する。次年度計画については、教学改革推進会議による総括及び改善策立案に伴い、必要に応じて調整を行う。

点検評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学は、2016 年度まで全学点検評価委員会を、内部質保証の推進を担う組織として位置づけてきた。同委員会は、毎年自己点検・評価の方針を策定し、大学全体、学部、研究科、教学部門の自己点検・評価結果を集約の上、問題を整理及び総括して学長に報告を行ってきた。学長は、自己点検・評価の結果を踏まえ、本学の教育研究活動等の改善に努めるよう関係部署に指示を行うとともに、自己点検・評価の結果を理事会へ報告し、中長期計画へ反映させるよう努めてきた。その一方で、近時の中央教育審議会や高大接続改革システム会議において、学長のリーダーシップの下で全学的な教学マネジメントを確立することの重要性が繰り返し提起されたことも考慮し、学長の下で内部質保証の見直しに向けた構想を進めてきた。そして、2016 年度における学部長会議での意見交換、全学点検評価委員会及び大学協議会での審議を経て、2017 年度から学長を中心とする全学的な教学マネジメント組織として教学改革推進会議を新たに設置し、内部質保証を強化している(資料 2-2)。

教学改革推進会議は、学長、各研究科長、各学部長、各教学部長、事務局長、事務局次長、総合企画部長、学事課長等、教学の責任者を構成員とし、以下の事項を所管している。

- (1) 内部質保証の基本方針及び手続に関する事項
- (2) 自己点検・評価の総括、改善・改革の策定及び計画の推進に関する事項
- (3) 各組織が改善・改革を行う際の支援及び調整に関する事項
- (4) その他、内部質保証に必要な事項

点検評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受入方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、大学及び大学院の目的に沿って、中央教育審議会大学分科会大学教育部会によるガイドライン（2016年3月）を踏まえ、2016年度に学部長会議での意見交換を経て、大学全体の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受入方針（3つのポリシー）を新たに策定した。さらに、大学全体の3つのポリシーに沿って、各学部の学科における3つのポリシーの再点検と一部修正を行い、2016年度末にホームページで公開した。大学全体、各学科及び専攻の3つのポリシーは、教育の方針であるとともに、毎年度の自己点検・評価の基盤となっている。

先述した「内部質保証の基本方針及び手続」及び「名古屋学院大学自己点検・評価規程」に基づき、内部質保証に責任を負う教学改革推進会議は、以下の手順により教育のPDCAサイクルを機能させている（資料2-1～2-3）。

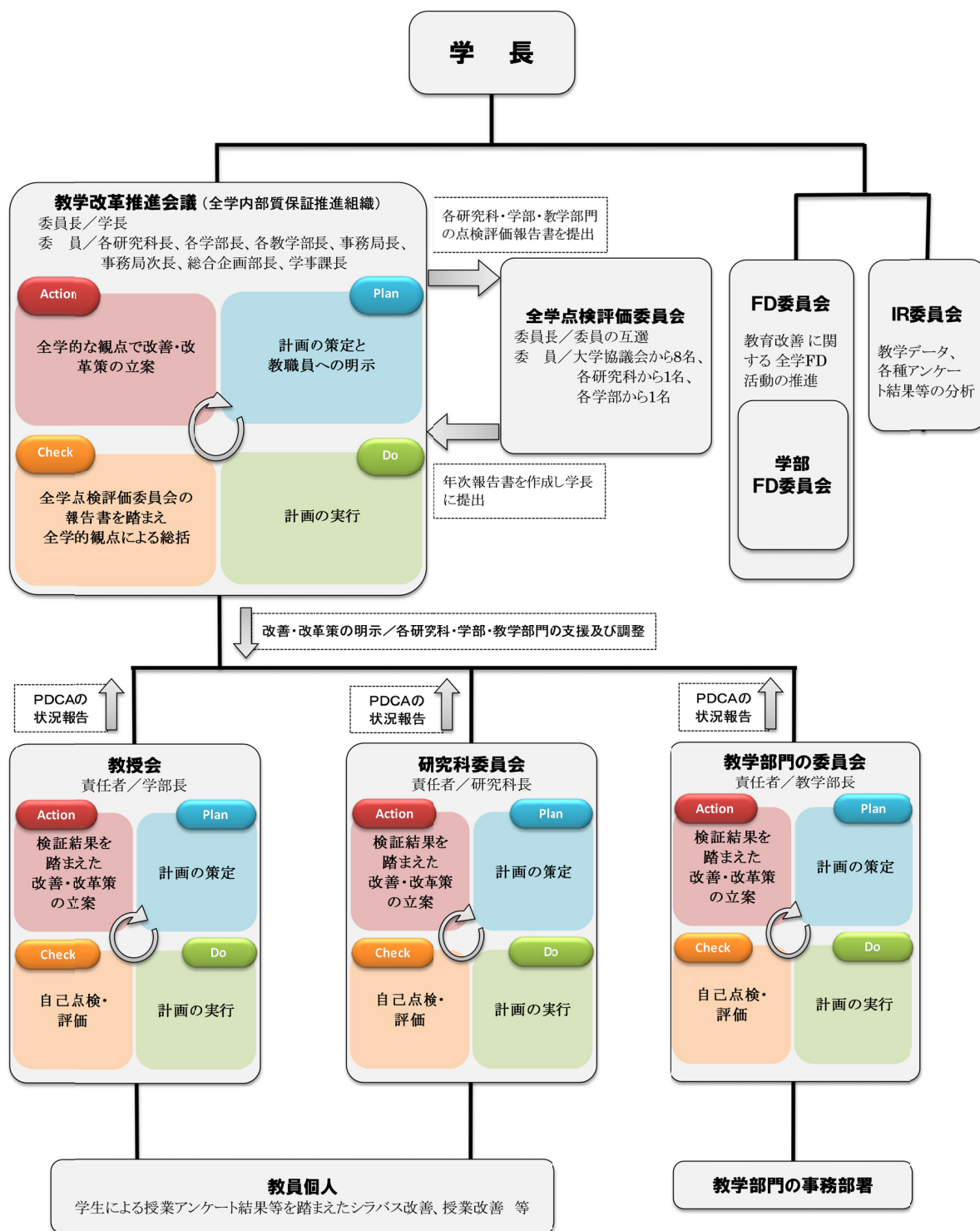
- (1) 学部、研究科は、3つのポリシーに基づく教育課程や教育方法等に関する毎年度の計画に沿って自己点検・評価、改善策立案を行い、教学改革推進会議を通じて全学点検評価委員長に提出する。
- (2) 教学部門は、学部、研究科の取組を全学的に支援する立場から、毎年度の計画に沿って自己点検・評価、改善策立案を行い、教学改革推進会議を通じて全学点検評価委員長に提出する。
- (3) 全学点検評価委員会は、各組織の自己点検・評価に基づき年次報告書を作成し、学長に提出する（重点課題の抽出）（資料2-4）。
- (4) 学長を委員長とする教学改革推進会議は、全学的な観点で改善・改革の方策を立案し、各組織に明示する。

教学改革推進会議によるPDCAサイクルの推進エンジンとなるのが、同じく学長を委員長とするFD委員会及びIR委員会である。FD委員会は、教育内容・教育方法の改善を図るために、研修会やワークショップを通じて各教員に全学的な方針や問題意識の共有を図っている（資料2-5）。IR委員会は2015年度に設置され、本学の計画策定、政策決定、意思決定を支援することを目的として教学データや各種アンケート結果の分析と学内共有を進めており、2018年度から3つのポリシーの検証も分析対象とし、教学マネジメントに資する情報提供を深める予定である（資料2-6）。これらの委員会の取組により内部質保証を

推進している。

教員個人については、各学部及び研究科の PDCA に関する情報を共有した上で、授業アンケート結果のフィードバックや、授業参観をはじめとする FD 活動、シラバスチェック等により授業の改善に取り組んでいる。

図表 2-1 名古屋学院大学内部質保証体制



本学の内部質保証体制において、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保する役割を担うのが全学点検評価委員会である。2017年度の教学改革推進会議設置に伴い、構成員に学部長、研究科長、教学部長を含めないかたちに改めることにより、同委員会は学内の第三者的な立場から各組織の自己点検・評価結果を確認し、学長に重点課題を指摘することとしている。委員構成は、教学に関する全学的審議機関の大学協議会から8名、大学院研究科から各1名（計2名）、学部から各1名（計8名）の合計18名となっている。さらに、客観性、妥当性を確保するために、教学改革推進会議における改善・改革の方策の立案に当たり、大学協議会、理事会、監事への意見聴取を行うことを「教学改革推進会議規程」に明示している。（資料2-1）。

本学では、上記のとおりPDCAサイクルを機能させているとともに、次のとおり行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対して適切な対応を取っている。

●認証評価機関（大学基準協会）からの指摘事項

2011年度の認証評価においては、以下の「努力課題」が指摘された。

図表 2-2 大学基準協会からの指摘事項とその対応

努力課題	本学の対応
学部及び研究科のシラバスにおいて、記載内容に精粗があり記述が不十分なものも散見されるので、改善が望まれる	シラバスを入力するウェブシステムの改善や、シラバス作成依頼時での注意喚起等を実施
過去5年間における入学定員に対する入学者数比率の平均が、商学部商学科で1.29と高く、外国語学部中国コミュニケーション学科で0.89と低い（抜粋）	商学科のAO入試の倍率を高く設定するとともに、中国コミュニケーション学科を募集停止し国際文化学部へと改組
編入学定員に対する編入学生数比率が、経済学部経済学科で0.40と低いので、改善が望まれる	経済学科の編入学定員を0名に変更

本学は、これらの指摘を踏まえ、学長の指示の下、各学部・研究科等で改善を進め、その状況を全学点検評価委員会が実施する毎年の自己点検・評価活動を通じて確認し、全学的な管理の下で改善活動に取り組んできた。そして、2015年7月に大学基準協会へ改善報告書を提出し、2016年4月には「貴大学が、大学評価結果における提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。また、その成果も満足すべきものである」との講評を受領し、今後の改善経過について再度報告する必要はないとされた（資料2-7）。

●文部科学省からの指摘事項

スポーツ健康学部子どもスポーツ教育学科の設置認可時（2014年10月）においては、以下の「留意事項」等が付された。

図表 2-3 スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科設置認可時の指摘事項とその対応

指摘事項	本学の対応
本学科の教育の特色として掲げている地域連携による体験学習については、さらなる内容の充実を図ること（留意事項）	瀬戸市教育委員会との間で、教職課程加入学生の派遣及び教育活動支援のボランティア学生の派遣に関して協定を締結し、それに基づく活動を実施
教員の補充を必要とされた1授業科目については、科目開講時までに教員を充足すること（留意事項）	当該科目を「兼任補充可」とされたため、当該科目に関する十分な指導歴を持ち、既設学部で担当実績のある兼任講師が担当
実習を履修するための要件が比較的に厳しいように見受けられることから、小学校教員、幼稚園教諭を養成する課程であることに鑑み、履修指導や進路指導等の支援体制について学内で整備することが望ましい（その他意見）	教職センターの設置、教員及び教職センター職員による学習指導の実施、中学校・高等学校校長経験者（特任教授）による教職指導の実施等

上記2点の留意事項については、内容を毎年度「大学等の設置に係る設置計画履行状況調査報告」において回答し、その他意見については、学内支援体制の整備、充実を図っている（資料2-8）。

このほか、2015年度及び2016年度の大学等の設置に係る設置計画履行状況調査結果において、「スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科の定員充足率の平均が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること」との改善意見が付された。また、2016年度の大学等の設置に係る設置計画履行状況調査結果において、「国際文化学部国際協力学科の定員充足率の平均が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること」との改善意見が付された。このため、改善意見が付された翌年度の「大学等の設置に係る設置計画履行状況調査報告」では、いずれについても要因分析を行い、対応策を立案し実行している旨の回答を行った（資料2-8、2-9）。

点検評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学は、学校教育法施行規則第172条の2第1項の規定に基づく教育研究活動に関する情報のほか、学則、3つのポリシー、自己点検・評価報告書、財務諸表等を積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たしている。広報室が情報公開を一元的に管理し、正確性

及び信頼性を担保するとともに、情報を適切に更新している。例えばホームページについては、各所管部署が作成したコンテンツを広報室が確認・承認して公開する手順となっている。冊子やチラシ等の印刷物に関しても、必ず広報室が内容を確認することとしている。

●教育（学則や3つのポリシーを含む）、研究、社会貢献活動

大学案内、ホームページ、大学ポートレート等で公表している（資料 1-13、1-15 <http://www.ngu.jp/outline/about/information>、2-10 <http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000454601000.html>）。

●教員の研究業績及び教育研究活動

ホームページで概要を公表しているほか（資料 1-15）、2015 年度にはリポジトリを整備し、学内論集や大学院の学位論文の公表を開始した（資料 2-11 <https://ngu.repo.nii.ac.jp>）。研究活動の活性化や質向上を目的として、研究活動が常に外部評価を受ける環境を整備している。

●自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書及び認証評価結果については、ホームページ上で公開しており（資料 2-12 <https://www.ngu.jp/outline/evaluation>）、本学の教育研究活動の質が保証されていることを広く社会に公表している。

●財務諸表

前年度の決算及び事業報告の会計監査を経て、理事会で承認された財務諸表については速やかにホームページ上で公表し、大学広報誌（コズモラマ）でも公表している（資料 2-13 <https://www.ngu.jp/outline/operation/finance>、2-14）。予算についても同様に、理事会で承認された後、速やかにホームページで公表している。このほか、名古屋キャンパスと瀬戸キャンパスで財務状況が閲覧できるようにしている。

●学生の課外活動をはじめとするその他の諸活動

適宜ホームページ、大学広報誌（コズモラマ）、その他リーフレット等にて公表するとともに（資料 2-15 <https://www.ngu.jp/campuslife/club>、2-16 <https://www.ngu.jp/outline/public/magazine/cosmorama>、2-17 <https://www.ngu.jp/outline/public/magazine/i-ris>）、必要に応じて、広報室がプレスリリースを行い広く社会に公表している。

点検評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、2016 年度に内部質保証に関する見直しを行った結果、学長を中心とする全学的な教学マネジメント組織である教学改革推進会議を 2017 年度に設置している。教学改革推進会議は 2017 年度に 3 回開催され、内部質保証が適切に機能するように自己点検・評価の運用そのものについても見直しを行っている（資料 2-2、2-4、2-18）。

第一に、自己点検・評価の様式については、従来の認証評価報告書に準じた報告書形式での記載を改め、各学部、研究科、教学部門単位のワークシート形式とし、各組織の詳細な計画ごとに「現状説明」、「評価できる点」、「課題・問題点」、「次年度計画」を一覧化した（資料 2-19）。計画・評価の視点については、学部・研究科は 3 つのポリシーをより意識した内容に改め、教学部門は中長期計画を組み入れたかたちで事務分掌ごとに設定することとした。これにより、各組織がそれぞれの計画に対して PDCA サイクルを回すことの意識付けがなされ、課題解決に当たりワークシートへの様式変更は有効に機能している。第二に、これまで当年度の自己点検・評価の集約が翌年度 5 月以後に、次年度事業計画策定が 3 月に行われていたため、次年度の改善に対する予算措置が十分できておらず、評価に基づく改善の実質化という面で問題があった。そこで、全学的な事項を扱う教学部門については、事業計画策定までに当年度の自己点検・評価を終えるよう、2017 年度から見直しを行っている（資料 2-20）。ただし、学部、研究科の 3 つのポリシーに基づく教育活動については、法人の事業計画・予算策定とは切り離し、従来通りの日程で集約することとしている。第三に、中長期計画の進行管理については、各組織の状況を直接理事会に集約していたのを改め、教学に関する中長期計画に関しては学長の主宰する教学改革推進会議において実質的な進行管理を行うようにした（資料 2-18）。

さらに、2017 年度末の 3 月には、教学改革推進会議設置初年度の活動を踏まえて、内部質保証システムの適切性、とりわけ教学改革推進会議自体の体制や運営について同会議内で意見聴取を行った（資料 2-18）。内部質保証システムに関する点検・評価は、今後運用を重ねていく中で様々な課題が生じることが考えられるため、継続して改善を進めていく。

内部質保証システムの適切性を検証する手段は自己点検・評価が基本であるものの、客観性を高めるためには学外者による評価の視点が重要である。そのため、「名古屋学院大学自己点検・評価規程」第 5 条第 2 項に「全学評価委員会は、必要に応じて学外者の意見を徴することができる」と規定、また、「教学改革推進会議規程」第 6 条第 4 項には「議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる」と規定しており、学外者の意見を聴き客観性を担保した改善が行える体制としている。

(2) 長所・特色

○内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備

- ・学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメントを確立し、大学教育の PDCA サイクルを機能させるため新たに設置した教学改革推進会議は、教学に関わる全ての責任者（学長、各研究科長、各学部長、各教学部長）を構成員としており、「内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織」として適切である（資料 2-1）。

○内部質保証システムの有効性

- ・学部、研究科、教学部門の組織単位で、毎年度自己点検・評価を中長期計画や事業計画と連動させながら実施し、教学改革推進会議の下、PDCA サイクルを機能させている（資料 2-3、2-4、2-19、2-20）。
- ・FD 委員会は教育内容・方法の改善を目的としていること、IR 委員会は、教学データ、各種アンケート結果等の分析から本学の計画策定、政策決定、意思決定を支援することを目的としており、これら委員会の取組により内部質保証を推進している（資料 2-5、2-6、2-21、2-22）。
- ・自己点検・評価に基づく改善・改革については、学内第三者として全学点検評価委員会による指摘を受けるとともに、方策の立案に当たり、客観性を担保するため大学協議会、理事会、監事による意見を聴取している（資料 2-4、2-23、2-24）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学等の目的を実現するために、教育研究活動等の状況を毎年自己点検・評価し、その結果を踏まえて改善・改革に取り組んでいる。2017 年度からは内部質保証システムの強化を図るために、学長を中心とする教学改革推進会議を新たに設置するとともに、内部質保証の基本方針及び手続を策定・明示している。

上記方針に沿って、学部・学科及び研究科・専攻は 3 つのポリシーに基づき、教学部門等は事務分掌（中長期計画を含む）に基づき毎年自己点検・評価を行っている。教学改革推進会議は各組織の評価結果を集約し、全学的視点で改善・改革を進めており、自己点検・評価結果についてはホームページ上に公開している。

本学の内部質保証について、独自性の高い取組を 3 つ挙げるができる。第一に、毎年実施してきた自己点検・評価を中長期計画や事業計画と連動させている。第二に、各組織の詳細な計画ごとに「現状説明」、「評価できる点」、「課題・問題点」、「次年度計画」を一覧化したワークシートを用いることにより、PDCA サイクルを回すことの意識付けがなされている。第三に、自己点検・評価の客観性を担保するために、学内第三者として全学点検評価委員会による指摘を受けるとともに、改善策立案に当たり大学協議会、理事会、監事による意見を聴取している。

以上のことから、本学の内部質保証に関する取組は大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組は卓越した水準にあると考える。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、建学の精神の下、大学及び大学院の目的を定めており、その実現のために学部、研究科、教学組織、研究所、センターを設置している（資料 1-1～1-3）。

●学部及び研究科

本学は、1964 年度に経済学部経済学科の単科大学として開学した。福田敬太郎初代学長は、キリスト教主義による名古屋学院の一貫教育の理想を完成し、中部経済圏のわが国全体における役割の躍進に備えて必要な人材を供給するとともに、人文科学及び自然科学の各分野にわたって整備された総合大学となることを志向した。この理念の下、1966 年度に経済学部商学科を増設し、1989 年度に外国語学部英米語学科・中国語学科及び留学生別科、1992 年度に商学部商学科（経済学部商学科を改組）を設置し、教育研究基盤を拡充した。さらに、2000 年度に経済学部政策学科、2003 年度に商学部情報ビジネスコミュニケーション学科、2006 年度には保健・医療・福祉分野の人材需要に対応し人間健康学部人間健康学科・リハビリテーション学科を設置した。その後、2010 年度に人間健康学部を改組してスポーツ健康学部スポーツ健康学科及びリハビリテーション学部理学療法学科を設置し、2013 年度に法学部法学科、2015 年度に現代社会学部現代社会学科（経済学部総合政策学科を改組）、国際文化学部国際文化学科・国際協力学科（外国語学部中国コミュニケーション学科、国際文化協力学科を改組）、スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科を設置した。このように、本学は、社会的要請に対応して学部等の整備拡充を図り、現在では 8 学部 11 学科体制となっている（大学基礎データ表 1）。

また、1997 年度に経済経営研究科経済学専攻（修士課程）・経営政策専攻（修士課程）、外国語学研究科英語学専攻（修士課程）の設置により大学院を開設し、1998 年度に外国語学研究科中国語学専攻（修士課程）、1999 年度に経済経営研究科経営政策専攻（博士後期課程）を設置した。さらに、2001 年度に通信教育課程外国語学研究科英語学専攻（修士課程）、2008 年度に同専攻（博士課程）、2009 年度には外国語学研究科に国際文化協力専攻（修士課程）を設置し、現在は通信教育課程を含む 2 研究科 5 専攻体制となっている。

●教学組織（委員会）

学長の下に、FD 委員会、IR 委員会、情報政策会議等を設置している（資料 2-5、2-6、3-1）。加えて、学長を中心とする全学的な教学マネジメントを確立するために教学改革推

進会議を設置しているほか、本学の研究・教育の国際化を一層進めるためにグローバル化推進会議を設置している（資料 2-1、3-2）。

全学にまたがる教学部門の組織として、(全学)教務委員会、学生部委員会、入学センター委員会、キャリアセンター運営委員会、宗教部委員会、学術情報センター運営委員会、総合研究所委員会、国際センター運営委員会、社会連携センター委員会、教職センター委員会を設置している（資料 3-3～3-12）。

これらのほか、教務部における学部教務委員会、学部 FD 委員会、共通教育運営委員会や、学生部における学生相談室運営委員会、食堂運営委員会等、いくつかの小委員会を設置している。それぞれの委員会組織は、学部・学科内では縦糸として具体的な事案の解決に当たっており、学部を超えた全学的な委員会は、大学全体という見地から教学組織間調整を図る横糸として機能している。

●研究所、センター

本学は、次の研究所、センターを設置している（資料 3-6～3-12）。

図表 3-1 研究所・センター一覧

施設	目的	内容
キリスト教センター	建学の精神である「敬神愛人」及びキリスト教精神を体現化	チャペル、宗教行事に関する運営や、学生の宗教活動の指導及び啓発等
キャリアセンター	学生の進路・就職・キャリアアップの支援を行う	進路・就職・キャリアアップに関する支援やキャリア教育の運用等
学術情報センター	学術研究を促進し、教育の向上を図る	図書館やネットワークの管理等
総合研究所	人文科学、社会科学及び自然科学に関する研究を推進し、学術文化の進展に寄与する	論集の発刊、講演会の実施、教員の研究支援等
国際センター	本学及び本学教職員、学生の国際交流を促進し、本学の教育研究の充実を図り、あわせて、地域社会の国際化に資する	留学を希望する学生の支援や、留学プログラムの企画及び運営等
社会連携センター	本学の有する人的・知的資源を自治体、企業、教育機関、市民等に還元し、地域社会の活性化に貢献するとともに、地域社会との連携を通じて本学の教育研究の質的向上を図る	地域連携及び産学連携や社会貢献に関する業務等
教職センター	本学における教職課程及び教員養成に係る諸業務を組織的に推進すること	教職免許状の取得支援、教員試験対策などの支援等

このほか、学生部の下に学生支援センターを、教務部の下に教育学習センターを設置している（資料 3-7）。学生支援センターは学生の大学生活全般に関わる支援を学生と近い関係で能動的に行うことを目的とし、教育学習センターは基礎教育の支援や、学習上で困難な問題を抱える学生を優しく導くとともに、学部教育の支援を行うことを目的としている。入学者の中には、大学で学ぶ意味を十分認識しないままに入学してきた学生、基本的な学習態度が形成されていない学生、基礎学力の乏しい学生がおり、学生間での学力にばらつきが生じている。これらは近年の学生に見られる大きな特徴であり、本学はこのような問題に対して積極的に対処している。また、キャリアセンターの中に資格センターを設置し、資格試験や公務員試験の合格に向けた支援を行っている（資料 3-7）。

本学は、これまで時代のニーズや学生の変化に対応しながら、教育研究組織を充実させてきた。学部卒業生、大学院修了生の多くは、中部経済圏の良き市民、良きビジネスパーソンとして活躍しており、本学の理念・目的を実現している。

これまで行われてきた新学部・学科の設置は、いずれも国際性、実学性、高齢社会に求められる健康と福祉の追究等、社会的ニーズに応えるものであった。それは同時に、本学の目的である「キリスト教主義に基づいて人格を陶冶する」という、社会や地域に貢献できる人材養成とも合致している。

大学院の設置も同様に、本学の社会的使命を果たすとともに社会からの要請に応えるものである。例えば、通信制大学院を除く全ての研究科・専攻は、大学院設置基準第 14 条教育方法の特例措置に基づき昼夜開講制で教育活動を展開し、名古屋市中心部のサテライトキャンパスを活用して社会人を積極的に受け入れている（資料 3-13）。社会に貢献できる高度専門職業人の養成は、時代のニーズであるとともに、「高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶する」という大学院の目的と合致している。

**点検評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部、研究科、センター等教育研究組織の適切性については、各学部教授会、各研究科委員会及び関係組織が自己点検・評価を実施している。例えば、学部・研究科の設置・改廃は理事会の専決事項であるが、各学部教授会又は各研究科委員会での議論を出発点とし、理事会側との事前協議・調整を十分に行いつつ、大学協議会又は大学院委員会での審議を経て、評議員会の意見聴取の後、理事会が決定する手順となっている。センター等の組織の変更も同様に理事会の専決事項であるが、各組織の自己点検・評価に基づき、理事会が検討・決定を行っている。

教育研究組織の適切性を点検・評価する材料の一つとして、卒業・修了後の進路が挙げられるが、検証の手段として必ずしも十分であるとはいえない。そこで、2015 年度秋学期

(2016 年 3 月) 卒業生から卒業時アンケートを実施し、本学の教育を受けた学生の声を収集した(資料 3-14)。加えて、2016 年度から、入学目的をはじめとして多岐にわたる項目について、新入生オリエンテーション時に新入生アンケートを実施している(資料 3-15)。このほか、IR 活動として、在学生に対して学生実態調査、授業アンケートを継続して実施している(資料 3-16、3-17)。

これらのアンケート結果は、教育研究組織の在り方を検討する参考資料となるほか、より良い教育内容、教育支援・学生支援体制の構築を検討するための基礎データとしても取り扱われている。

(2) 長所・特色

○大学の理念・目的と組織の整合性

- ・建学の精神である「敬神愛人」に基づいた大学運営及び大学教育を行うため、キリスト教センターや宗教部委員会を設置し、建学の精神の浸透・具現化のため、様々な宗教行事を企画・開催している(資料 1-10)。

(3) 問題点

なし

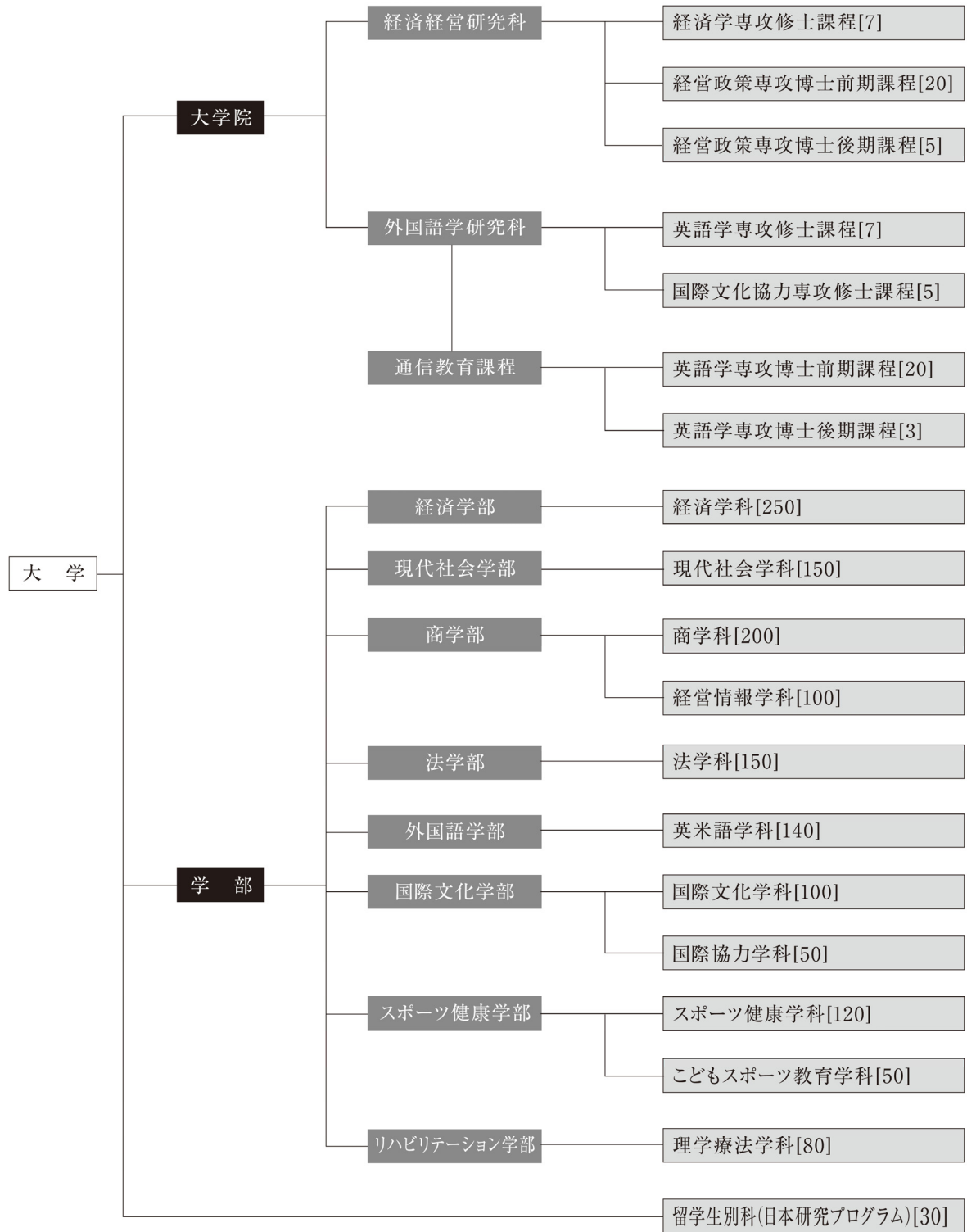
(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学及び大学院の目的を実現するために、社会的要請に応じて学部・学科、研究科・専攻を設置するとともに、各学部・研究科の教育をサポートするための教学組織、研究所、センターを適切に整備している。それぞれの教育研究組織は組織の適切性について自己点検・評価を実施し、理事会は評価結果を踏まえて設置・改廃を行っている。

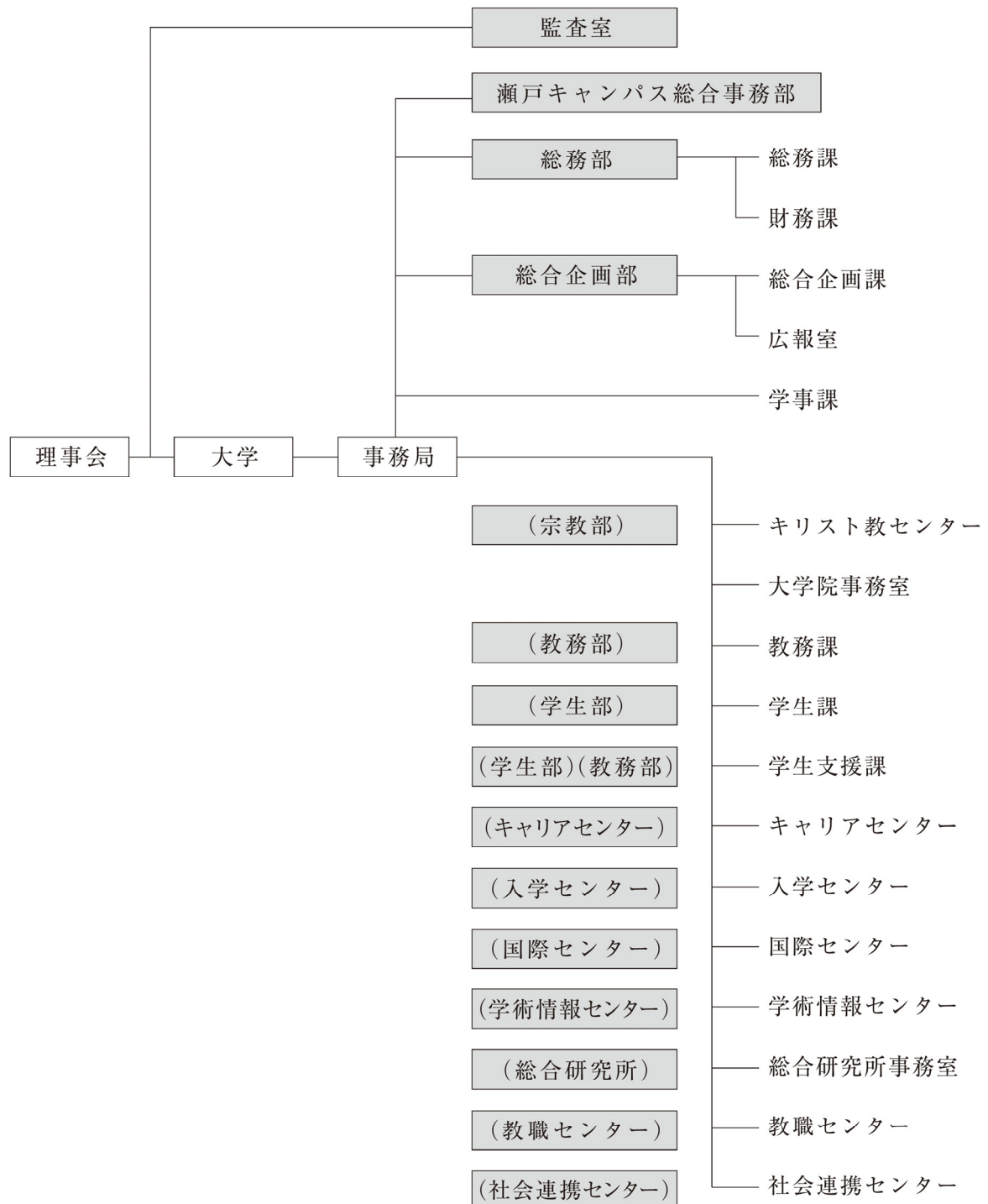
以上のことから、本学の教育研究組織は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組はおおむね適切であると考ええる。

図表 3-2 本学の教育組織図

[] は入学定員



図表 3-3 本学の事務局組織図



第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了に当たって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学は、各学部の学科及び研究科の専攻の教育研究上の目的を踏まえて、学科、専攻ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定している（資料 1-1～1-3）。

各学科のディプロマ・ポリシーについては、大学全体のポリシーに沿って、カリキュラムを履修・学修することにより獲得できる能力（学修成果）を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」の3つの観点から、「～できる」という具体的かつ平易な表現により明示し、ホームページ、履修要項、大学要覧で公表している（資料 1-15、4-1、4-2）。大学院においても、ディプロマ・ポリシーを専攻ごとに策定し、ホームページ上で公表している（資料 1-15）。

点検評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学は、学部の学科及び研究科の専攻ごとに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。各学科のカリキュラム・ポリシーについては、大学全体のポリシーに沿って、「教育内容」、「教育方法」、「学修成果の評価」の観点から策定し、ホームページ、履修要項、大学要覧で公表している（資料 1-15、4-1、4-2）。また、各学科のカリキュラムマップにおいて、各授業科目とディプロマ・ポリシーの対応関係を明示し、ホームページ上で公表している（資料 1-15）。

経済学部的事例では、「教育内容」において、NGU 教養スタンダード科目群に加えて専門科目群の《基幹科目》、《展開科目》、《関連科目》により教育課程を編成していること、《基幹科目》の「ミクロ経済学入門」及び「マクロ経済学入門」の学修を踏まえて、《展開科目》では【経済理論と情報】、【応用経済と経済政策】、【比較経済と歴史】、【法制度と公共政策】の履修モデルを用意していることなど、それぞれの科目区分の代表的科目や主な特徴を説明している。「教育方法」においては、学生の主体的な学修を促進するためにアクティブ・ラーニングや ICT を用いた双方向授業を積極的に展開していること、ゼミ担当教員の指導を受けて3年次末には研究報告書、4年次末には卒業論文の提出を求めることなどを説明している。「学修成果の評価」においては、各科目の評価が原則として平常

点及び期末試験等による総合評価（100 点満点）により行われること、思考力・判断力・表現力・態度等については、必要に応じて達成度指標（ルーブリック等）を設けて段階的に評価したうえで総合評価に加えること、学修成果の最終的なまとめとして、卒業論文（必修）の作成・発表を重視し、ディプロマ・ポリシーに適合するか否かについて評価することを説明している。

このように、各学科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を獲得させ、学位を授与するための教育内容及び教育方法を明示しており、ディプロマ・ポリシーと適切な関連性を有している。

大学院の各専攻もカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ上で公表している（資料 1-15）。各専攻の教育課程は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成されている。院生は、体系だった科目の履修及び単位の修得により、専門分野における研究能力や、高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことができる。

点検評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

各学部・学科及び研究科・専攻は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を適切に編成している。学士課程においては大学教育の基礎的科目であり、高大接続としての役割も持つ NGU 教養スタンダード科目群と専門科目群にバランスよく科目を配置し、修士課程及び博士課程においてはコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせている。各教育課程の編成に当たっては、順次性や体系性に配慮し、単位制度の趣旨に沿った単位の設定及び卒業要件単位数を設定している。学部・学科においては、キャリア教育にも力を入れており、全学的に実施するインターンシッププログラムに加えて各学科独自の取組も行っている。

（学部・学科）

●教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

各学科は、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を獲得させ、カリキュラム・ポリシーに掲げた方針を具現化するため、適切に教育課程を編成している。教育課程の編成に当たり、各学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー並びに各種法令・規則に基づき、各学部の将来構想委員会等が教育課程の素案を作成し、各学部教務委員会及び教授会で審議している。

特徴的な教育課程編成の事例として、法学科は、専門教育の効果やコミュニケーション能力を高めるため、カリキュラム・ポリシーに「1 年次から 4 年次まで少人数の演習科目を配置する」と明示し、4 年間を通じての少人数の演習科目をカリキュラムに組み込んで

いる（資料 4-3）。また、スポーツ健康学科は、カリキュラム・ポリシーに「基本的なスポーツ種目についての深い理解と、各種目の専門的技能の習得をねらいとする」こと及び「スポーツに関連した学問領域についての専門的知識の修得をねらいとする」ことを明示し、これにより、スポーツに関係する多様な資格の取得も可能とする教育課程編成を行っている（資料 4-4）。

●教育課程の編成に当たっての順次性及び体系性への配慮と授業科目の位置づけ

各学科は、大学教育の基礎的科目であり高大接続としての役割も持つ NGU 教養スタンダード科目群と専門科目群から教育課程を編成している。そして、教育内容の順次性を考慮して配当年次を定めるとともに、教育課程の体系を容易に理解できるツールとして科目ナンバリングを導入している（資料 4-5）。また、希望する進路に応じて体系的かつ系統的に学修できるよう、履修モデルを履修要項に明示している（資料 4-6）。

NGU 教養スタンダード科目群については、ほぼ全てを 1 年次から履修することができる。中でも、導入教育の重要な科目である「キリスト教概説」、「キリスト教学」、「基礎セミナー」、「日本語表現」、「キャリアデザイン 1a」、「基礎英語 1・2」、「英会話 1・2」、「実用英語演習 1・2」、「情報処理基礎」を 1 年次必修としている（一部の学科において、必修としない科目もある）。

専門科目群については、学部教育の基盤となる科目を 1 年次配当とし、2 年次より順次専門的な内容を学修できるようにしている。例えば、経済学科は、「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」、「統計学入門」、「経済史入門」、「日本経済入門」、「デジタル・プレゼンテーション」、「データ表現技法」を経済学の基礎科目として位置づけ、特に「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」については 1 年次の必修科目としている。これらの科目の履修・学修を前提として、2 年次より【経済理論と情報】、【応用経済と経済政策】、【比較経済と歴史】、【法制度と公共政策】に分類した学科展開科目を順次履修していく（資料 4-7）。

●単位制度の趣旨に沿った単位の設定と卒業要件単位数

本学は、セメスター制を採用しており、各科目 90 分、15 週にわたって授業を行っている（通年科目、夏季・春季休暇中に行われる集中講義、理学療法学科における 8 週で授業が完結するハーフセメスター科目は除く）。各科目の単位数については、大学設置基準に基づき、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義科目の単位数を 2 単位、実技・実習科目の単位数を 1 単位として設定している。また、通年にわたって開講する科目の単位数を 4 単位として設定し、特に、演習科目については、卒業論文（卒業研究）の作成に必要な学修等を考慮した単位数を設定している（法学科は除く）。

卒業要件単位数については、学科の特性に応じて、NGU 教養スタンダード科目群と専門科目群それぞれでの必要単位数を設定した上で、こどもスポーツ教育学科では 136 単位以上を修得、その他の学科では 124 単位以上を修得することとして設定している（資料 4-8）。

●個々の授業科目の内容及び方法と学士課程にふさわしい教育内容の設定

各学科は、各科目の授業を主に講義形式で行っているが、NGU 教養スタンダード科目群

に配置している必修科目や、専門科目群における一部の必修科目については、教育効果を高めるため、少人数による演習又は実習形式により授業を行っている。

NGU 教養スタンダード科目群の必修科目の中で、「基礎セミナー」を初年次教育における特に重要な科目として位置づけており、大学で学ぶことの意義について理解すること、有意義な大学生活を送る上での足がかりを形成すること、大学で学ぶためのスキルを習得することを目的としている。「基礎セミナー」は少人数の演習形式で実施し、全てのクラスにおいて、2013 年度から全学的に統一した標準テキストを作成・使用している(資料 4-9)。また、この授業はアクティブ・ラーニングを活用しており、各キャンパスが所在する名古屋市熱田区や瀬戸市の歴史を理解するためのまち歩きや、熱田区や瀬戸市に向けての政策提言コンペである「まちづくり提言コンペ」を行い、学生の課題発見能力や企画力の伸長を図っている。

専門科目群に配置している科目については、専門性を深く理解させるよう授業を展開している。各科目の特性に応じて講義形式、演習形式、講義・演習の組み合わせ形式によって授業を行うとともに、必要に応じてアクティブ・ラーニングを取り入れている。

本学は、独自に開発したポータルサイトである「キャンパスコミュニケーションサービス (CCS)」を整備している。CCS は学生・教員・事務局をつなぐ Web システムであり、同システムの様々な修学支援機能や学生支援機能によって、学生からの質問・相談に応えている(資料 4-10 <https://www.ngu.jp/facilities/library/system>)。また、このシステムに搭載しているクリッカーや自学自習システムを組み合わせ、学生の理解を促進させる授業も展開している(資料 4-11)。さらに、全ての学科において演習科目を少人数クラスで開講しており、教員の指導及びクラス全体の議論を基にテーマの発見から問題解決までを学生に取り組みせ、その上で卒業論文(法学科はレポート等)を完成させるような授業設計を行っている。

このように、各学科は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を行うとともに、大学教育の基礎的科目であり、高大接続としての役割も持つ NGU 教養スタンダード科目群と専門科目群にバランスよく科目を配置し、カリキュラムを設定している。

●学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学は、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育(キャリア教育)に力を入れている。

キャリア形成支援科目として、NGU 教養スタンダード科目群に、大学卒業後の進路や、職業生活を含めた人生全般について考え、それを実現するために必要な基礎的資質やスキルを養うことを目的としたキャリアデザイン科目(キャリアデザイン 1a・1b・2a・2b・3a・3b)を配置し、1 年次から 3 年次までの各学年で開講している。1 年次では、自己理解や他者理解の取組を通してキャリア形成に対する主体的問題意識を涵養し、2 年次では、グループディスカッションや他者との協働研究を通してコミュニケーション能力の向上やアイデンティティを確立することを目指している。3 年次では、就職活動に向けた具体的対策を行い、業界・企業研究やビジネスマナー講座、筆記・面接試験対策等の実践的な指導を徹底して行っている。また、大学独自のインターンシッププログラムでは、2 週間の現場実習と事前・事後指導を受講することで、NGU 教養スタンダード科目群の「インター

ンシップ」科目において2単位を認定している。

このほか、各学科は、キャリア教育について次のとおり独自の取組を行っている（資料4-12）。

図表 4-1 各学部独自のキャリア教育の取組

学科	科目名	内容
現代社会	中長期インターンシップ1・2	学生のニーズに合わせて、以下のインターンシッププログラムを整備 ・1か月以上にわたり就業体験を行う中長期期間型 ・同一の企業等で、間隔を空けて複数回就業体験を行うインターバル型 ・企業等に滞在し、中長期間にわたり就業体験を行う滞在型
法	リーガルフィールドワーク	法律事務所、企業の法務関係部門、地方公共団体の法律関係部署などで5日間の実習を行う
英米語	エアライン研究1・2ほか	キャビンアテンダントやグランドスタッフなどの職種で就職を希望する学生を対象に、株式会社ANA総合研究所との連携による実践的なプログラムを整備

また、こどもスポーツ教育学科や理学療法学科では、カリキュラムそのものが国家資格に直結している。

（研究科・専攻）

各専攻は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各専攻の専門性に沿って体系的に教育課程を編成している。例えば、経営政策専攻博士前期課程では、経営戦略、マーケティング、管理会計、資産運用、経営情報の活用等、経営に必要な知識とスキルを養成し、これらに関する科目を配置している。博士後期課程では、博士前期課程での学修を踏まえ、自立的な研究能力と豊かな学識を身に付けるための教育課程を編成しており、その中で、博士前期・後期課程5年間における研究の集大成である研究指導科目を配置している。また、経済学専攻、経営政策専攻、通信制大学院英語学専攻は、学部卒業生だけではなく、働きつつ学び研究しようという意欲ある社会人を念頭に置いた教育課程編成を行っている。さらに、各専攻は体系的な学修ができるよう、履修モデルを院生に明示している（資料4-13）。

大学院も学部と同様に、セメスター制を採用している。各セメスターの授業を2単位として設定し、通年にわたって開講する授業を4単位として設定している。また、修士論文及び博士論文の審査に合格し、かつ修了試験に合格することを前提として、修了要件単位数を以下のとおり設定している（資料4-14）。

図表 4-2 各専攻の修了要件単位数

課程	専攻	単位数
修士課程	経済学専攻、経営政策専攻、英語学専攻	32
博士前期課程	国際文化協力専攻、英語学専攻（通信制）	30
博士後期課程	経営政策専攻	20
	英語学専攻（通信制）	16

各専攻は、実践力の育成を目的として、授業の多くを 1～5 名の少人数で行うとともに、ディスカッション形式を取り入れている。経営政策専攻博士前期課程は、社会の第一線で活躍している企業経営者等を招聘し、経営実学等実践面を重視した授業を行う「企業経営特別研究」や、地元有力企業からの講師派遣により、経営ノウハウ等を教授する「経営政策特殊研究 1・2」を開講するなど、特色ある取組を行っている（資料 4-15）。さらに、経済学専攻及び経営政策専攻博士前期課程は、学位取得による税理士試験の科目免除制度に対応できる税理士養成プログラムを用意している。

このほか、通信制大学院英語学専攻では、院生が自宅にいながら不自由なく研究活動を進められるよう、スチューデント・コーディネーター（SC）を配置しているほか、夏季休暇期間中及び 12 月の土日を利用して必修科目及び演習科目・研究指導科目でスクーリングを実施し、その中できめ細やかな指導を行っている（資料 4-16 <https://www.ngu.jp/graduate/foreign-online>）。

各専攻は、入試において研究計画書を基にした面接を行うことにより、研究指導教員を決定している。院生は、研究指導教員の下で研究計画を策定し、演習科目・研究指導科目におけるリサーチワークを 1 年次より円滑に行っている。また、各専攻における必修科目の履修を踏まえ体系的な学修を行うために、研究指導教員の下でコースワークの計画を立てている。

点検評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

各学部・学科及び研究科・専攻は、学生・院生の学修を活性化し効果的に教育を行うために、単位の実質化やシラバス内容の改善といった取組を行っている。この取組に加え、各学部・学科はアクティブ・ラーニングや履修指導を実施し、各研究科・専攻は指導内容・方法・年間スケジュール等を院生に提示し、授業にディスカッション形式を導入している。

（学部・学科）

●単位の実質化

全ての学科で、各セメスターにおける履修登録単位数の上限を 24 単位として設定している（資料 4-17）。この単位数は、各授業における学習時間数に加えて、授業外での学習時

間数が考慮され設定されたものである。なお、夏季休暇及び春季休暇中に開講する集中講義の単位数は、この上限単位数から除外されており、学生は長期休暇を有効に利用した学修を行うことができる。

●シラバス内容の改善

科目の履修に当たり、学生はシラバスを熟読した上で科目の履修登録を行っている。全科目のシラバスは CCS 上に公開されており、学生はいつでもシラバスを確認することができる（資料 4-18 <http://ccs2cal.ngu.ac.jp/Syllabus/WebSite/Portal/Jugyo/SL01001.aspx>）。本学のシラバスは、授業の担当教員名や単位数に加えて、講義概要（目的）、学習到達目標、履修上の注意、事前事後学習、教材、評価方法・ルーブリック資料※、講義テーマ（科目の概要）を明示している。

※成績の評価方法として、ルーブリック評価を採用している科目は、評価方法・ルーブリック資料の項目に、ルーブリック評価の詳細が明示される。

本学は、シラバスを多方面からチェックする体制を整備している。CCS 上で入力されるシラバスは、記述漏れの有無についてシステム上のチェックがかけられ、学部長や学部教務委員会委員により内容の精粗について適宜チェックが行われている（資料 4-19）。このほか、授業アンケートでシラバスの整合性や有効性等に関して設問し、回答結果は、各教員へフィードバックされるとともに、学部 FD の一部としても扱われている（資料 2-21）。

●学生の学修を活性化させるための工夫

各学科は、学生の学修を活性化し効果的に教育を行うために、アクティブ・ラーニングの活用や課題解決型授業（PBL）の導入等の取組を行っている。その例として、次のとおり工夫を凝らした授業を行い、学生の主体的な学修を促している（資料 4-20）。

図表 4-3 学生の学修を活性化させるための授業

学科	科目名	授業内容
全学科 (NGU 教養 スタンダード 科目)	地域商業まちづくり演習 歴史観光まちづくり演習 減災福祉まちづくり演習 上級まちづくり演習	地域商業の活性化の方向性や社会的意義、大学周辺の観光資源の歴史や文化、災害時における行動等について理解を深めるとともに、それぞれにおける課題や解決策を探る。
経済学科	現代経済事情 経済学特殊講義 企業経済論	民間企業の協力を得て、企業が直面している課題を学生グループが分析検討し、解決策を企業に提案する。
現代社会学科	プロジェクト演習 A、B	コミュニティの活性化や企業の商品戦略、マーケティング戦略等、与えられた課題の解決を目指す。
経営情報学科	地域ブランド演習 1、2	熱田区を中心に、名古屋の地域資源をいかした身近な事例を用いて、地域資源のブランド化と発信を目指す。
理学療法学科	基礎セミナーⅡ	3 年生が 1 年生に向けて、学習計画を立てて指導・進行役となり、解剖学・生理学・運動学に関連する国家試験形式の問題を解説する等のグループ学習を行う。

各科目における取組のほか、各学部・学科は次の取組を行っている（資料 4-21 <https://www.ngu.jp/economics/core6>、4-22、4-23）。

図表 4-4 学生の学修を活性化させるための取組

学部・学科	取組名	内容
経済学科	経済学コア 6	2 年次までに学ぶ知識群を 6 つの分野「コア 6」として再構成し、クロスメディアによって学生に学ばせる。
経済学部 商学部 外国語学部 スポーツ健康学部 リハビリテーション学部	卒業研究発表会	学生の学修及び研究成果を学内外へ公表する。
全学科	SA の活用	基礎セミナー等で上級生が SA として授業に参加し、1 年生の質問・相談に応える。

各学科は、より効果的な教育を行うため、アクティブ・ラーニングを活用する授業や PBL 型授業では、1 クラス当たりの定員を 10 名～30 名に設定している（経済学科の「現代経済事情」、「経済学特殊講義」、「企業経済論」は、小グループに分かれてプレゼンテーションを行うため、定員を 1 クラス当たり 50 名に設定）。NGU 教養スタンダード科目群に配置されている語学科目、「基礎セミナー」、「情報処理基礎」、「日本語表現」等、多くの 1 年

次必修科目でも、1クラス当たり30名以下の少人数で授業を行っている（資料4-24）。同様に、専門科目群に配置されている演習科目、実技・実習科目でも、1クラス当たりの定員を10名～30名と設定して授業を行っている。

●履修指導の実施

各学科は、学生に本学の制度を理解させ、円滑に単位を修得させるため、入学時の学部ガイダンス、各セメスター開始前に実施する履修ガイダンス（現代社会学科、国際文化学科、国際協力学科）、演習科目選択時に実施するガイダンス等で、履修要項及びシラバスに基づき、CCSの使い方、履修方法、履修を推奨する科目、卒業要件、留学、資格取得等について説明を行っている。「基礎セミナー」や演習科目の授業内でも同様の説明を行っており、多くの学生は、問題なく学生生活を送っている。一方、出席不良や授業内容の理解不足等により、単位修得状況に問題を抱える学生も一定数存在している。本学は、単位修得状況に問題を抱えている学生や単位修得が一定数あっても出席不良と判断される学生を要注意学生として認識し、離籍防止に向けた取組として、各セメスター開始時前に呼び出し、クラスアドバイザー教員や教務委員等の二者面談による「修学指導」を実施している（資料4-25）。また、教員個人は、クラスアドバイザーとして受け持っている学生の出席状況や単位修得状況を随時確認し、対面に加えCCSによっても適宜、助言や指導を行っている。ほかにも、学生支援課は、学生の単位修得状況や出席率に一定の基準を設け、この基準を下回る学生に向けて電話や手紙などによりコミュニケーションを図り、当該学生の近況や修学意欲を把握し、適宜、指導や助言を行っている。

（研究科・専攻）

各専攻は、各セメスター及び年度内における履修登録単位数の上限を設けていないが、院生の履修登録において研究指導教員の許可を要している（通信制大学院英語学専攻博士前期課程のみ、年間の履修単位数を22単位までに制限している）。院生は、研究指導教員の下でコースワークの履修計画を立てている。

院生は各演習科目・研究指導科目を履修し、研究指導教員は履修要項・シラバス等によって指導内容、方法、年間スケジュール等を院生に提示及び指示している（資料4-26）。また、院生は日本学術振興会による研究倫理eラーニングコースを受講するとともに（資料4-27）、指導教員は剽窃防止のシステム（コピペルナー）を活用し、論文の剽窃等のチェックを推進している。

シラバスについては、各授業科目担当者が講義概要、学修到達目標、講義計画、事前事後学習、テキスト、参考文献、成績評価方法を明記し、大学院履修要項・シラバスで開示するとともに、研究科長又は専攻主任によるチェックを行っている（資料4-28）。

各専攻は、授業が一方通行とならないよう、ディスカッションによる意見の交換を行うことにより活性化を図っている。修士課程（博士前期課程）では、授業アンケートの結果を各専攻委員会で報告し（資料4-29）、分析結果を専攻主任及び当該教員に開示している。アンケート結果を基に、各研究科委員会・専攻委員会で、教育効果、授業運営に関する意見交換を行い、教育課程や教育内容・方法の改善を行っている。通信制大学院英語学専攻では、アンケートのほかにスクーリング時に教員との面談や懇談の場を設け、そこで得ら

れた意見を教育内容に取り入れるよう配慮している。

このほか、院生の研究活動を活性化させる取組として、各専攻は学位論文の中間発表会を行っている。中間発表会では、指導教員以外の教員及び報告者以外の院生も参加し、活発な質疑が行われる。さらに、院生に向けて、大学院主催の税理士セミナーや英語セミナーのほか、教員主催の各種研究会への参加を促している。

点検評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

各学部・学科及び研究科・専攻は、客観性、厳格性を担保した上で、単位制度の趣旨に基づく単位認定を適切に行うとともに、「名古屋学院大学学位規定」、「名古屋学院大学大学院学位規定」に基づき学位授与を適切に行っている。

●卒業・修了要件の明示

各学科は、入学時におけるガイダンスや、各セメスター開始前に実施する履修ガイダンス（現代社会学科、国際文化学科、国際協力学科）、演習科目選択時に実施するガイダンス等において、卒業要件に関する説明を行っている。学生は、これらのガイダンスを踏まえ、卒業要件単位数の充足に向けて科目の履修を行っている。

各専攻は、学位授与に当たり、修了要件のうち、学位論文の作成及び審査を最も重視している。大学院履修要項・シラバスに学位論文の形式や提出期限、審査基準等を明記するとともに（資料 4-30）、論文の作成から提出、審査にわたる一連の手続及び責任体制を、「名古屋学院大学大学院学位規程」に明示し、院生に公表している（資料 4-31）。

●単位制度の趣旨に基づく単位認定

先述のとおり、各科目の単位数は、大学設置基準に基づき、授業形態に応じて設定されているとともに、授業時間外に必要な学習等も考慮して設定されている。各教員は、それぞれが担当する各科目の単位認定について、シラバスに明示した「学習到達目標」に即して、「評価方法」に基づいた成績評価を次の評語により行っている。

図表 4-5 成績評語

成績評語	点 数	合 否
S	100～90 点	合 格
A	89～80 点	合 格
B	79～70 点	合 格
C	69～60 点	合 格
D	59 点以下	不 合格

成績評語	合 否（評語の意味）
P	合 格
失格	不 合格（失格）
欠席	不 合格（試験欠席）
R	合 格（認定）

※大学院はA、B、C、Dの評語のみ使用

合格の優劣（S～C）をつけるのが相応しくない科目については合格を「P」で表記し、

資格の取得等により単位を認定する科目を「R」で表記している。このほか、試験欠席による不合格の「欠席」、出席不良等による不合格の「失格」を設定している（資料 4-17）。

これら成績評価を基に、各科目の単位数に S 評価を 4 点、A 評価を 3 点、B 評価を 2 点、C 評価を 1 点、D・失格・欠席を 0 点換算した点数を乗じ、総履修登録単位数を分母として計算する GPA を学生に公表している。GPA は、従来の単位修得数による学習到達度判定の不十分さを補うもので、どのレベルで単位を修得したかを表す指標となっており、①成績優秀者の表彰基準、②留学派遣者の選定、③奨学金受給者の選定、④教職課程加入者の教育実習への参加基準、⑤演習科目の選考基準等に用いられている（資料 4-32～4-35）。

●既修得単位の適切な認定

各科目の履修による成績評価のほか、本学は、次のとおり既修得単位の認定を、各種規程に基づき行っている（資料 4-36）。

図表 4-6 既修得単位の認定に関する規程

規程	対象学部	内容・目的	認定単位数
入学前における既修得単位の認定に関する規程	全学部	本学入学前に、大学、短期大学等において修得した単位を認定する	上限：60 単位
各学部編入学規程運用細則	リハビリテーション学部を除く全学部	編入学により入学した学生の、既修学科目及び単位数を認定する	上限：62 単位
転学部・転学科に関する規程の各学部運用細則	全学部	転学部・転学科した学生の、既修科目及び単位数を認定する	上限：従前学部・学科における既修得単位数

上記のうち、入学前における既修得単位の認定については、1 年生を対象として入学後 1 か月以内に申請し手続を行うことを求めている。転学部・転学科による既修得単位の認定については、従前学部・学科における既修得単位数を上限としているが、転学部・転学科後の学位プログラムを重視するため、最終的に認定する単位数を各学部教授会の判断に委ねている。

また、英米語学科は、大学院進学を希望する 4 年生に向けて、大学院の科目を履修させる「大学院進学コース」を設置し、経済学科及び総合政策学科は、成績が上位の 4 年生に向けて、経済学専攻の授業を受講することを認める「上級経済学」の科目をカリキュラムに組み込んでいる（資料 4-37）。英語学専攻及び経済学専攻は、「大学院進学コース」加入者が英語学専攻の科目を単位修得した学生や「上級経済学」の履修によって経済学専攻の科目を単位修得した学生が、それぞれの専攻に入学した際に、当該科目の単位認定を行っている。

●成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価は、シラバスに明示した評価方法に基づき、各科目担当教員の責任により厳格に行われているが、教員間で成績にばらつきが生じることがある。このため、特に学部

において、各セメスターにおける全教員、全科目の成績評価分布を教務部長所感とともに教授会資料として公開し、教員間の成績評価分布の平準化を図っている（資料 4-38）。また、学生は、開示された成績に疑問等がある場合は、成績開示後 1 週間以内に「成績確認願」により成績の確認を行うことができ、これにより透明性が担保されている。

これら科目の履修から成績評価を経て、以下のとおり学生・院生に学位を授与している。

（学部・学科）

各学科に共通する卒業要件は、①在籍期間、②総修得単位数の充足、③必修科目の単位修得であり、商学部及び法学部を除く全ての学科で、演習科目を履修し、卒業論文（又は卒業研究）を提出することを必須としている。卒業論文の審査基準については、演習担当教員の責任の下、成績評価を行っている。

学位授与に当たっては、各学部教務委員会が学位授与者数及び学位授与に該当しない学生（卒業延期者）の原案を作成し、「名古屋学院大学学位規程」に基づき、教授会の責任において審議されている（資料 4-39）。このような手続を経ているため、学位授与は、厳格性や客観性が担保されている。

（研究科・専攻）

各専攻に共通する修了要件は、①在籍期間、②総修得単位数の充足、③学位論文の審査合格である。学位論文の審査では、指導教員である主査 1 名と、関連する分野の研究科教員である副査 2 名（博士後期課程では副査 3 名）が、「名古屋学院大学大学院学位規程」に明示した学位論文審査基準に基づき、専門的観点から学位論文の適切性を審査している（資料 4-31）。

以上を踏まえ、学位授与に当たり、各専攻委員会が学位授与者の原案を作成し、「名古屋学院大学大学院学位規程」に基づき、大学院委員会の責任において審議されている。このような手続を経ているため、学位授与に当たり、厳格性や客観性が担保されている。

点検評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学は、全ての学科のカリキュラムマップにおいて、各科目とディプロマ・ポリシーの関係性を明示しており、科目の履修・学修による卒業要件単位数の修得により、ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果を総合的に達成したと判断し、学位を授与している。これを踏まえ、各学科は、ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学修成果を把握及び評価するため、授業内におけるレポートや定期試験の結果に加え、「単位の修得状況」、「GPA」、「標準修業年限での卒業率」、「授業アンケート」を指標として用いている。

このほか、各学科で、次のとおり独自の指標を設定している（資料 4-21、4-40～4-43）。

図表 4-7 各学科独自の学修成果を把握及び評価するための指標

学科	指標	内容
経済学科、 総合政策学科	アセスメント・テスト	経済学部生が2年次までに学ぶ知識群を6つの分野「コア6」として再構成し、クロスメディアによって学生に学ばせ、設問に対する回答結果により、理解度及び定着状況を把握する。
英米語学科、 国際文化協力学科		英語の外部試験である「CASEC」を、1、2年次に向けて、計3回実施し、入学時からの英語能力の伸びを具体的なデータにより把握する。
法学科	公務員試験の合格者数	公務員試験の合格者数により、学修成果の把握及び評価を行っている。
理学療法学科	国家試験の合格率	国家試験の合格率により、学修成果の把握及び評価を行っている。

また、上記の指標を、主に次のとおり活用している。

図表 4-8 学修成果を把握及び評価するための指標の活用方法

指標	活用方法			
	学生の学修の 振り返り	履修指導	授業実施方法 の見直し	カリキュラム 編成の見直し
単位の修得状況	○	○		
GPA	○	○		
標準修業年限での卒業率			○	○
授業アンケート			○	○
アセスメント・テスト	○	○	○	○
公務員試験合格者数			○	○
国家試験合格率			○	○

各学科は、これらの指標を複合的に利用し、学生の学修成果を把握及び評価している。また、本学は、上記に加え CCS による全学的なポートフォリオを構築している。CCS 上に、全ての学生の入試区分、科目履修・成績の状況、授業出欠席の状況、レポートの提出状況、学生の指導や評価を含めたコミュニケーションに関する記録、留学の記録、取得資格、就職活動の実績等の情報を集積しており、これらの情報は、慎重に取り扱われることを前提として、学生への指導・助言に加えて①成績評価、②演習科目希望者の選考、③SAの選抜、④履修科目のクラス分け、⑤求人情報の提供等に利用されている。

各専攻では、研究の集大成である修士論文、博士論文とその中間発表会や口頭試問によって、学修（研究）成果の把握及び評価を行っており、これらに基づき、研究指導体制の適切性を測っている。

点検評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・学科及び各研究科・専攻は、教育課程や教育方法の適切性に関する自己点検・評価を毎年実施し、各学部教授会、研究科委員会等で情報共有をしている（資料 4-44）。2016 年度評価（2017 年度に実施）からは、認証評価報告書に準じた形式を改め、各学科、専攻単位で 3 つのポリシーに沿って、当年度の計画ごとに現状説明、評価できる点、課題・問題点、次年度計画を一覧化することにより、各教員に対して教育の PDCA サイクルの浸透を図っている（資料 2-19）。

2017 年度に設置した教学改革推進会議は、各学部及び研究科の自己点検・評価結果を集約し、全学点検評価委員会が指摘した重点課題に対して改善・改革の方策を立案し、各組織に明示している（資料 2-1、2-4）。この一連の手続により、本学の教育について PDCA サイクルを機能させている。

また、各学部・学科は、先述の指標に基づき、標準修業年限での卒業率、授業アンケート、アセスメント・テスト、公務員試験合格者数、国家試験合格率を、教務委員会、教授会、FD 委員会等で報告し、情報共有を図っている。これらの結果は、各学部教授会や、例えば法学科でのカリキュラム検討委員会、理学療法学科の理学療法学科会議&PT プロパー会議（資料 4-45、4-46）でカリキュラム等を検討する材料として利用されている。また、成績評価や試験等、全学に共通する事項について、教務部長、各学部教務主任、教務課長を構成員とする全学教務委員会が自己点検・評価を実施している（資料 4-47）。このほか、各教員は、授業アンケート結果のフィードバックや授業参観をはじめとする FD 活動等により、適宜、授業の改善を行っている。

自己点検・評価による学部・学科教育の改善例として、理学療法学科の取組が挙げられる。理学療法学科において、他学科と比較して標準修業年限での卒業率が低くなっている（2016 年度 理学療法学科卒業率 46.9%、理学療法学科を除く卒業率 85.3%）。そこで、教育の内容や水準を維持しつつ卒業率を改善させる取組として、①各科目の意図や目的を理解させるためモデル・コア・カリキュラムを作成、②履修指導のためモデル・コア・カリキュラムに基づくルーブリック評価の運用、③学習意欲の向上のためアクティブ・ラーニングの導入を行った（資料 4-48）。

大学院は、カリキュラム編成や授業内容、運営方法等、各専攻における教育研究方法に関する事項について、修了率や学位論文の内容に基づき、各専攻委員会及び大学院委員会で自己点検・評価を実施している。また、授業アンケートの結果を、当該教員にフィードバックするとともに、教育課程の適切性の検証に利用している。

(2) 長所・特色

○教育課程の体系的な編成

- ・経済学科は「ビジュアル版カリキュラムマップ」を作成し、基礎から専門、応用へと向かう科目体系を視覚的に捉えさせるための工夫を行っている（資料 4-49）。
- ・大学教育への導入科目として位置づけている「基礎セミナー」をアクティブ・ラーニングによって展開しており、この科目の中で、学生の課題発見能力や企画力の伸長を図るため、キャンパス所在地の名古屋市熱田区や瀬戸市に政策提言する「まちづくり提言コンペ」を行っており、また、多くの1年生（1,527名のうち、66%に当たる1,008名）がコンペへのレポートを提出している（資料 4-9、4-50）。
- ・キャリアデザイン科目の授業やインターンシップ等による全学的なキャリア教育に加え、現代社会学科、法学科、英米語学科で学生に積極的な行動力を身に付けさせることや卒業後の進路をより具体的にイメージさせることを目的に、それぞれのカリキュラムにキャリア形成に関する科目を配置し、独自のキャリア教育を行っている（資料 4-12）。

○学生の学習を活性化させるための措置

- ・各学科で、CCSにおける自学自習システムを用いることにより、それぞれの専門性の理解度を深めている（資料 4-10）。また、経済学科において、2年次までに学ぶ知識群を6つの分野「コア6」として再構成し、クロスメディアによって学生に学ばせるとともに、コア6の学習状況や到達度を個人別に可視化し、理解度及び定着状況を把握している。さらに、①2年次終了時までに全員が基準を達成することを目標としていること、②個人及び演習科目内での習熟度を競わせる（活性化させる）ため、年2回のコンペティション（コア6コンペ）を開催していることも特徴的である（資料 4-21）。コア6コンペの状況は以下のとおりであり、定着した取組となっている（資料 4-51）。

2015年度：322名のうち298名が受験（受験率92.5%）、平均点20.3点

2016年度：321名のうち288名が受験（受験率89.7%）、平均点20.1点

2017年度：274名のうち261名が受験（受験率95.3%）、平均点22.8点

参考 開始直後の2012年度：393名のうち340名が受験（受験率86.5%）、平均点14.5点

※いずれの年度も、前期（春学期）の結果で30点満点。2012年度は総合政策学科生を含む

- ・経済学科及び総合政策学科における「上級経済学」科目の配置や、英米語学科における大学院進学コースの設置により、大学院との接続を意識した教育を行っている（資料 4-37）。また、毎年度、1～3名が大学院進学コースに加入し、5名前後が「上級経済学」を受講しており、意欲ある学生に学習の場を提供している。
- ・理学療法学科で、学生と教員が共通認識を持って授業に取り組むために、専門科目群における各科目で、詳細かつ具体的な到達目標を示したモデル・コア・カリキュラムを作成している（資料 4-48）。

- ・各学科で、アクティブ・ラーニングや PBL 型授業により、学生の主体的参加を促す取組を行っている。特に、経済学科における「現代経済事情」、「経済学特殊講義」、「企業経済論」では、企業が実際に抱えている課題・問題を学生に提示し解決策の提案を行わせるとともに、優れた提案内容を企業が採用するため、学生の学習意欲を高めるプログラムとなっている（資料 4-20）。経済学科の PBL 型授業については、学生ニーズの高まりから 2015 年度に新設以降毎年度開講コマ数を増やし、2017 年度の受講者数は、1 年生 98 名（在籍者の 35.8%）、2 年生 65 名（同 20.7%）、3 年生 65 名（21.2%）となっている。
- ・経済学科及び総合政策学科における卒業研究発表会の公開審査会では、審査員に教員のほか地元自治体の関係者等外部審査員も加わっており、学習及び研究の成果を学内外に公表している（資料 4-22）。
- ・経営政策専攻において、経営実学等実践面を強化することを目的として、企業経営者等を招聘し授業を行っている（資料 4-15）。

○学生の学修成果の把握及び評価

- ・学生の単位修得状況や GPA に加え、例えば、経済学科ではコア 6 による理解度や定着状況を CCS 上に開示し、学修成果の把握及び評価を行っている（資料 4-21）。これらの指標は、学生による授業の振り返りや、カリキュラム編成の見直しに利用されている。
- CCS では、全学生の多様な情報を集積したポートフォリオを構築しており、この情報を基に、成績評価に加え履修指導や学生生活に関する助言を行っている。

(3) 問題点

○学生の学習を活性化させるための措置

- ・理学療法学科においては、他学科と比較して標準修業年限での卒業率が低くなっている（2016 年度 理学療法学科卒業率 46.9%、理学療法学科を除く卒業率 85.3%）（資料 4-52）。
- そこで、教育の内容や水準を維持しつつ卒業率を改善させる取組として、①各科目の意図や目的を理解させるためモデル・コア・カリキュラムを作成、②履修指導のためモデル・コア・カリキュラムに基づくルーブリック評価の運用、③学習意欲の向上のためアクティブ・ラーニングの導入を行っている（資料 4-48）。

○学生の学修成果の把握及び評価

- ・本学は、科目の履修・学修による卒業要件単位数の修得により、ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果を総合的に達成したと判断し、学位を授与している。これを踏まえ、各学科は、ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学修成果を把握及び評価するため、授業内におけるレポートや定期試験の結果に加え、「単位の修得状況」、「GPA」、「標準修業年限での卒業率」、「授業アンケート」を指標として用いている。これらの

指標からは、ディプロマ・ポリシーに明示した個別の学修成果（～できる）までを確認することができないため、これを可能とするための取組が必要である。そのため、各学科で独自の指標を設定しているほか、2017年度に、文科省が主催する「大学教育再生加速プログラム」に採択された他大学へ先進事例のヒアリングを行い、学部長会議、教学改革推進会議で情報共有を行っており、今後検討を深めていくこととしている（資料 2-4、4-21、4-40～4-43、4-53）。

（4）全体のまとめ

本学は、学部の学科及び研究科の専攻ごとに定めた教育研究上の目的の実現に向けて、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定・公表している。各学科及び専攻は、上記のポリシーに基づき、順次性に配慮しながら各学位課程にふさわしい教育課程を体系的に編成し、教育・学修効果を高める取組を講じるとともに、厳格な成績評価に基づき学位授与を適切に行っている。ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果については、卒業要件単位数の修得により総合的に達成したと判断しており、今後は学修成果の詳細な把握に向けた検討を深めていく。各学科及び専攻は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき毎年自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、本学の教育課程・学修成果に関する取組は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組はおおむね適切であると考ええる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受入方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受入方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、建学の精神の下、大学及び大学院の目的を定めるとともに、これに沿って、各学部の学科及び研究科の専攻において教育研究上の目的を設定している（資料 1-1～1-3）。各学科及び専攻は、上記の目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーに定める学修成果、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容に沿った学生を受け入れるために、受け入れる学生像や選抜方法を定めたアドミッション・ポリシーを策定している。各学科のアドミッション・ポリシーについては、大学全体のポリシーに沿って、「求める学生像」、「入学時まで身に付けるべき知識、能力等」、「入学者選抜」の3つの観点とし、各学科の目的や特色に応じて詳細を明示している。

図表 5-1 アドミッション・ポリシーの概要

求める学生像	・本学の建学の精神に共感する者 ・学習意欲に溢れる者 ・地域社会や国際社会に貢献しようとする者
入学時まで身に付けるべき知識、能力等	・高等学校までの教科に関する基礎的な知識・技能 ・自分の考えを他者に伝えるための思考力・判断力・表現力 ・主体性を持って他者と協働して学ぶ態度
入学者選抜	・学力試験 ・推薦試験 ・AO 試験

各学科はアドミッション・ポリシーをホームページ、大学要覧、入試要項で（資料 1-15、4-2、5-1）、各専攻はホームページ上で明示している（資料 1-15）。各学科は本学主催による入試説明会や高校訪問で、各専攻は大学院主催による入試説明会や企業訪問等でアドミッション・ポリシーを周知している。

点検評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受入方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(学部・学科)

本学は、大学受験に関する社会環境の変化と受験生ニーズに応じて、アドミッション・ポリシーに基づき多様な入学者選抜を適切に実施している。入学者選抜制度については、①一般入試、②センター試験利用入試、③センタープラス入試、④特別奨学生入試、⑤推薦入試、⑥AO入試、⑦グローバル人材特別入試、⑧特別入試（外国人留学生・海外帰国生徒・社会人入試）、⑨編入学試験を設定し、各入試要項に沿って入学者選抜を公平・公正に実施している（資料 5-1、5-2）。

●学力入試による選抜

一般入試、センター試験利用入試、センタープラス入試は、アドミッション・ポリシーにおける「高等学校までの教科に関する基礎的な知識・技能」を測ることに重点を置いた入学者選抜であり、試験の合計点の上位者から順に合格者としている。

特別奨学生入試では、学力試験及び面接を実施している。学力試験の合計点の上位者から順に奨学生候補者通知を行い、奨学生候補者に対して面接を実施し志願者の能力を測っている。募集人員の上限を 25 名とし、合格者には入学金及び原則として 4 年間の学費全学を免除している。

●推薦入試による選抜

推薦入試は、アドミッション・ポリシーにおける「高等学校までの教科に関する基礎的な知識・技能」及び「自分の考えを他者に伝えるための思考力・判断力・表現力」を測ることに重点を置いた入学者選抜となっている。

推薦入試のうち一般推薦入試では、「小論文型」、「基礎学力テスト型」、「商業系科目テスト型」を実施している。小論文型では、書類審査（調査書等）に加えて、A、B、C の 3 段階による小論文及び面接の評価を加味し、志願者の能力を測っている。基礎学力テスト型及び商業系科目テスト型では、書類審査（調査書等）に加えて、100 点満点の基礎学力テスト（又は商業系科目テスト）の結果、面接の評価により、志願者の能力を測っている。

指定校推薦入試、指定種目スポーツ推薦入試、スポーツ・文科系活動推薦入試では、書類審査（調査書、課外活動等）、小論文及び面接により、志願者の能力を測っている。

●AO 入試による選抜

AO 入試は、各学部・学科の独自性が色濃く打ち出された選抜方法となっており、この

入試では、講義、小テスト、プレゼンテーション、英語スピーチ、グループディスカッション、PBL 型授業等、多様な方法によって志願者の能力を測っている。このため、AO 入試は、アドミッション・ポリシーにおける「主体性を持って他者と協働して学ぶ態度」を詳細に測ることができる選抜方法となっている。

●その他の入試による選抜

グローバル人材特別入試

外国語学部及び国際文化学部では 2017 年度入試より、グローバル化の進展に伴い必要とされる英語の「読む」「聞く」「書く」「話す」の 4 技能を有した豊かな国際感覚を持つ志願者を受け入れることを狙いとして、外部英語検定試験の級又はスコアを出願資格とした入学選抜を実施している。

特別入試

特別入試として、外国人留学生入試（スポーツ健康学部、リハビリテーション学部は除く）、海外帰国生徒入試（リハビリテーション学部は除く）、社会人入試を実施している。いずれの試験も面接を実施するほか、学科ごとに小論文や英語等の筆記試験を実施し、志願者の能力を測っている。

編入学試験

他大学で 2 年以上の課程を修了し、出願時に 62 単位以上を修得している者や、文部科学大臣により大学入学資格に係る指定を受けた専門学校を修了した者（又は修了見込の者）等を対象として編入学試験を実施している（リハビリテーション学部は除く）。編入学試験では、小論文及び面接の評価によって、また、外国語学部は英語の試験を加味し、志願者の能力を測っている。

本学は、これらの入学選抜を適切に実施・運営するための組織として、入学センターを整備している。入学センター委員会は、学長指名の教学部長である入学センター長（責任者）及び各学部選出の入学センター委員によって構成され、「入学センター委員会規程」に基づき、以下の事項を審議している（資料 3-5）。

- ・「入学試験要項」の原案の作成（各学部教授会に提出）
- ・入試問題の出題責任者及び出題者の選定と委嘱
- ・入学試験の合否判定資料（原案）作成（各学部教授会に提出）
- ・その他入学試験に関して必要な業務

入学確保は経営上の重要課題であるため、理事会の下に設置される入試政策会議が、入学センター委員会と調整を行っている。入試政策会議は、「入試政策会議規程」に基づき、議長を理事長として、学長、入試担当理事、財務担当理事、各学部長、事務局長、事務局次長、職員部長、入学センター長、入学センター課長によって構成され、以下の入試政策に関する基本方針を検討している（資料 5-3）。

- ・当該年度の入学確保に関すること

- ・当該年度の推薦試験枠と一般試験枠の比率及び募集人員に関すること
- ・当該年度の指定校の選定と推薦依頼人数及び推薦基準値に関すること
- ・その他入試政策に関する重要事項

本学は、これらの組織を適切に整備し毎年度の入試を実施するとともに、入試の透明性、公正性、厳格性を担保するために以下の取組を行っている。

- ・前期、中期、後期試験のそれぞれで、同程度の難易度の試験問題を用意
- ・推薦入試において、複数の担当者による多角的な視点での採点を実施
- ・学力入試の実施後、最高点やボーダー得点等を高等学校宛に通知
- ・ホームページに、入試問題、受験者数、合格者数等の情報を開示（資料 5-4 <https://www.ngu.jp/admissions/admission>）。

以上の組織整備及び運用を踏まえて、入学センター委員会が各入試の採点結果を取りまとめて合否判定の原案を作成した後、教授会が審議した結果に基づき、学長が最終決定をしている。

（研究科・専攻）

各研究科・専攻も学部・学科と同様に、アドミッション・ポリシーに基づき多様な入学者選抜を実施しており、特に場所や時間に制約される社会人に配慮して複数回の入試を実施している。

通学制では、一般入試、社会人特別入試、留学生特別試験等 8 つの区分を設定している（資料 5-5）。一部の試験を除き学力試験を課しており、学力試験では、研究活動に必要な学力を測っている。各試験では、出願書類として研究計画書の提出を求めており、研究計画書に基づく面接を実施し、研究活動に関する目的の明確性や意欲の度合いを測っている。

通信制大学院英語学専攻では、仕事を持つ社会人が、地理的・時間的制約を超えて学ぶために志願することを想定している。博士前期課程の入学者選抜方法は、研究計画書に基づく面接のみとし、博士後期課程は面接に加え英語小論文を課している（資料 5-6）。

各専攻委員会が入試実施を担い、各専攻委員会が研究科委員会規程に基づき合否判定を審議している。また、入試実施において公平性・透明性を担保するために、複数の面接官（教員）が面接を行っている（資料 5-7）。

また、学部及び研究科は、障がいなどを理由として受験時に特別な配慮が必要な受験生に対して、例えば、視覚障がい者に対して問題文の拡大を行い、車いす使用者に対して座席位置の配慮を行うことや、病気などを理由に通常の試験室での受験が困難な受験生に対して別室受験を認めるなど、合理的な配慮に基づく公平な入試を実施している。

点検評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本学は、学部、研究科のそれぞれにおいて、進学需要等を踏まえて入学定員及び収容定員を定め、在籍学生数の適切な管理に努めている。

学部学生の受入れについては、過去 5 年間（2013 年度～ 2017 年度）の入学定員に対する入学者比率が大学全体で 1.06 倍から 1.18 倍 の範囲に収まっており、適正な数値である。なお、国際文化学部国際協力学科及びスポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科は、2015 年度に開設してから定員未充足が継続し、2017 年度入試において入学定員に対する入学者比率が 0.90 倍、0.78 倍となっているが、国際文化学部、スポーツ健康学部のそれぞれが学部単位では定員を充足している。2017 年度の大学全体の収容定員は 5,510 名、在籍学生数は 6,043 名、収容定員に対する比率は 1.10 倍であり、適正な数値となっている（大学基礎データ表 2、3）。

一方、2017 年度の大学院入学者数は、全研究科・専攻で定員未充足であり、入学定員充足率は 49.3%であった。課程別に見ると、修士課程（博士前期課程）では入学定員充足率が 47.5%、博士後期課程では入学定員充足率が 62.5%であり、入学定員充足に向けた取組が必要である。

なお、2017 年 5 月 1 日現在の大学院在籍者は 115 名、収容定員充足率は 81.0%である。その内訳は、修士課程（博士前期課程）では両研究科合わせて 94 名が在籍し、収容定員充足率は 79.7%、博士後期課程では両研究科合わせて 21 名が在籍し、収容定員充足率は 87.5%である（大学基礎データ表 2、3）。

点検評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・学科及び各研究科・専攻は、学生の受入れの適切性に関する自己点検・評価を毎年実施し、各学部教授会、研究科委員会等で情報共有をしている（資料 4-44）。2016 年度評価（2017 年度に実施）からは、認証評価報告書に準じた形式を改め、各学科、専攻単位で 3 つのポリシーに沿って、当年度の計画ごとに現状説明、評価できる点、課題・問題点、次年度計画を一覧化することにより、各教員に対して教育の PDCA サイクルの浸透を図っている（資料 2-19）。

2017 年度に設置した教学改革推進会議は、各学部及び研究科の自己点検・評価結果を集約し、全学点検評価委員会が指摘した重点課題に対して改善・改革の方策を立案し、各組織に明示している（資料 2-1、2-4）。この一連の手続により、本学の教育について PDCA サイクルを機能させている。

さらに、全体的な取組として、学部については、理事長が主宰する入試政策会議が当該年度終了後に入試結果を分析し、各学部長をはじめとする構成員で共有し、今後の入試政策に結び付けている（資料 5-8）。研究科については、各研究科委員会が次年度の学生募集と入学者選抜方法を検討した上で、大学院委員会で審議している。具体的には、各入試説明会における参加者数、アンケート結果及び各入試受験者数を自己点検・評価することにより、入試日及び説明会日の設定並びに入試回数を調整している（資料 5-9）。

自己点検・評価による改善例として、2013 年度に、通信制大学院英語学専攻博士前期課程の入学定員の変更や、留学生入試における日本語能力の条件緩和等の改善を行ったことが挙げられる。また、2017 年度大学院入試において入学者が前年度よりも減少したことを受け、要因分析を行い、研究科長・専攻主任会議で今後の取組を検討した（資料 5-10、5-11）。

（2）長所・特色

○入学者選抜の実施方法

- ・大学院で、入試説明会における個別面談や、入試時における研究テーマの詳細な確認により、研究指導上のミスマッチを事前に防いでいる（資料 5-7、5-12）。
- ・障がいを持つ受験生に対して広く門戸を開いており、それに基づく様々な配慮（視覚障がい者に対する問題文の拡大や、車いす使用者に対する座席位置の配慮等）を行っている。

○学生の受入れ

- ・入試実施方法の多様化、キャンパス移転、学部の新増設等、大学全体として様々な取組を行った結果、学部入試で、入学志願者数が 2015 年度 7,061 名、2016 年度 7,502 名、2017 年度 9,433 名と増加している（大学基礎データ表 2、3）。

（3）問題点

○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方法

- ・一般入試、センター試験利用入試、センタープラス入試等の学力入試で、学力の 3 要素のうち「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」や英語 4 技能のうち「聞く」、「話す」をより適切に評価する必要がある。2018 年度入試に向けて、一般入試の一部において面接の導入を検討したが、試験会場・時間割等の制約がある中での実施が困難であったため、適切な方策の導入に向けて調査・検討を進めていく。

○学生の受入れ

- ・国際文化学部国際協力量科及びスポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科において、開設後定員未充足の状態が継続しているため（大学基礎データ表 2、3）、要因分析を行い、定員充足に向けた取組を進めている。

国際協力量科

2017 年度入試における入学者が 45 名であり、定員未充足ではあるもののそれまでに行った取組（DM の発送、公開授業の実施等）の効果が表れている。2017 年度も引き

続きこの取組を実施するほか、高校生・留学生・本学部生の交流活動や共同作業を伴うような事業の検討を進めている。2017年度は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所及び特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会の協力を得て、「難民映画の上映イベント（学校パートナーズ）」を実施し、高等学校への告知を行い、高校生を含め約 180 名の参加者があった（資料 5-13 <https://www.ngu.jp/news/borninsyria>）。

こどもスポーツ教育学科

定員充足に向けて、教職指導の強化、教育現場観察の実施、教育委員会との連携など教員養成に関する取組を一層強化し、それらの活動を PR している（資料 5-14、5-15 <https://www.ngu.jp/admissions/department/children>）。さらに、改組を含めた抜本的な対策も検討することが必要である。

- ・2017 年度入試において、全研究科・専攻で定員未充足となっている（大学基礎データ表 2、3）。そのため、2017 年度に定員未充足であることの要因分析を他大学院との比較により行い、定員充足に向けた方策を研究科長・専攻主任会議で検討している（資料 5-11）。

（4）全体のまとめ

本学は、学部の学科及び研究科の専攻ごとに定めた教育研究上の目的の実現に向けて、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定・公表している。学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーに基づき、公正性、厳格性、透明性を担保している。各学科及び専攻は、アドミッション・ポリシーに基づき毎年自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。

今後の課題は、学力の 3 要素及び英語 4 技能の適切な評価に向けた検討を進めること、一部学科の定員未充足の対策を継続すること、2017 年度に生じた大学院の定員未充足の解決に向けた検討と対策を進めていくことである。

以上のことから、本学の学生の受入れに関する取組は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組はおおむね適切であると考ええる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、大学の目的及び各学科の教育研究上の目的を学則で定め（資料1-1）、その目的に沿って教員を計画的に採用・配置している。教員の採用においては、学校教育法や大学設置基準等の規定に基づき、教員に求められる教育上・研究上の能力及び実績等を審査するため、教員の人事に関する規程を制定し、その規程に基づき採用人事を行っている（資料6-1）。

各学部教授会及び共通教育運営委員会は、毎年度、教員採用枠（採用数）を検討し、学部長会議での協議を経て、学長及び理事会に要望を行っている。学部長会議では、職位、担当科目のほかに、採用枠の必要性や、その採用枠に期待する要件等が明記された資料に基づき、協議を行っている。なお、本学は、求める教員像を設定していないが、大学の理念・目的を踏まえて、募集要項に「キリスト教主義教育に理解のある者」と明記し、採用活動を行っている（資料6-2）。

教員の役割として、授業担当は、専任教員が担当する授業担当時間を週10時間として、「学校法人名古屋学院大学就業規則」第10条に規定している（資料6-3）。教員は、教育研究に加えて、学生募集に関する入学センター委員会や各学部の教務事項に関する学部教務委員会等、各種委員会の委員を担っている。各委員会は、それぞれの委員会規程において、委員長の選出に関する項目を規定するとともに、それぞれの役割や目的に応じて審議事項を定め、審議された内容は、各学部の教授会で情報共有が行われている。

本学は、大学院の専任教員を置かず、学部教員が大学院を兼任している。このため特に経済経営研究科は、教育研究上の任用基準を設け、これに従って学部から選任している（資料6-4）。また、大学院担当教員で構成する研究科委員会は研究科長が、専攻委員会は専攻主任が委員長となり、それぞれが連携しながら研究科及び専攻の運営を行っている。

点検評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

本学は、大学の目的と各学科及び専攻の目的に沿って、教員を計画的に採用・配置することにより、教育課程にふさわしい教員組織を編成している。

大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数や、各学部教員の年齢構成等は次のとおりである（大学基礎データ表 1、5）。

図表 6-1 教員数

学部	入学 定員	収容 定員	基準 教員数	教員数 ()内は女性教 員の内数	外国人 教員数	2017年度 入学生数	2017年度 1年生の ST 比
経済学部	250	1,050 ^{※1}	16	34(5)	4	274	12.45
現代社会学部	150	600 ^{※2}	14	17(4)	0	177	11.80
商学部	300	1,200	22	37(10)	2	309	11.44
法学部	150	600	14	15(2)	0	170	13.08
外国語学部	140	560	10	15(4)	4	150	10.71
国際文化学部	150	600 ^{※2}	12	23(4)	2	172	7.82
スポーツ健康学部	170	680 ^{※2}	18	26(8)	1	192	8.35
リハビリテーション学部	80	320	14	17(4)	0	84	5.25
合計	1,390	5,610	169 ^{※3}	184 (41)	13	1,528	12.09

※1 2015年度に入学定員を300名から250名に変更

※2 完成年度（2018年度）時の数値（スポーツ健康学部はこどもスポーツ教育学科が学年進行中）

※3 大学全体の収容定員による基準教員数49名を含む

図表 6-2 教員の年齢構成

学部	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳以上	計	女性	外国人
経済学部	0	11	9	5	9	34	5	4
(構成比)	-	32.3%	26.5%	14.7%	26.5%	-	14.7%	11.8%
現代社会学部	0	3	5	6	3	17	4	0
(構成比)	-	17.6%	29.4%	35.3%	17.7%	-	23.5%	-
商学部	4	5	9	9	10	37	10	2
(構成比)	10.9%	13.5%	24.3%	24.3%	27.0%	-	27.0%	5.4%
法学部	1	2	3	0	9	15	2	0
(構成比)	6.7%	13.3%	20.0%	-	60.0%	-	13.3%	-
外国語学部	0	3	3	4	5	15	4	4
(構成比)	-	20.0%	20.0%	26.7%	33.3%	-	26.7%	26.7%
国際文化学部	0	3	4	9	7	23	4	2
(構成比)	-	13.0%	17.4%	39.1%	30.5%	-	17.4%	8.7%
スポーツ健康学部	0	4	6	6	10	26	8	1
(構成比)	-	15.4%	23.1%	23.1%	38.4%	-	30.8%	3.8%
リハビリテーション学部	0	4	4	5	4	17	4	0
(構成比)	-	23.5%	23.5%	29.5%	23.5%	-	23.5%	-
合計	5	35	43	44	57	184	41	13
(構成比)	2.7%	19.0%	23.4%	23.9%	31.0%	-	22.3%	7.1%

2017年度の各学部教員1人当たりの入学生数は、平均12.09名である。保健医療系学部であるリハビリテーション学部は、国家試験に向けたきめ細かな指導を行うため、最も低い数値（5.25名）となっている。その一方で、全ての社会科学系学部で10.0名を超え、法学部が最も高い数値（13.08名）となっている。

本学教員の年齢構成は、学部ごとに差はあるものの、全体的にやや61歳以上の割合が多く（31.0%）、特に法学部で60.0%と最も高い値となっている。

本学は、専任教員に準じる身分として任期制教員の採用を行っており、現在26名（任期制教授5名、任期制准教授2名、任期制講師19名）が在籍している（資料6-5）。このうち8名は、主にNGU教養スタンダード科目群に配置されている外国語科目や日本語表現科目、各学部の専門科目群に配置されている外国語科目を担当している。さらに、うち2名は、学生が実践的な英語力を身に付けることを目的として採用された外国人講師である。専任教員と任期制教員は、教育の質を担保するため、授業内容や指導方法に関する意思疎通を図っている。

任期制教員の契約形態については、任期を1年ごとの契約とし、最長5年の延長を可能としていたが、2016年度より、更に5年間（最長10年間）の延長を可能にする変更を行った（資料6-6）。

大学院の授業については、学部教員が兼担しており、その構成は次のとおりである（大学基礎データ表1）。

図表 6-3 大学院教員数

課程	専攻	研究指導 教員基準数	研究指導 補助教員 基準数	基準 教員数計	研究指導 教員数	研究指導 補助教員数	教員 数計
修士	経済学専攻	5	4	9	16	11	27
	経営政策専攻	5	4	9	9	7	16
	英語学専攻	3	2	5	7	3	10
	国際文化協力専攻	3	2	5	5	5	10
	英語学専攻（通信制）	3	2	5	6	3	9
博士	経営政策専攻	5	4	9	9	3	12
	英語学専攻（通信制）	3	2	5	4	1	5
合計		27	20	47	56	33	89

各専攻委員会及び大学院委員会は、任用基準に従って学部教員の研究業績を基に、大学院での授業を担当する上で必要な指導能力及び適性について審査を行っている。

上記の教員配置の下で、教員は各学科及び専攻の教育研究の目的に従って、授業を行っている。

各学部専門科目群の運営は、学部教務委員会を中心に運営されており、専門科目群に配置している必修科目は、原則として専任教員が担当している。なお、外国語学部及び国際文化学部は、教育効果を高めることを目的として、英語演習科目を少人数で実施し、1科目につき10クラス前後を開講しているため、専任教員に加えて、一部のクラスでは非常勤

講師が担当している。このような場合は、専任教員が教育内容の把握及び取りまとめを行うことで、授業運営の適切性を担保している。

また、本学は、教員の負担配慮や授業の質確保を行うため、授業計画の策定及び時間割編成の基本方針について、以下のとおり取り決めている（資料 6-7）。

- ・専任教員（任期制教員を含む）は学部の授業を最低週 3 日に分けて担当する。
- ・授業の質を確保するために、教員（非常勤講師を含む）が 1 日に担当できる学部の授業は 3 コマ以内とする。
- ・教員の授業担当時間は就業規則の定めによる（週 5 コマ）。ただし、学部、大学院、別科の合計で週 10 コマを超えることはできない。

科目の担当について、各学部には所属する教員は、専門科目群の担当に加え、NGU 教養スタンダード科目群についても、分担して授業を行っている。

NGU 教養スタンダード科目群の運営は、共通教育運営委員会を中心に行われている。共通教育運営委員会は、委員長を筆頭に、6 つの部会と 11 の分科会から構成され、各部会長 1 名と、各学部から選出される学部選出運営委員が構成員となっており、共通教育に関する授業計画の立案やカリキュラムの検討を行っている。また、同委員会の上部組織として、NGU 教養スタンダード科目群に配置している科目の担当教員で構成する共通教育教員会を設置し、共通教育運営委員長の選出や NGU 教養スタンダード科目群に関する問題について検討を行っている（資料 6-8）。

点検評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学は、教員の採用や昇任について、学校教育法第 92 条や大学設置基準第 14～17 条の規定に基づき、教員に求められる教育上・研究上の能力及び実績等を審査するための人事に関する規程を明確に定め、教員の採用・昇任人事活動を進めている。具体的には、経済学部は教員人事規程を、経済学部を除くその他の学部は教員選考規程と教員選考基準を整備している（資料 6-1）。各学部は、それらの規程及び基準に基づき、選考委員会、採用人事委員会、推薦委員会、昇任人事委員会、審査委員会を設置して、対象教員の研究業績や教育能力等を厳正に審査している。特に現代社会学部は、2015 年度昇任人事委員会で「委員会確認事項（申し合せ）」を作成し、業績審査員の基準や、業績審査の詳細を規定している（資料 6-9）。

教員の募集や採用に関する事前の手続は、①学部長又は共通教育運営委員長が、学長に対して、各学部で要求する教員の担当科目・職位等を明示し、教員採用枠の要求を行う、②学部長会議で協議した後、常任理事会で採用枠が決定する、③各学部において採用に関する委員会を設置し、募集を行うという流れになっている。

教員の採用や昇任の手続は、①各教授会は業績審査委員会の審査結果の原案を審議する、②各教授会は審議結果を学長に意見として述べる、③学長は、審議結果に基づき常任理事

会に提案する、④常任理事会は最終決定するという流れになっている。

教員の募集、採用、昇任に当たっての詳細は次のとおりである。

●教員の募集

教員の募集は、公募又は推薦によって行っており、教員の採用において、その性別・キャリア・国籍如何による差別はない。また、年齢についても基本的に制限はないが、各学部は、大学院の授業を兼担できる教授職の教員を必要とする場合や、教員の年齢構成等を踏まえて准教授・講師・助教を必要とする場合があり、これらを考慮して募集を行っている。また、本学は、キリスト教主義大学であることから、募集要項に「キリスト教主義教育に理解のある者」と明記し、募集活動を行っている（資料 6-2）。

●教員の採用

教育・研究歴などの経歴等による採用の審査基準は学部間で多少異なっているが、各学部は、教授、准教授、講師、助教のそれぞれについて審査基準を明示している。加えて、業績審査について、例えば、教授採用候補者であれば、①教授経験のある者は、最近 5 年以内に公刊された学術論文 2 本以上、②教授経験のない者は最近 6 年以内に公刊された学術論文 6 本以上又は研究書 1 冊以上等の基準を設けている（経済学部を除く全ての学部で共通）（資料 6-1）。これらを踏まえて、人事に関する規程に基づき、厳正かつ公正な手続により採用に向けた審査を行っている。

●教員の昇任

各学部は、年度初めの各学部教授会で、各学部の人事に関する規程に基づき、昇任人事委員会（推薦委員会）を設置し、昇任人事委員を選出している。その後、各学部において昇任人事委員会を開催し、規程に基づいた昇任人事活動を行っている。昇任の基準については、学部間で多少異なっているが、教育・研究歴等に加えて、業績審査基準を明示している（資料 6-1）。

教員の昇任についても、その性別・国籍如何による差別はない。各学部は、必要に応じて学外の専門家を昇任人事の審査委員に加えるなど、客観性の保持に向けた取組を行う等、人事に関する規程に基づき、厳正かつ公正な手続により昇任審査を行っている。

点検評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学は、教員の教育力の向上や資質向上を図るために学長を議長とする FD 委員会を設置し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に実施している（資料 2-5、6-10 <https://www.ngu.jp/education/activity/fd>）。FD 委員会は、セメスターごとに学生による授業アンケートを実施し（資料 3-17）、その結果を集積・分析の上学内公表すると

もに、ICT 研修、新任者向け研修、全体研修等の研修会を企画・開催している。

授業アンケートについては、2016 年度から CCS で確認できるよう見直しを行い、データの比較検討や授業の振り返りを容易にするとともに、全ての科目のアンケート結果を教員及び学生に公開している。各教員は授業アンケート結果を踏まえて授業改善に取り組んでおり、評価が著しく低い教員に対しては、学部長又は教務部長が当該教員に対して事情の聞き取りを行っている。

FD 委員会の下部組織として、各学部に FD 委員会を設置している（資料 2-5）。これらの FD 委員会では、工夫を凝らした授業研究や、修学支援・カリキュラム検討のためのコロキウム等、学部独自の必要と特性を反映した FD 活動を行っている（資料 2-21）。あわせて、情報共有や各教員の意識向上を図るため、これらの活動は、全学にその内容が公表されている。

このほか、教員の教育活動及び研究活動に対する意識を高め、本学における研究活動の活性化と教育の質的向上に資することを目的として、2017 年度に「教育・研究活動表彰規程」を制定している（資料 6-11）。表彰の種類を次のとおりとし、候補者の選定には授業アンケートの結果も利用することとしている（資料 6-12）。

- (1) 優秀教育活動賞 教育活動において大きな貢献が認められる者
- (2) 特別優秀教育活動賞 教育活動において特に顕著な貢献が認められる者
- (3) 優秀研究活動賞 研究活動において顕著な業績が認められる者

点検評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部長会議や各学部教授会が、教員組織の適切性について自己点検・評価を実施している。例えば、2017 年 7 月に開催した学部長会議において、①現行の 8 学部 11 学科という構成における基準教員数と法令上の所要教員数を考慮し、学科教員と大学全体の教員数の配分を検討すること、②学部・学科の特性をいかした教員配置を行うこと、③専任教員数と任期制教員数のバランス等を整理することを目的とした、教員人事の編制方針を協議し、各学部長が共通認識を持った（資料 6-13）。

また、教員組織の適切性を側面から検証する手段として、学生の授業アンケート及び卒業時アンケートを活用している。学生の授業アンケートは、毎年度各セメスターにおいて、授業に対する満足度や教授方法等に関して実施されている（資料 3-17）。教員は、アンケートの回答結果を CCS で確認することができ、そのサマリーが学部長会議等で報告されている。アンケート結果は、各学部の教員組織や授業の適切性を検討する材料となり、学部の FD 活動につなげられている。さらに、IR 委員会の下、2015 年度卒業生から実施した卒業時アンケートについては、「専門知識は獲得できたか」「ゼミナールの成果は出せたか」「教職員との良い関係を築けたか」「教育支援体制は充実していたと思うか」等の項目を卒業生が回答することで、学生生活 4 年間に対する総合満足度を調査・確認することができ

ると同時に、学部の教育内容及び教員の学習支援体制に関する満足度を知ることができている（資料 3-14）。このアンケート結果は、学部長会議及び教授会において報告され、今後の教育研究組織の構築、教員組織の改編の検討、学生支援態勢の確認等に利用されている。

大学院は、研究科長・専攻主任会議等で、教員組織の適切性に関する自己点検・評価を実施しており、この結果に基づき、各学部に対して大学院担当教員に関する要望等を行っている（資料 5-11）。

（2）長所・特色

○FD活動

- ・授業アンケートを、データの比較検討や、各教員において自身の授業の振り返りを容易にすることを目的として、2016 年度から CCS 上で実施・確認ができるようにしている。これにより、自身が担当する科目の授業アンケート結果を閲覧できるだけでなく、他の教員が担当する科目の結果も閲覧できるほか、学生も全ての科目のアンケート結果を閲覧することができる。また、アンケートの実施率、教員の所感入力率が改善している（資料 6-14）。

図表 6-4 授業アンケートの実施状況

実施年度	アンケート 教員実施率	アンケート 科目実施率	所感入力者率	所感入力 科目率
2015 年度春学期	52.50%	37.50%	67.60%	64.40%
2016 年度春学期	86.00%	82.40%	57.10%	53.30%
2017 年度春学期	98.60%	98.80%	78.30%	75.70%

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学等の目的を実現するために、教員組織を編成している。各学部は、教員の採用や昇任に関する規程を制定し、公正かつ厳格な採用及び昇任に関する活動を行っている。各学部の教員の採用に関して、国籍や性別等の差別は一切していない。ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動については、学長の下、全学単位及び学部単位で組織的に実施し、教育力の向上、教員の資質向上を図っている。さらに、教育研究活動において大きく貢献した教員を表彰する制度を新たに制定している。教員組織の適切性については、学部長会議や各学部教授会が自己点検・評価を実施し、改善に取り組んでいる。

以上のことから、本学の教員・教員組織に関する取組は、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組はおおむね適切であると考えられる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、中長期計画（2014～2023年度）において、「社会や産業界が求める質の高い学士課程教育を確立する」という教育ビジョンを定めている。このビジョンを果たすための学生支援に関する方針は、以下のとおりである（資料1-8）。

教育ビジョンの実現のために（抜粋）

- ・教育・学生支援体制を再構築し学生生活満足度を高める。
- ・就職・キャリア支援体制を強化する。
- ・本学独自のグローバル人材育成プログラムを整備する。

学生支援を担う学生部、教務部、キャリアセンター、教職センター、国際センターは、上記方針を実現するために5年間の行動計画（2014～2018年度）に基づき学生支援を行っている。

このほか、社会の急激なグローバル化等に対応するため、グローバル化に関する教育・支援方針を「豊かな国際感覚と実践的な語学運用能力を有し、グローバル社会で幅広く活躍する人材を育成する」として、グローバル化推進会議で定めている（資料3-2）。

点検評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学は、学生支援に携わる組織として、学生部、教務部、キャリアセンター、教職センター、国際センターを設置し、院生を支援する組織として大学院事務室を設置している。各組織は、中長期計画やそれぞれの事務分掌に基づき、各学部教員による運営委員会と事務局組織が連携し、修学、生活、進路、正課外活動に関する支援を適切に実施している（資料3-7）。学生支援に携わる各組織の取組は次のとおりである。

(学生部)

学生部は、学生生活や学生の課外活動等を支援しており、学生課と学生支援課によって構成されている。また、学生に関する事項（奨学金の支給決定や学生の休学・退学等）を審議するため、学生部長、各学部教授会から選出された学生部委員、学生課長によって構成される学生部委員会を設置している（資料 3-4）。学生部は、学生部委員会の審議事項を踏まえ、学生の修学に関する支援として次の取組を行っている。

●学生の能力に応じた補習教育、補充教育の実施や正課外教育の実施

学生部は、教務部と協働してクラスアドバイザー制度を整備し、学生支援に関するガイドラインを定めている（資料 7-1）。このガイドラインに基づき、クラスアドバイザー教員は、修学指導だけでなく、学生の生活指導も行っている（資料 7-2）。また、全ての専任教員はオフィスアワーを設けており、学生からの授業に関する質問のほか、学生の個人的な相談に応じている（資料 7-3）。加えて、本学は、学生・教員・事務局をつなぐ Web システム（CCS）を整備しており、同システムの様々な修学支援機能や学生支援機能によって、学生からの質問・相談に応じている（資料 4-10）。

また、AO 入試や指定校推薦入試合格者に向けて、入学前の期間（3～4 か月間）を利用し、補習教育や補充教育を目的とした「入学準備学習プログラム」を実施している（資料 7-4）。さらに、事務組織の取組として、学生支援課は、学習や学生生活に関する相談を随時受け付けるほか、正課外における各種検定試験の案内や実施に関する支援・補助も行っている。

●障がいのある学生に対する修学支援

本学は、「名古屋学院大学における障がい学生支援に関する指針」を策定し（資料 7-5）、これに基づき「障がい学生の修学支援に関する内規」を定め（資料 7-6）、全学的な体制の下、学生相談室と連携して、障がいを持つ学生の状況に応じた個別支援に取り組んでいる。

●留年者及び休学者の状況把握と対応

学生部は、教務部・瀬戸キャンパス総合事務部と連携を取りながら、留年者の学生生活や、修学の相談及び支援を行っている。当該学生には、クラスアドバイザー教員と密接に連絡を取り合うよう助言を行っている。クラスアドバイザー教員は、学生の学修・生活の不安や疑問に対し適切な助言・指導を行っている。

休学者に向けて、復学又は休学の延長手続を滞りなく行えるように、休学期間終了の約 1 か月前に、学籍に関する申出用紙を保証人宛に郵送している。あわせて、学籍異動の手続方法に関する書類や、履修登録期間及び授業開始日に関する書類も同封し、復学を促すための取組を行っている。

●退学希望者の状況把握と対応

退学希望者に向けて、クラスアドバイザー教員や瀬戸キャンパス総合事務部と連携を取りながら、退学に至る思いや事情を面談で聴き取っている。退学の主な理由は、「学業意欲喪失」と「就職及び就職活動」であり、学生の思いに寄り添いながら、可能な限り学業を継続できる環境を見つけ出す努力を行っている。それでもなお退学の意思を示す学生には、

離籍後の進路についてアドバイスをを行い、送り出している。

●奨学金その他の経済的支援の整備

学生に対する経済的支援は、主に奨学金制度により行っている（資料 7-7）。学外の制度（独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方公共団体、民間育英財団の奨学金等）に加え、学内の奨学金として以下の制度を整備している（資料 7-8～7-13）。

図表 7-1 学部生への経済支援的支援制度

制度	内容
名古屋学院大学奨学金	経済的理由による就学困難者の支援強化を目的として、当該学期における学費の半額を減免する。
緊急援助奨学金	主たる家計支持者の死亡、失職、病気により家計状況が急変し、経済的に就学が困難になった学生を受給対象とし、原則として当該学期における学費の半額を給付する。
災害時緊急奨学金	地震、津波、原発の災害等により家計状況が急変し、経済的に就学が困難になった学生を受給対象とし、原則として当該学期における学費の半額を給付する。
社会人学生奨学金	社会人学生を対象に、当該学期の授業料の半額を減免する。
学生緊急短期貸付金	財布等の紛失や、保護者からの仕送りが滞っている等の状況における学生の緊急の出費に対して、大学が一定の金額を無利息で貸し付ける。
私費外国人留学生授業料減免	経済的理由により修学困難な私費外国人留学生を対象に、学費の半額を減免する。

●学生の相談に応じる体制の整備

名古屋・瀬戸の両キャンパス内にそれぞれ学生相談室を設置し、学生の相談に応じている。名古屋キャンパスでは原則として月曜日～金曜日の週 5 日、瀬戸キャンパスでは火曜日・金曜日の週 2 日、共に 10:00～17:00 に開室し、予約制によって対応している（資料 7-14）。学生が自主的に来談する場合もあるが、保健センターの看護師や学生支援課の職員が学生からの相談に対応し、学生の希望や心理的援助の必要性に応じて、学生相談室での臨床心理士によるカウンセリングを紹介する場合もある。また、学生対応についてのコンサルテーションやクラスアドバイザー教員との情報共有を踏まえ、修学や就職に関する事項については、教務部又はキャリアセンターとの連携を図っている。

●ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学は、「ハラスメント防止に関する指針」及び「ハラスメント防止に関する規程」を制定し、この規程に基づきハラスメント防止に向けて人権問題委員会を設置している（資料 7-15、7-16）。人権問題委員会は、学生部長を委員長として、事務局長、各学部専任教員 1 名、専任職員 2 名の合計 12 名で構成されている。また、人権問題委員会は各学部専任教員 1 名、専任職員 2 名の合計 10 名をハラスメント相談員として選任し、学生と教職員に対し

てハラスメントに関する啓蒙活動を行っている（資料 7-17）。

●学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学は、名古屋キャンパスに保健センター、瀬戸キャンパスに保健室を設置し、学生の健康管理を行っている。それぞれ専任の看護師 1 名が常駐し、学内で起こる日々の怪我や病気など、学生の健康問題全般の対応に当たっている。また、名古屋キャンパスでは、週 1 回を非常勤医師による診察日に設定している。瀬戸キャンパスでは、名古屋学院大学クリニックで学生の健康管理、健康相談、応急処置の対応に当たっている。

本学は、全学生を対象とした年 1 回の健康診断により、学生の健康状態の把握や集団感染が危惧される疾患の早期発見・早期対応を行っている。また、入学時の健康調査により、就学中に身体面、精神面でサポートを必要とする学生の把握を行っている。特に、スポーツ系クラブに所属する学生については、2、3 年生に健康診断の受診を義務付け、1 年生には心電図検査を実施し、課外活動中において不慮の事故が発生しないよう努めている。正課中や課外活動中に起こる負傷事故の発生リスクに備え、年度初めに、全学生を学生教育研究災害傷害保険に加入させている。さらに、スポーツ系クラブに所属している学生にはスポーツ団体傷害保険に加入させている。

近年は、学生の健康管理への意識付けを行うために、アルコールハラスメントに関する講義や、希望者に対してはアルコールパッチテストを実施している。瀬戸キャンパスでは、原則的にキャンパス全面禁煙を推進し、名古屋キャンパスでも、屋外 2 箇所の喫煙所を設け、キャンパス内分煙（屋内全面禁煙）を推進している。

このほか、学生の心身の健康のため、保健センター前や保健室前にラックを設置し、心身の健康管理に関するリーフレットを配架することにより、啓蒙活動を行い、精神的な病等を抱えている学生に向けて、就学支援への早期対応を行っている。

●学生の正課外活動を充実させるための支援の実施

学生が主体的にクラブ・サークル活動の運営に取り組めるよう、リーダーを対象としたリーダース研修会や新入部員を対象としたフレッシュマン研修会を開催している（資料 7-18 <https://www.ngu.jp/news/club20171218>、資料 7-19）。

また、各クラブ・サークルへの加入促進を目的とした新入生歓迎イベントの実施、クラブやサークル活動の運営費用をサポートする各種援助金の支給、学内施設・備品の貸出し、クラブ指導者の雇用費用（一部のクラブを除く）の支給又は援助、引率費用補助等の支援を行っている。

このほか、学生の教養を広げるため、5 つの美術館・博物館とパートナーシップ契約を結び、無料観覧を可能としている（資料 7-20）。

●その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学は、大学からの一方向による支援だけでなく、学生からの要望に応じた支援も行っている。学生自治会が主催する学生大会では、大学に提言する要望を集約している。これらの要望は大学に提出され、大学執行部及び関係部署を通じて丁寧に協議される。本学は、協議された回答内容を基に学生自治会と交渉を行い、できる限り要望に応えるよう努めて

いる（資料 7-21）。2017 年度要望に応えた例として、昼食時における学生の食事場所を確保するため、学外者の学生食堂利用時間について制限を促す案内掲示を行った。

また、学生実態調査から、学食メニューに関する改善ニーズが明らかとなったため、食堂委託業者との定期的な意見交換（月 1 回程度）の実施（資料 7-22）や、2015 年度から継続して行っている他大学視察を通して、提供メニューの充実や利用しやすい食堂環境の整備等の改善を行っている。

（教務部）

教務部において、学生支援を実施する主体は、各学部にも所属する教員によって構成される教務委員会と教務課及び学生支援課である。教務委員会と教務課及び学生支援課が協働し、学生の修学に関する支援として次の取組を行っている。各学部の教務委員会は、教務主任 1 名、当該学部から選出された教務委員によって構成されている（資料 3-3）。

●成績不振の学生の状況把握と指導

学生の修学に関する支援として、教務部は、各セメスターの成績確定後に、全ての学生の単位修得状況や出席状況の集計を行っている。単位修得状況に問題を抱えている学生や、一定数の単位修得があっても出席不良と判断される学生については、各セメスター開始前に呼び出し、クラスアドバイザー教員や教務委員等による二者面談の修学指導を全学的な取組として実施している（資料 4-25）。修学指導の対象学生は要注意学生であると判断されるため、修学指導の実施後、面談を行った教員は聞き取った内容を報告書にまとめ、学生支援課に提出している。学生支援課は、CCS に「除籍退学予防情報」として報告書の内容をアップロードすることにより、教務部、学生部、クラスアドバイザー教員で情報の共有を図っている。

●その他学生生活に関する支援

入学時における学部ガイダンスや各セメスター開始前に実施する履修ガイダンス等で、教務主任又は教務課員が履修方法、履修を推奨する科目、卒業要件等授業や履修に関する説明を行っている。加えて、留学や資格取得、学生生活における注意点等、学生生活を充実させるための説明も行っている。さらに、クラスアドバイザー教員は、基礎セミナーや演習科目等の授業中にも、同様の説明を行っている。

（キャリアセンター）

本学は、学生の進路・就職・キャリアアップの支援を行うことを目的としてキャリアセンターを設置している。また、キャリアセンターの運営を適正に行うため、キャリアセンター長、キャリアセンター課長、各学部から選出されたキャリアセンター委員を構成員とするキャリアセンター運営委員会を設置している（資料 3-6）。キャリアセンターは、事務分掌や「キャリアセンター規程」に基づき、次の取組を行っている。

●進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

2018 年 3 月卒業生を対象に、就職活動期に合わせて 3 年次春学期から順次就職ガイダン

スや各種対策講座を実施している（資料 7-23）。特に、3 年次の秋学期以降に、3 年生全員を対象に「就活スタート個人面談」を実施し、個別に就職活動の相談・指導を行っている。また、面接指導や履歴書・エントリーシート作成指導等、より具体的な就職活動支援講座の実施をはじめとして、多種多様な講座、セミナーを開催するほか、学内で合同会社説明や企業単独説明会を実施し、学生への求人情報提供の場を積極的に設けている。一方、就職活動が進まない学生に対して、電話掛けや手紙の送付、演習科目担当教員への情報提供依頼等、できる限り早期接触に努め、面談で進路相談に応じるとともに、履歴書添削や面接指導、求人紹介等の個別指導を徹底して行っている。

●キャリア教育の実施

本学は、NGU 教養スタンダード科目群におけるキャリアデザイン科目の授業運営を審議する組織として、共通教育運営委員会の直下に、キャリアデザイン科目担当者によって構成されるキャリアデザイン分科会を設置している（資料 6-8）。キャリアセンターは、この委員会の事務運営を担っている。

NGU 教養スタンダード科目群に配置しているキャリアデザイン科目は、入学直後から自身の人生や職業について考え、将来的な展望を持って大学生活に向き合うための基礎的知識の獲得と実践力の向上を目的としており、キャリア形成支援プログラムの中心となるものである。本学は、1～3 年の各学年が履修できるよう科目を配当しており、1 年次配当科目は「キャリアデザイン 1a・1b」、2 年次配当科目は「キャリアデザイン 2a・2b」、3 年次配当科目は「キャリアデザイン 3a・3b」としている。

「キャリアデザイン 1a」については、全学部の 1 年生に履修することを求めている（履修指定）。また、「キャリアデザイン 1b」については、一部の学部・学科（リハビリテーション学部、スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科）を除き履修指定をしており、1 年生の大半が履修する。「キャリアデザイン 3a・3b」についても「キャリアデザイン 1b」と同様に履修指定しており、3 年生の大半が履修する。この 1～3 年に配当されるキャリアデザイン科目では、自己理解や他者理解、コミュニケーション能力の向上やアイデンティティの確立、業界・企業研究や筆記・面接試験対策等、理論的かつ実践的なキャリア教育及び指導を行っている。

このほか、本学は、インターンシップへの積極的な参加を学生に促しており、大学独自のインターンシッププログラムを夏季と春季の年 2 回実施している。学生が、①2 週間（実質 10 日間）の現場実習、②総合オリエンテーションや事前レポート報告、ビジネスマナー講座に関する事前指導、③実習成果報告会やグループディスカッションといった事後学習を受講することで、NGU 教養スタンダード科目群に配置している「インターンシップ」科目の単位認定を行っている。2017 年度は、夏季プログラムで 73 名が参加し、そのうち、単位認定者は 40 名であった。このほか、就職情報サイトを運営するリクルートやマイナビの協力を得て、企業が独自で実施する公募型インターンシップへの参加を促すガイダンスを開催し、積極的に応募するよう呼び掛けている。

就職環境の好転という大きな要素もあるが、これら進路選択に関わる支援やガイダンスの実施や、キャリア教育の実施の結果、卒業生（大学院進学者を除く）に対する就職率が、2015 年度卒業生で初めて 90%に到達した。また、2016 年度では 91.6%であり、就職を希

望する学生の就職決定率は 98.2%と、高い就職実績となっている（資料 7-24）。

●資格取得等を目指す学生への支援

公務員を志望する学生や資格取得を目指す学生に対して、応募書類の作成指導や試験情報の適切な提供に努め、各種資格の試験難易度や社会的認知度、目指す業界・企業での有用性等に関する助言や指導を行っている。このほか、公務員合格者報告会の開催や、公務員 OB を招いた面接試験対策指導を実施している（資料 7-23、7-25、7-26）。

なお、2012 年度から 2016 年度までの各資格合格者の推移は以下のとおりである。

図表 7-2 資格合格者数

講座・資格名	2012	2013	2014	2015	2016	2017
行政書士	1	5	0	0	2	3
宅地建物取引士	19	19	23	4	19	18
通関士	0	0	0	0	0	1
旅行業務取扱管理者（国内）	9	5	11	0	1	5
旅行業務取扱管理者（総合）	3	1	5	0	0	1
IT パスポート	6	6	1	2	1	2
ファイナンシャルプランニング 技能検定 2 級	-	10	12	6	7	14
二種証券外務員	12	6	6	1	5	3
販売士 2 級	11	2	13	9	9	3
日商簿記 3 級	25	31	45	7	42	24
日商簿記 2 級	9	5	8	0	6	5
ビジネス能力検定 2 級	10	10	5	5	13	19
秘書検定 2 級	16	23	14	14	15	22

（教職センター）

本学は、教職課程及び教員養成に係る諸業務を組織的に推進することを目的として教職センターを設置している。また、教職センターの運営を円滑に行うため、教職センター長、教職専任教員、教職課程認定を受けた学部/学部の学部長又は学部長から指名を受けた教員、教職センター課長を構成員とする教職センター委員会を設置している。さらに、教職課程の免許種における実務を円滑に行うため、教職センター委員会の下に幼小教職指導部会、中高教職指導部会の 2 つの部会を設置している（資料 3-12）。教職センターは、事務分掌や「教職センター規程」に基づき、教職免許状取得を目指す学生への支援として次の取組を行っている。

●教職課程加入者への支援

教職課程への加入希望者には、入学オリエンテーション時において説明会を開催し、教職免許状を取得するための科目履修方法、教職センターの活用方法等の説明を行っている。

教職センターは、教職課程に加入している学生に、①教職免許状取得に向けた科目の履修状況等を把握するため、②科目履修や単位修得状況を振り返らせるため、③4 年次秋学

期に受講する「教職実践演習」の準備のために、各セメスターの終了時に履修カルテを提出させ、単位の修得状況が芳しくない学生に対して個別面談を実施している。また、学外で実習を行う「教育実習」、「介護等体験」、「学校インターンシップ」等について事前指導を実施し、実習期間中において不都合等が生じないよう支援している。

このほか、早期段階から学生に卒業後の進路を考えさせ、中学校・高等学校長経験者による勉強会の開催、教員採用試験対策講座の開講、小学校教諭免許状取得のためのピアノ実技対策や保育士試験対策講座を開講している（資料 7-27）。

なお、学生が教職免許状の取得を途中で断念するケースも生じているため、キャリアセンター、クラスアドバイザー教員と連携し、進路に関する支援を行っている。

（国際センター）

本学は、学生の国際交流を促進し教育研究活動の充実を図り、併せて地域社会の国際化に資することを目的として国際センターを設置している。また、国際センターの業務及び同センターの管理・運営に関する事項等を審議する機関として、国際センター長、留学生別科長、各学部留学委員長、国際センター課長、各学部から選出された委員、留学生別科専任教員を構成員とする国際センター運営委員会を設置している（資料 3-10）。国際センターは、事務分掌や「国際センター規程」のほか、グローバル化に関する教育・支援方針に基づき、次のとおり留学への支援を行っている。

●留学を希望する学生への支援

本学は、海外の 85 大学と提携・協定し、以下のとおり、長期・中期・短期の特徴ある留学プログラムを用意しており、毎年約 250 名が留学を経験している（資料 7-28 <https://www.ngu.jp/international/school-list>、7-29）。

中期・長期留学

長期留学は約 1 年（2 学期）、中期留学は約半年（1 学期）の留学プログラムである。学生は、いずれの留学プログラムに参加しても 4 年間で卒業することができ、単位は半期で 22 単位まで認定される（留学で修得した単位は最大 60 単位まで認定）。英語圏、中国語圏、アジア圏等様々な国へ留学することができ、公費交換留学生として選定された場合、大学から留学奨励金を受給することができる。

短期留学

短期留学は、夏季・春季休暇期間中に 2 週間から 2 か月までの短期で実施される留学プログラムである。中期・長期留学同様、様々な国へ留学することができ、現地での学習時間に応じて、2～8 単位が認定される。短期留学プログラムには、語学学習だけでなく、その国の文化やそこで暮らす人々の習慣などを学ぶ体験型の学習も含まれる。

その他（海外インターンシップ、国際ボランティア）

語学学習のみでなく、国際に対する知見を広めるため、海外でのインターンシップ（就業体験）やボランティア、フィールドワーク等様々なプログラムを実施している。本プロ

グラムでも、現地での学習時間に応じて、1～4単位が認定される。

これら留学に行くために、相応の語学力が必要となる。このため、留学に必要な語学力及び国際理解に関する学習支援を、国際センターの直下に設置しているインターナショナル・ラウンジ（以下、i-Lounge と略記）が行っている（資料 7-30 <https://www.ngu.jp/international/lounge>）。i-Lounge は、多読本、雑誌、新聞、問題集、映画教材等多様な語学教材を揃え、学生個人の語学レベルに合わせ学習できる環境を整えているとともに、留学に行く学生のみでなく、全ての学生に開放されている。また、i-Lounge は、英会話をはじめとする語学サロン、海外旅行、留学、長期滞在を経験した教員や学生が現地を紹介するワールド・トラベラーズ・カフェ、教職員や TA による留学相談、少人数で外国語会話をするランゲージ・テーブル、留学事前勉強会（中期・長期留学内定学生対象）、TOEFL・TOEIC 講座、留学経験者との交流会等を開催するほか、教職員や交換留学を経験している学生、留学生等が集い、共に考え、共に学習する場所であり、全学に向けた国際教育支援の場となっている。

本学は、2018 年 9 月に新しく大宝学舎（通称 GLOBAL LINKS）を開設する（資料 7-31 <https://www.ngu.jp/globallinks>）。GLOBAL LINKS は、本学の国際拠点として、学部教育と連携した実践的なグローバル教育を実施するほか、社会に開かれた大学として地域社会のグローバル化を形成する役割を担うこととなる。実践的なグローバル教育スペースとしては、国内でも有数規模の面積（延べ床面積 6247.95 m²）を有し、異文化交流スペースをはじめ、「話す、書く、聞く、読む」ための様々な学習支援空間を施設内に点在させ、ボーダレスな空間にすることで、実践的な語学運用能力と国際感覚を涵養する。この GLOBAL LINKS に i-Lounge を移転し、機能を拡大させ、更に充実した学生支援を行っていく予定である。

●その他学生への支援

学生の外国語に対する興味を喚起させることや、外国語能力向上を目的として、国際センターが英語及び中国語のスピーチコンテストを開催するとともに、本学留学生を対象とした日本語スピーチコンテストを開催している。

また、留学生別科に在籍する外国人留学生の寮・宿泊施設として名古屋キャンパス内に所在する国際セミナーハウスを管理している。国際セミナーハウスに共有のラウンジを設け、留学生以外の学生も訪問でき、活発な国際交流の場となっている（資料 7-32 <https://www.ngu.jp/international/internationalcenter>）。

（大学院事務室）

本学は、院生の修学に関する支援の一切を行う組織として大学院事務室を設置している。また、研究科に関する事項を審議するため、研究科長及び研究科の授業を担当する教員によって構成される研究科委員会を設置しているが、院生に関する事項（学生の休学・退学等）の審議は、専攻主任及び専攻の授業を担当する教員によって構成される専攻委員会に委任されている（資料 7-33、7-34）。

多様な背景を持つ院生が学んでおり、状況に応じた経済的支援や学生生活に関する相談

ができる環境を用意することが必要であるため、大学院は次の取組を行っている。

●多様な院生に対する修学支援及び進路に関する適切な支援の実施

大学院には、学部を卒業してすぐに入学する院生のほかに、社会人、留学生、シニア年代の院生が在籍している。このため、必要となる支援も多様であり、大学院事務室が個々のニーズに応じた支援を行っているほか、他の組織の協力を得て支援を行っているものもある。具体的には、優秀な院生に対して、研究能力を高める機会を提供することを目的としてティーチング・アシスタント制度やリサーチ・アシスタント制度を整備するほか（資料 7-35、7-36）、会社勤めをしていない院生に対して、就職に関する相談があった場合に、キャリアセンターの協力を得て支援を行っている。また、通信制に在籍する院生には、研究活動に関する質問等にいつでも対応できるよう、サポート役としてスチューデント・コーディネーター（SC）を配置し、在宅で不自由なく研究ができるよう支援を行っている（資料 4-16）。

このほか、大学院は、仕事の都合や、出産、育児、介護、その他やむを得ない事情により、通常の修業年限では大学院の教育課程の修学が困難である院生を対象とした、長期履修制度を整備している（資料 7-37）。院生は、この制度を利用することにより、標準修業年限を超えて計画的に教育課程の修学を行うことができる。

●奨学金その他の経済的支援の整備

大学院は、学部と同様に、学外の制度（独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方公共団体、民間育英財団の奨学金等）に加え、大学院独自の奨学金を整備している（資料 7-38）。これらに加えて、次の経済的支援制度を整備している（資料 7-39～7-43）。

図表 7-3 院生への経済的支援制度

制度	内容
大学院奨学金	成績及び人物とも優秀で経済的事由により修学が困難な者に対して学費減免のための奨学金を給付する。
大学院シニア学生授業料減免制度	入学年度の4月1日現在の年齢が満55歳以上である場合、入学年度における学費の半額を減免する。
大学院私費外国人留学生授業料減免制度	経済的理由により修学困難な私費外国人留学生を対象に、学費の半額を減免する。
協定企業等派遣学生大学院奨学金	大学院学生の受入れについて協定を締結している企業等からの受入学生を対象に、2年次の授業料を給付する。
大学院教育研究振興補助金制度 大学院生共同研究・プロジェクト型研究奨励金	院生の研究活性化を狙いとして、補助金や奨励金を給付する。

さらに、経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程及び通信制大学院英語学専攻博士前期課程は、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付制度の指定講座となっており、院生は、

一定の条件を満たした上で、教育訓練給付金を受給することができる（資料 7-44 <https://www.ngu.jp/graduate/support>）。

●院生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

院生も、学部生と同様に、保健センターをはじめとする学内の健康管理施設を利用することができる。また、心身の健康保持・増進及び安全衛生への配慮として、年に 1 度、健康診断を受診している。

●その他、院生支援の適切な実施

社会人院生に配慮して、ビジネスの中心地である名古屋市中区に所在する中日ビルにサテライトキャンパス（さかえサテライト）を設置している（2018 年度より名古屋市中区丸の内に所在するキリックス丸の内ビルに移転）。サテライトキャンパスに、図書室、自習室、ラウンジを整備しているほか、日比野学舎 8 階に院生共同研究室及びラウンジを整備している（資料 7-45）。

点検評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

以下のとおり、各組織（関係委員会）が、学生支援に関する自己点検・評価を実施している（資料 7-46）。

図表 7-4 自己点検・評価の実施組織、委員会

組織	関係委員会	自己点検・評価内容
学生部	学生部委員会	学生生活をはじめとする学生支援等
教務部	各学部教務委員会	学部教務事項に関する学生支援等
	全学教務委員会	
キャリアセンター	キャリアセンター運営委員会	学生の進路等
教職センター	教職センター委員会	教職課程に関する学生支援等
	幼少教職指導部会	教職免許ごとの学生支援等
	中高教職指導部会	
国際センター	国際センター運営委員会	留学に行く学生の支援等
大学院事務室	各専攻委員会	大学院における学生支援等
	大学院委員会	

各組織は、中長期計画に基づき行動計画の達成状況を総括し、問題点とその要因分析を踏まえて、新年度の計画を策定している（資料 1-11）。別途、経常業務についても自己点検・評価を行っており、事務分掌ごとに定めた計画に沿って、「現状説明」、「評価できる点」、

「課題・問題点」、「次年度計画」を一覧化している（資料 2-20）。自己点検・評価に基づく改善・向上に向けた取組の具体例は、以下のとおりである。

図表 7-5 自己点検・評価結果による改善一覧

自己点検・評価	根拠	改善内容
学生部	学生満足度調査、卒業生アンケート、CCS に蓄積している学生データ等	出欠状況が芳しくない学生に対して早期段階から指導を実施
全学教務委員会	ガイダンスの実施状況	全学に共通し理解しやすい内容とした、履修要項のビデオクリップを作成
キャリアセンター	就職率	就職活動が停滞している学生に対して積極的なアプローチの実施
	資格取得状況	資格講座を実施する業者・講師の変更
教職センター委員会	アンケート結果	教職免許取得を希望する学生に対して手厚い支援の実施
国際センター運営委員会	アンケート結果	留学プログラムの改善
大学院委員会	アンケート結果	研究支援制度、授業料減免制度の整備

2017 年度に設置した教学改革推進会議は、各組織の自己点検・評価結果を集約し、全学点検評価委員会が指摘した重点課題に対して改善・改革の方策を立案し、各組織に明示している（資料 2-1、2-4）。この一連の手続により、本学の教育について PDCA サイクルを機能させている。

（2）長所・特色

○学生支援の体制及び方法

- ・留学支援体制について、50 年以上にわたる国際交流の伝統を礎に、世界各国 85 の大学・教育機関と協定を結び、留学生の交換や研究交流活動を継続している（資料 7-28）。また、i-Lounge では、ランゲージ・テーブルをはじめとして、学生の日本国外に対する興味を喚起させるような取組を実施している（資料 7-30、7-47）。これら取組により、毎年約 250 名の学生が留学を経験しており、また、長期留学の留学派遣数が全国 35 位、東海地区 5 位（朝日新聞出版「大学ランキング 2018」より）という実績を上げている。

さらに、2018 年度の GLOBAL LINKS 開設により、学生支援の充実やグローバル教育の推進を図る。

- ・学生の離籍防止を目的として、クラスアドバイザー教員と該当教学部門が CCS の「除籍退学予防情報」を共有している。それに基づき様々な支援を行い、修学指導として学生と教員の二者面談を行っている（資料 4-25）。このような学生の相談に応じる体制の整備や奨学金制度の充実等により、離籍者数が減少傾向にある（2014 年度 198

名、2015 年度 180 名、2016 年度 169 名）（大学基礎データ表 6）。

- ・院生向けに、大学院独自の支援制度であり研究への動機付けとしての役割も担っている大学院教育研究振興補助金制度、大学院生共同研究・プロジェクト型研究奨励金制度を整備している（資料 7-42、7-43）。
- ・キャリアデザイン科目の受講やインターンシップ体験を通じて、学生に進路について深く考えさせ、また、ガイダンスを多数開催することや個別指導を行う等キャリア支援を充実することにより、就職決定率 98.2%、卒業生に対する就職者の割合 91.6%と、高い就職実績を上げている（資料 7-24）。
- ・学生の教職免許取得に向けて、中学校・高等学校長経験者による勉強会や、教職員による学修支援の結果、教員免許取得者数が増加傾向にある（2014 年度 44 名、2015 年度 55 名、2016 年度は 78 名）（資料 7-48）。
- ・各クラブ・サークルへの加入促進として、入学前のプレイスメントテスト時に新入生歓迎イベントを行っていることや、各団体を展示にて紹介する取組を一因として、名古屋キャンパス開設直後の 2007 年度では 8 団体であった公認サークルが年々増加し、2017 年 11 月時点では 65 団体となっており、課外活動が活性化している（資料 7-49）。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学等の目的を実現するために、学生支援に関する方針を中長期計画に明示し、それに沿って学生支援を行っている。支援に当たっては、対面に加えて、学生・教員・事務局をつなぐ Web システム（CCS）を適宜活用している。学生支援の適切性については、毎年自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。

本学の学生支援に関する特長を 3 つ挙げるができる。第一に、長期・中期・短期の留学制度により毎年約 250 名の学生が留学を経験しており、2018 年度に開設する新校舎を活用して実践的なグローバル教育を更に充実させる。第二に、クラスアドバイザー教員と事務局が単位修得状況に問題を抱えている学生の情報を共有し、面談を行っている。このような支援や奨学金制度の充実等により、離籍者数が漸減傾向にある。第三に、正課内・正課外のキャリア形成支援を通じて高い就職実績を持続するとともに、教職指導の充実により教員免許取得者数が増加傾向にある。

以上のことから、本学の学生支援に関する取組は大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組は卓越した水準にあると考える。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、中長期計画（2014～2023年度）において、「社会や産業界の発展を支える研究拠点を形成する」という研究ビジョンを定めている。このビジョンを果たすための研究環境に関する方針は、以下のとおりである（資料1-8）。

研究ビジョンの実現のために

- ・研究の活性化を促進する仕組みを導入する。
- ・研究の推進・支援体制を充実させる。
- ・社会人大学院の質向上を図る。
- ・高度な研究実績を有する教員を採用する。
- ・海外の大学や研究機関との間で、教員レベルの研究交流を進展させる。

あわせて、中長期計画において、教育・研究・社会貢献ビジョンを支える教学環境に関する方針を以下のとおり明示している。

教学環境（抜粋）

- ・瀬戸キャンパスの有効利用を図る。
- ・教学環境の向上に資するキャンパス整備を行う。

教育研究等環境に関わる学術情報センター、総合研究所、財務課は、上記方針を実現するために5年間の行動計画（2014～2018年度）に基づき業務を進めている。

点検評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、大学設置基準を十分に満たす校地・校舎を有しており、施設設備を適切に整備している。また、ネットワーク環境の整備に加え、学生には授業中で、教職員にはFD研修会等で情報倫理の啓発活動を実施している。

●施設、整備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学の校地・校舎は、50年以上の歴史を有し広大な敷地と自然環境に恵まれた瀬戸キャンパスと、都心部の商業地域に近く利便性の高い名古屋キャンパスとに分かれている。加

えて、名古屋市栄に所在する中日ビルにサテライトキャンパス（さかえサテライト）を設置している（2018年度より名古屋市中区丸の内内に所在するキリックス丸の内ビルに移転）。

それぞれの校地・校舎面積は以下のとおりであり、大学設置基準を十分に満たしている（大学基礎データ表 1、資料 8-1）。

図表 8-1 校地・校舎面積

キャンパス		校地面積				校舎面積
		校舎敷地	運動場敷地	駐車場等用地	校地面積計	
名古屋 キャンパス	白鳥学舎	19,675.06	1,861.78	867.16	22,404.00	33,807.38
	日比野学舎	908.00	-	-	908.00	4,472.89
	大宝学舎	9,366.85	-	139.00	9,505.85	-
	3 学舎合計	29,949.91	1,861.78	1,006.16	32,817.85	38,280.27
瀬戸キャンパス		204,835.93	81,632.00	63,578.60	350,046.53	35,813.74
合計		234,785.84	83,493.78	64,584.76	382,864.38※	74,094.01
大学設置基準上の面積		-	-	-	56,100.00	32,723.00

※大学設置基準上、「校地」に算入する面積は 318,279.62 ㎡

学生の学習生活は原則として、それぞれのキャンパスで完結するように設定しており、院生の学習及び研究活動は、日比野学舎とさかえサテライトで展開している。名古屋キャンパス及び瀬戸キャンパスにおける教室数と収容人数、機器の配備状況は、以下のとおりである。

図表 8-2 名古屋キャンパスの教室数、機器設備

収容人数	教室数	機器/設備		
		モニタ/スクリーン	VTR/DVD	教材提示装置
280 人	9	9	9	9
180 人	6	6	6	6
150 人	8	8	8	8
42～80 人	19	19	18	3
30～39 人	50	50	50	5
合計	93	93	92	31

図表 8-3 瀬戸キャンパスの教室数、機器設備

収容人数	教室数	機器/設備		
		モニタ/スクリーン	VTR/DVD	教材提示装置
300～500 人	6	6	6	2
56～100 人	8	8	8	1
31～55 人	19	19	19	0
30 人以下	19	16	16	0
合計	52	49	49	3

2018年9月竣工の大宝学舎においては、200人教室1室、40人教室7室、Callラボソフトを利用した語学教室2室、アクティブ・ラーニング用教室7室を用意する予定である。このほか、さかえサテライトに教室9室（10人～80人）、ラウンジ、資料室・自習室及び事務室を配備している。主要な教室には、情報コンセントやAV機器を設置し、その他の教室にも、授業でのマルチメディア利用を可能にするため、ノートパソコンやプロジェクターを用意している。さらに、名古屋キャンパス日比野学舎8階には、大学院専用施設として、講義室3室及び院生共同研究室を用意している。

●バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学は、名古屋キャンパス及び瀬戸キャンパスの建物・施設についてのバリアフリー化に取り組んでいる。障がいを持つ学生へのキャンパス環境整備として、車椅子利用者向けのスロープ、エレベータ、駐車スペース、トイレを設置しているほか、点字ブロックやエレベータの点字サイン、緊急時インターホンを取り付けている。また、「名古屋学院大学における障がい学生支援に関する指針」を定めている（資料7-5）。

●ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学は、名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス共に学術情報センターの管理の下、ネットワーク環境を整備しており、2015年4月に教育研究活動等を支援する情報処理システムのリプレースを行った。このリプレースでは、サーバー・パソコン・ネットワークの各種機器を最新機器へと入替えを行うとともに、各種機器のデジタル化やサーバーの一部をデータセンターへ移設することで、停電や災害時でもインターネット、電子メール、CCSを継続的に提供可能とした。

情報通信機器の状況は次の表のとおりであり、デスクトップパソコンを大学全体で457台設置している。デスクトップパソコンは、学術情報センター等の共有スペースのほか、曙館に3教室、日比野学舎に5教室、瀬戸キャンパスに2教室整備しているパソコン教室に設置し、講義や自主学習用として活用している。

図表 8-4 情報通信機器の状況

学舎	情報コンセント数	デスクトップ PC 台数	プリンター台数
名古屋（白鳥学舎）	約 2,230 箇所	186 台	79 台
名古屋（日比野学舎）	約 430 箇所	190 台	42 台
瀬戸	約 1,900 箇所	74 台	108 台
さかえサテライト	0 箇所	7 台	6 台
計	約 4,560 箇所	457 台	235 台

日比野学舎の5教室のうち2教室はマルチメディア教室として整備しており、オフィスソフトのほかに、発音の練習に特化したソフト及びCallラボソフトを導入し、主に語学関係の授業において活用している。

ネットワーク環境については、インターネット回線を1Gbpsのベストエフォートで商用

プロバイダーに接続し、白鳥学舎を中心に日比野学舎、さかえサテライト、瀬戸キャンパスを 1Gbps 又は 100Mbps のベストエフォートで接続して LAN を構成している。また、名古屋キャンパスの各教室や瀬戸キャンパスの一部の教室、図書館、食堂等の共用スペースで無線 LAN によるネットワーク接続を可能にしている（資料 8-2）。

本学は、全学部の新入生にノートパソコンを配付し、1 年生が必修科目として履修する「情報処理基礎」で全ての学生が情報処理技術を学んでいる。情報教育をサポートする学術情報センターのラーニングコモンズ内にパソコン相談コーナーを設置し、専門知識を有する相談員と学生サポーターがソフトウェアの使用方法やパソコンの修理等の対応を行っている。配付しているノートパソコンには、無線 LAN 機能が標準装備されていることから、学生は場所に制限されることなく、インターネットを使った調査・研究や、本学で独自に開発した自学自習システム等の教育用ツールを活用した学習を行うことができる。

教育研究活動を支援するソフトウェア環境として、本学は CCS を 2002 年度より稼働しており、学生、教員、事務局間の情報流通の活性化を図り、学生への学修や生活の指導に活用している。CCS には、選択式アンケートに学生が答え、リアルタイムに集計する機能（クリッカー）、授業の感想を収集する機能（Minute Paper）、レポートや教材等を学生と教員との間で送受信できる「学修支援システム」を備えている。このほか、学生の自習を促すために、約 4 万 2 千の設問が蓄積され、学生がその設問を繰り返し解いて学習することができる「自学自習システム」や図書館システムのポータルサイトとして「マイライブラリ」を備えている（資料 4-10、8-3）。

●学生の自主的な学習を促進するための環境整備

名古屋キャンパス及び瀬戸キャンパスにラーニングコモンズを設置している。名古屋キャンパスについては、キャンパス開設の 2007 年度より学術情報センター 4 階に設置し、座席数を 200 席、デスクトップ PC を 50 台用意するほか、DVD 視聴コーナーを配置し、グループ学習のためのセミナールーム 2 室を設置する等、早期から学生の能動的な学習を支援する環境を整備してきた。瀬戸キャンパスについては、2010 年度に図書館 3 階に設置したが、利用者数が多く座席数が不足したことから、2014 年度にスペースの広い 2 階に移設した。現在は、座席数を 210 席、セミナールームを 1 室、デスクトップ PC を 13 台用意するほか、DVD 視聴ブースを設置している。

また、名古屋キャンパス白鳥学舎希館に、学生が自由に利用できるスチューデントルームを用意しており、学生支援課が管理している。スチューデントルームは、30 人席の部屋が 1 室、12 人席の部屋が 2 室あり、ホワイトボード、CD/DVD デッキ、TV モニターが整備され、ネット環境も備わっていることからミーティングや自習等に利用されている。

さらに、2018 年度より開設する名古屋キャンパスの GLOBAL LINKS1 階に、学生の能動的学習をより促すため、機能や施設を充実させたラーニングコモンズを設置する予定である。

このような環境の整備に加え、これらを利用するために必要な情報倫理の教育・啓発活動として、「情報処理基礎」科目において、SNS の利用マナー等を組み込んでいる。

教職員には、FD 研修会等で、情報倫理の啓発活動を行っている（資料 2-21）。また、メ

ール利用の際、添付ファイルからのウィルス感染を防ぐため、特定の拡張子の添付ファイルを送受信時にブロックするほか、ウィルスメールが増加した際に、学内のグループウェアで注意喚起を行っている。

点検評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学は、図書資料の整備と図書利用環境の整備を目的として、学術情報センターを設置しており、学術情報センターは以下の取組を行っている。

●図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学は、名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス共に学術情報センターの管理の下、図書館を設置している。図書館は、教育研究活動支援のため、8 学部に対応した幅広い分野の資料を収集し、学生・教職員等の利用に供している。所蔵数は、図書で 389,534 冊、雑誌で 6,678 種であり、このほか、電子資料を電子ジャーナルで 12,057 種、電子ブックで 475 冊、データベースで 8 種を整備している（大学基礎データ表 1）。また、院生に向けては、さかえサテライト資料室に、特に必要性の高い図書、雑誌を配架している。

基本的学術図書については、図書館員による選書体制により新刊書を中心に収集している。講義内容に基づいた資料収集については、教員の協力を得て指定図書制度を設け、シラバスに掲載されている参考図書等を提供し、授業のサポートを行っている。収集した図書・資料は、教員著作を本学教員著書コーナー、就職・資格取得関連資料をキャリアプランコーナー、論文・レポートを作成するための資料を学習サポートコーナーへ配架し、利用者ニーズが高い図書を別置することで閲覧しやすい環境を整えている。

本学は、開学以来、会社史・経済団体史を積極的に収集し、現在 7,538 冊を保有しており、産業史研究・企業研究に役立てている。また、アメリカ大統領関係資料、個人伝記、地方史等 8,733 冊を所蔵し、アメリカ研究をする上で重要なコレクションとなっている。

●国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

図書館は、2003 年度より、国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT）に所蔵データを登録し、全国規模の総合目録データベース構築に寄与している。これまでに NACSIS-CAT に登録した本学データ件数は、図書 104,533 件、雑誌 6,287 件（2017 年度末）である。他大学との相互貸借・文献複写は、この総合目録データベースを利用した NACSIS-ILL を利用しており、2017 年度における図書相互貸借の借入 254 冊、貸出 127 冊、文献複写の受注 327 件、依頼 499 件であった。

一般利用者への図書館開放については 1974 年度から実施しており、多くの地域住民に利用されている。また、名古屋市内の公共図書館、専門図書館、大学図書館の資料を一度

に検索することができる名古屋市図書館運営「まるはち横断検索」に参加し、地域に貢献している（資料 8-4）。このほか、本学は「東海地区大学図書館協議会加盟館間の来館利用に関する暫定協定」に加盟しており、この協定に加盟する他大学の学生の図書閲覧、貸出等を可能としている（資料 8-5 <http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/tokai/link.html>）。

●学術情報へのアクセスに関する対応

図書館システムにより、本学所蔵資料を全て検索することができ、CCS により、図書購入申込み、他キャンパス及び他大学からの図書・文献の取り寄せが可能である。また、「NGU Discovery」で、世界中の文献情報を一度にアクセスし、その論文が本学契約電子ジャーナル又はオープンアクセスジャーナルであれば、全文をその場で入手することができる。一部の電子ジャーナル・データベースの利用については、CCS から VPN 接続することにより学外からのアクセスが可能となり、これらを通して教育研究活動の利便性について向上を図っている。

研究成果の公開に際して、自大学の研究成果物にメタデータ（目録情報）を付して、電子的に保存蓄積して提供する機関リポジトリが全国的に構築されている。本学でも国立情報学研究所が提供するシステムを用いて 2015 年 10 月に「名古屋学院大学リポジトリ」を構築・公開し、研究成果を広く社会に発信している（資料 2-11）。これによる掲載論文数は 2017 年度末で 932 件、論文のダウンロード総数は 192,837 回となっている。

このほか、夜間や土曜日にさかえサテライトで授業を受ける院生に向けて、両キャンパスの蔵書を学内の連絡便により送付することで、図書・資料申込みの翌日に利用できる体制を整えている。通信制に在籍する院生には、図書・資料の郵送サービスを提供している。

●学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備

名古屋キャンパス図書館は、2007 年 3 月に延べ床面積 1,774 m²で開館した。資料の収容能力は 7 万冊であり、利用者が資料を直接手に取り利用できる全面開架制となっている。2013 年度の法学部開設に伴い、名古屋キャンパス翼館に開設した法学部資料室は、延べ床面積 212 m²、資料収納能力は 8,000 冊である。

瀬戸キャンパス図書館は、1968 年に設置された 3 階建ての建物であり、延べ床面積 4,133 m²、資料収容能力は 48 万冊である。瀬戸キャンパスの資料収容能力は名古屋キャンパスの約 6 倍あり、保存書庫としての役割を担っている。図書所蔵データは、Web 上で検索できるように整備され、双方のキャンパスから資料の取り寄せが可能である。

名古屋キャンパス図書館の座席数は 477 席（法学部資料室 60 席含む）であり、瀬戸キャンパス図書館は 429 席である。

本学は、名古屋と瀬戸の両キャンパスで授業時間帯が異なっており、図書館の開館時間、開館総日数、土曜日の開館状況に差異がある。個々の図書館の開館時間は次のとおりである。

図表 8-5 図書館の開館時間

名古屋キャンパス図書館		瀬戸キャンパス図書館	
平日	9:00 ～ 20:00	平日	9:15 ～ 20:15
土曜日	10:00 ～ 17:00	土曜日	10:00 ～ 17:30
夏季・春季休暇期間	9:00 ～ 17:00	夏季・春季休暇期間	9:15 ～ 17:15

※法学部資料室の開館時間は名古屋キャンパス図書館に準じる（ただし、土曜日は閉館、夏季休暇期間の開館時間は 10:30）

2017 年度の名古屋キャンパス図書館の年間開館日数は 259 日（うち、土曜日は 27 日開館）であり、入館者総数 196,496 名、土曜日を含む 1 日平均利用者は 759 名であった。また、年間開館日 259 日のうち、授業期間中の週 5 日（月曜から金曜）、合計 166 日の開館延長（17:00～20:00）を行った。2017 年度の瀬戸キャンパス図書館の年間開館日数は、272 日（うち土曜日は 34 日開館）であり、入館者総数 96,173 名、土曜日を含む 1 日平均利用者は 354 名、合計 166 日間の開館延長（17:15～20:15）を行った。

本学は、両キャンパスの図書館を合わせて、専任職員 5 名（嘱託 1 名含む）、契約職員 6 名、派遣職員 4 名を配置し、うち 8 名が司書資格を有している。司書資格を有する専任職員を各キャンパス（名古屋 1 名、瀬戸 2 名）に配置し、質の高い専門的サービスを提供できる体制を整えている。さらに、2010 年度より、学生視点の図書館サービスを行うため、学生と協働して図書館サービスを行う取組を行っている。その例として、学生サポーターが中心となり運用を行っている読書ブログ「栞輪（しおりん）」の展開（資料 8-6 <http://blog.ngu.ac.jp/dokusho>）、学生サポーターによる企画展示、学生が書店に出向き選書をする「本屋さんツアー」の実施（年 2 回）（資料 8-7 <https://www.ngu.jp/library/news/20170907-01>）、「ビブリオバトル」への参加等が挙げられる（資料 8-8 https://www.ngu.jp/news/toshokan_20171204）。

点検評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

本学は、中長期計画において「社会や産業界の発展を支える研究拠点を形成する」という研究ビジョンを定めるとともに、研究に対する基本的な考えを「名古屋学院大学総合研究所規程」において、「人文科学、社会科学および自然科学に関する研究を推進し、学術文化の進展に寄与する」と定めている。本学は、これらの方針に基づき総合研究所を設置し、次のとおり教員の研究活動を促進させる取組を行っている。

●研究費等の支給

本学は、専任教員に個人研究費を支給している。個人研究費は費目別の支出枠を設定せず、各教員の研究内容に応じ、年間 68 万円（2018 年度より 60 万円に変更）（任期制准教授・講師・助教は 20 万円）を支給している（資料 8-9）。また、2017 年度より研究助成制

度を整備し(資料 8-10)、共同研究及び個人研究を合わせて 14 件に助成金を交付している。このほか、科学研究費助成事業や知(地)の拠点整備事業等、学外の競争的研究資金を獲得している(大学基礎データ表 8)。

●外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援として、科学研究費助成事業については、科学研究費助成事業応募勉強会や応募説明会を開催し応募促進に努めた(資料 8-11)。このほか、2016 年度より、科学研究費助成事業に応募した教員へのインセンティブを設け、2016 年度は研究奨励金配分の際に配慮することとした。2017 年度に、研究奨励金は廃止となったが、より大きな研究が可能となる研究助成制度が創設され、その審査基準の一つとして、「当該年度又は前年度に科学研究費助成事業に応募し不採択であった場合の『採択されなかった研究課題の中でのおよその順位』を考慮して審査を行う」こととした(資料 8-12)。

●研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障

本学は、教員 1 名につき個人研究室 1 室を用意している。教員の授業担当時間については、就業規則により 1 週 10 時間(5 コマ)と規定し、学部、大学院、別科の合計で週 10 コマを超えることがないように設定している(資料 6-3)。

研究に専念する環境として、教員の研修制度を整備している。長期、中期、短期の各 1 回を限度として国内外で研修することができ、国外研修では、渡航費、滞在費(限度額 365 万円)、支度金を支給している。国内研修では住居費、交通費、旅費、委託費、消耗品費等を合計して 250 万円を限度に支給している(資料 8-13)。

このほか、特別研究期間制度、私費による教員の在外研修制度、国際学会研究発表の渡航費補助等を整備している(資料 8-14~8-16)。

●論集等の刊行

総合研究所は、教員の研究活動について、学内外の刊行物に公表したものや学会発表等を年度ごとに取りまとめ、年 1 回刊行する「研究年報」で公開している。また、学内刊行物として、教員の研究成果の定期的な発表の場である「名古屋学院大学論集」《社会科学篇》(年 4 回)、《人文・自然科学篇》(年 2 回)、《言語・文化篇》(年 2 回)、《医学・健康科学・スポーツ科学篇》(年 2 回)を刊行し、教員の研究論文、研究ノート、翻訳、学界展望、書評等を掲載している(ただし、《医学・健康科学・スポーツ科学篇》のみ要査読)(資料 8-17 <https://www.ngu.jp/facilities/laboratory>)。なお、これらを公開性の高い学術誌として位置づけるため、本学に係る学外者に向けても門戸を開いている。

このほか、専任教員の申請に基づき、随時ディスカッション・ペーパーや「研究叢書」を刊行し、自由度及び公開性の高い研究発表の場を提供している。研究叢書では、年度ごとに 2 名までを受け付け、各教員は、在任期間中に 2 回まで刊行することができる。また、論集投稿については 1 年度間に合計 60 ページまで、ディスカッション・ペーパーについては 1 年度間に 6,000 ページまでを無料としている。

●その他教育研究活動を支援する体制の整備

大学院では、「大学院ティーチング・アシスタント規程」、「大学院リサーチ・アシスタント規程」を整備している（資料 7-35、7-36）。本学大学院に在学する優秀な院生を教育活動、研究活動に従事させ、手当支給による学生の処遇を改善することや教育・研究能力を高める機会を提供している。

点検評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学は、「研究に係る不正行為防止に関する基本方針」の下、「競争的資金等の使用に関する不正防止計画」を策定している（資料 8-18、8-19）。これに基づき、①機関内の責任体系の明確化、②適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、③不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、④研究費の適正な運営・管理活動、⑤情報伝達・共有化の推進、⑥モニタリングの在り方の 6 つの観点から不正防止に努め、「名古屋学院大学総合研究所不正防止計画実施報告書」に内容を取りまとめている（資料 8-20）。

また、本学は、「研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範」の下、研究活動に関する不正防止の取組を行っている（資料 8-21）。「競争的資金等取扱規程」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し（資料 8-22、8-23）、年に一度、名古屋・瀬戸の両キャンパスで研究活動におけるコンプライアンス研修会を開催し、研究費使用の不正防止や研究倫理について研修を行っている（資料 8-24）。

研究倫理教育については、「科学の健全な発展のために」を通読し、履修後に理解度チェックシートを提出することを求めている（資料 8-25）。なお、「eL CoRE（研究倫理 e ラーニングコース）」を履修することによって代えることができ（履修後、修了書の提出が必須）、履修しやすい環境づくりを行っている。この研究倫理教育については、3 年ごとに履修することを求めており、2016 年度末までに全教員が履修し、2017 年度に就任した 7 名の教員も全員が履修した。

このほか、大学院は院生に向けて、それぞれの研究内容に捏造や改ざんといった不正が入り込まないように、研究倫理について十分な知識を得るよう CCS 上で周知するとともに、日本学術振興会が提供している「eL CoRE（研究倫理 e ラーニングコース）」を紹介し、履修することを勧めている（資料 4-27）。また、研究上の不正行為が発生した場合は、「名古屋学院大学大学院学則」第 51 条及び「名古屋学院大学通信制大学院学則」第 42 条に基づき厳正な対処を行うこととしている。

**点検評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学術情報センター運営委員会、総合研究所委員会及び財務課が、教育研究等環境に関する自己点検・評価を行っている。各組織は、中長期計画に基づき行動計画の達成状況を総括し、問題点とその要因分析を踏まえて、新年度の計画を策定している（資料 1-11）。教学部門である学術情報センターと総合研究所については、別途、経常業務についても自己点検・評価を行っており、事務分掌ごとに定めた計画に沿って、「現状説明」、「評価できる点」、「課題・問題点」、「次年度計画」を一覧化している（資料 2-20）。教育研究等環境に携わる各委員会の自己点検・評価に関する具体的な取組は、次のとおりである。

●ネットワーク環境や図書資料に関する自己点検・評価

学術情報センター長及び各学部より選出される学術情報センター委員によって構成される学術情報センター運営委員会が、中長期計画に基づき自己点検・評価を実施している。

特に、CCS をはじめとするネットワーク環境について、ログイン数、各機能の利用状況、自学自習の取組状況について毎年ログデータを取得し、現状の確認を行うとともに次期開発に向けての改善点を洗い出している（資料 8-26）。また、新入生へのアンケート調査を毎年度実施しており、パソコン、スマートフォンの所有状況やキータイピングの経験等を確認し、新入生の傾向把握を行うとともに、これらを今後の教育研究環境整備の判断材料として利用している（資料 8-27）。

上記の利用状況調査やアンケート結果から、学生のスマートフォン所有率が増加したことが判明し、また、CCS へのアクセスも大きく増加したため、2013 年度に無線基地局の増強を行い、無線 LAN 通信の改善を行った。

●教員の研究環境に関する自己点検・評価

総合研究所所長及び各学部より選出される総合研究所委員によって構成される総合研究所委員会が、中長期計画に基づき自己点検・評価を実施している。

2017 年度は、主に、研究助成による研究環境について点検し、より活性化した研究環境とするため、「研究助成に関する規程」及び募集要領の見直しを行った。また、論集の医学・健康科学・スポーツ科学篇で「医中誌 Web」の著者抄録利用を許可していること、「メディカルオンライン」での配信契約を行っていること等、国内外に広く研究成果を公表する環境を整えている（資料 8-28）。

●施設、設備等の維持及び管理に関する自己点検・評価

施設・設備について、財務課が中長期計画に基づき自己点検・評価を実施しており、学内のバリアフリー化に向けた取組を行っている。また、教室内の機器に関して、教務課が自己点検・評価を実施している。

教室内における AV 機器は導入後約 10 年が経過しており、劣化や故障が目立つようになった。このため、2017 年度から 3 年計画で、名古屋キャンパスの機材更新を開始した。

(2) 長所・特色

○教育研究活動を支援する環境や条件の整備

- ・2002 年に独自開発した CCS は、学生において学生生活を送る上で、教職員において教育研究活動や学生指導を行う上で、重要かつ必要不可欠なシステムとなっている。また、ネットワーク環境の改善や、CCS のスマートフォン対応を行った結果、2017 年度のログイン総数は 2,356,381 回となり、過去最大のログイン総数となった（資料 8-26）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学等の目的を実現するために、教育研究等環境に関する方針を中長期計画に明示している。そして、この方針に沿って、大学設置基準を十分に満たす校地・校舎の下、教室、研究室、図書館をはじめとする施設設備、ネットワーク環境及び ICT 機器、研究活動を促進させる制度を整備・運用することにより、学生の主体的な学修や教員の自由闊達な教育研究活動に配慮している。さらに、研究倫理や研究活動の不正防止に向けた規程を整備し、研修等の取組を進めている。教育研究環境の適切性については、毎年自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、本学の教育研究等環境に関する取組は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組はおおむね適切であると考ええる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、中長期計画（2014～2023年度）において、「知の拠点としての存在感を高め、活力ある社会づくりに貢献する」という社会貢献ビジョンを定めている。このビジョンを果たすための方針は以下のとおりであり、全学的に社会との連携・協力を推進している（資料1-8）。

社会貢献ビジョンの実現のために

- ・教育研究成果を積極的に社会に還元するなど、知の拠点としての存在感を高める。
- ・地域社会が抱える課題の解決に貢献する。
- ・ステークホルダーとの連携を強化する。

社会連携・社会貢献を担う社会連携センターは、上記方針を実現するために5年間の行動計画（2014～2018年度）に基づき業務を進めている。

また、本学は、キャンパスの立地する名古屋市と瀬戸市との連携方針を以下のように定めている。

名古屋キャンパス（2007年4月開設）については、同年10月に「名古屋学院大学と名古屋市との連携協力に関する協定」を締結し、「企業・商店街などを巻き込んだ産学官連携事業やまちづくり事業の推進等を通じて、情報の共有・交換、人の交流などにより連携協力していくこと」を示している（資料9-1）。

瀬戸キャンパスについては、2003年6月より、6大学（愛知工業大学、金城学院大学、中部大学、名古屋産業大学、南山大学、本学）と瀬戸市による「大学コンソーシアムせと」を形成し（2010年度に中部大学が脱退し、現在は5大学）、その会則に謳われているように、「学生や市民が、まちづくりや生涯学習活動等に参加することにより、新たな地域文化の創造や交流活動の推進等を行うこと」を明記している（資料9-2）。

点検評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、社会貢献ビジョンの具体的な推進機関として社会連携センターを設置している。

また、社会連携センターの運営を適正に行うため、社会連携センター長、社会連携センター課長、各学部から選出された社会連携センター委員を構成員とする社会連携センター委員会を設置している（資料 3-11）。

社会連携センターは、その前身である地域連携センター（企画地域連携室所管 2007 年 1 月設置）を礎として、2015 年 10 月に改組され、現在に至っている。本センターは、大学の教育、研究、社会貢献に関する事業や活動において、行政機関、企業・商店街、市民団体、NPO 組織等と連携し、事業・活動を推進するほか、「ボランティア活動連絡協議会」の運営、「大学コンソーシアムせと」による事業・活動の推進等を担っている。

この社会連携センターが中核となって全学的に、さらには構成員全体を巻き込む形で本学の教育研究成果を地域や社会へ還元することに取り組んでいる。名古屋・瀬戸の両キャンパスを舞台として、公開講座、公開講演会等を開催するとともに、本学の教職員や学生による各種事業・活動の成果を地域・社会へ還元し、地域・社会の発展に資する諸施策や、地域・社会が抱える諸問題の解決策等を提示（提案）している。

●教育研究成果を積極的に社会に還元するなど、知の拠点としての存在感を高める取組

本学は、知の拠点としての存在感を高めるため、次の取組を行っている。

公開講座（本学主催事業）

本学の公開講座「シティカレッジ」には、大別して、専任教員が中核となってその教育研究成果をわかりやすく説明する講座と、専任教員がコーディネーターとなって、地域のステークホルダーとともに地域の諸課題への解決策を説明する講座の 2 種類がある（資料 9-3）。2017 年度も引き続き、日比野学舎にある「カフェ＆ベーカリー マイルポスト」2 階ラウンジを会場とし、「名古屋まちなかカフェ講座」として開講している（資料 9-4）。

また、瀬戸キャンパスでは、学部構成や立地条件等を考慮して、中高年層を対象とする「健康運動教室 in NGU」（春・秋各 10 日間）、小学校低学年を対象とする「短期集中！多様な運動体験プログラム」などを実施した（資料 9-5）。

公開講座（自治体等との連携講座）

キャンパスの所在する名古屋市及び瀬戸市と連携した生涯学習講座を開講したほか、近隣自治体や朝日カルチャーセンターとの連携講座を開講した（資料 9-6）。

社会人対象ビジネスセミナー

通常の公開講座では受講の少ないビジネスマンを対象に、テーマや分野を絞った専門性の高い講座を開いている。2017 年度は、自治体職員を対象とした制度融資や地域連携教育プログラムに関するセミナーを開催した（資料 9-7）。

まちづくり新修プログラム

社会人の学び直しをサポートする制度として、文部科学省が定める「履修証明制度」の基準を満たす学習プログラムを開設し、まちづくりについて学ぶ 3 コースを設置している（資料 9-8 <https://www.ngu.jp/and-n/news/rishu-shomei2018>）。

●地域社会が抱える課題の解決に貢献する取組

本学は、地域社会が抱える課題の解決に貢献するため、次の取組を行っている。

大学コンソーシアムせと事業

瀬戸市と瀬戸市近郊にキャンパスを構える 5 大学で構成されるコンソーシアムにおいて、本学学長が理事長を務め、また本学社会連携センター長が協議会副会長、企画推進部部長を担うなど、運営部門において本学教職員が中心的な役割を果たしている。また、同コンソーシアムが企画する「新しい文化創造プロジェクト」、「まちづくり施策協働プログラム」、「大学生によるまちづくり活動応援助成金」などに参画した。

地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）

本学の社会連携に関する取組が 2013 年度に採択された「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」では、キャンパスの所在する名古屋市・瀬戸市と連携協力しながら全学的に教育、研究、社会貢献の 3 分野における事業と活動を次のとおり推進している（資料 9-9）。

1) 特色ある地域連携教育

地域社会が抱える課題解決に資するため、「地域商業まちづくり」「歴史観光まちづくり」「減災福祉まちづくり」の 3 つのまちづくりを核として、教職員が指導する授業や課外活動と連動した事業を展開している（資料 9-10）。

2) 段階発展型カリキュラム

学生を地域活動へ促すため、本学では次のとおり、1 年生から 4 年生まで段階的に地域について学ぶことのできる教育プログラムを組んでいる。

図表 9-1 段階発展型カリキュラム

段階発展型カリキュラム		
学年	カリキュラム内容	
3～4年	④教育イベント 「地域フォーラム」	
1～4年	②課題解決型授業（PBL）	③地域志向型科目
1年	①教育イベント 「まちづくり提言コンペ」	

①まちづくり提言コンペ
全1年生必修基礎セミナーにて地域課題について学び、その解決方法に関する提言レポートを作成する。

②課題解決型授業(PBL)
NGU教養スタンダード科目として、全学共通科目にcoc関連の7科目を新設(26年度より)
・地域商業まちづくり学／地域商業まちづくり演習
・歴史観光まちづくり学／歴史観光まちづくり演習
・減災福祉まちづくり学／減災福祉まちづくり演習
・上級まちづくり演習

③地域志向型科目
各学部の専門科目に地域を学ぶ内容を加える。

④地域フォーラム
3・4年生のゼミ・演習で学んだ内容を地域へ還元する。
(全学生・教員参加型教育イベント)

・まちづくり提言コンペ全1年生必須科目「基礎セミナー」の教育イベント

2014年度において、1年次の必修科目である「基礎セミナー」の共通テキストを改訂し、名古屋市及び瀬戸市の政策課題を6ページにわたって追記し、提言レポートの作成について記載している（資料4-9）。また、テキストの追記に当たり、連携自治体である名古屋市熱田区・瀬戸市それぞれの担当者へ監修を依頼し、現状に則した課題を反映している。2017年度は、全ての1年生（1,527名）が基礎セミナーで学んだ後、提言コンペへ1,008名（66.0%）がレポートを提出した（資料4-50）。その中から、名古屋市熱田区地域力推進室、瀬戸市経営戦略室が、キャンパスごとに最優秀賞1点、優秀賞2点を選出し、熱田区長及び瀬戸市長から学生へ表彰状が贈られた。この取組では、学生の課題発見能力や企画力の伸長を図るという目的に合わせて、入学直後の新入生がキャンパス周辺に関心を持ち今後の地域連携活動へ誘うという狙いもある。

・課題解決（PBL）型授業－NGU教養スタンダード科目群

PBL型授業の導入について、2013年度秋学期に、COC事業に伴う地域志向型カリキュラム編成委員会（教務部長、各学部教務主任等で構成）で検討を進めた結果、2014年度よりNGU教養スタンダード科目群にPBL型授業を7科目新設する学則改正を行った。具体的には、「地域商業まちづくり学」「地域商業まちづくり演習」「歴史観光まちづくり学」「歴史観光まちづくり演習」「減災福祉まちづくり学」「減災福祉まちづくり演習」の6科目を全ての学生に、「上級まちづくり演習」については上記の同一分野の「学」「演習」科目を修得した2年生以上に向けて開講している。2017年度にこれらのPBL型授業を履修した学生は、延べ1,162名、実数でも1,148名にのぼっている（資料9-11）。

・地域志向型科目－各学部の専門科目

PBL型授業で学んだ地域の課題を、各学部の教育カリキュラムにおいても引き続き学修できるよう、学部・学科の専門科目で地域について学べる地域志向型科目を増やしている。2013年度の段階で全学合計30科目であったものを、2017年度には90科目以上にするという目標を設定した。この数値目標の達成に向けて、2014年度に地域志向型カリキュラム編成委員会の下に地域志向型科目タスクフォースを設置した。タスクフォースは学部教務委員会及び教務部長と各学部教務主任によって構成される全学教務委員会と連携を図りつつ、各学部の地域志向型科目を拡充しシラバスに反映させる検討を行った。その結果、2017年度には、119科目が開講され、当初の目標を達成することができている（資料9-12）。

・地域フォーラム－各学部3・4年次「演習」

地域志向型カリキュラム編成委員会の下にPBLタスクフォースが主体となり地域フォーラムを推進している。地域フォーラムは、3・4年次開講の演習科目と連動した教育イベントで、大学の教育研究の成果を地域社会へ還元する取組となっている。2014年度に総合政策学科で先行実施し、2017年度は8学部中2学部で実施した。

3) 地域志向研究

地域・行政と一体になって地域の課題（地域商業、歴史観光、減災福祉の各まちづくり）について、その学術的な枠組みと具体的な解決策を明らかにするための「地域志向教育研究」を実施し、また、学生とともに研究活動を進めることで、教育と研究を有機的に結び付けることができている。また、研究費支給該当者の選考について、地域志向型研究推進委員会が申請書を審査の上、経費受給者の原案を作成し、学長が決定している。

2017年度の該当者は、以下のとおりである（資料 9-13 <https://www.ngu.jp/collaboration/research>）。

図表 9-2 地域志向教育研究の研究費支給該当者と研究事業

申請者	所属学部	研究事業名
山下 匡将	現代社会	熱田区地域支えあい創出事業
伊藤 昭浩	商	名古屋市における地域連携事業、地域活性化事業「project758」
人見 泰弘	国際文化	多文化共生人材育成のための国際社会学教育プログラムの開発
坂井 智明	スポーツ健康	健康運動教室後の運動継続要因

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）

前述の大学 COC 事業に合わせて、2016 年度より文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に取り組んでいる。この事業では「ぎふ COC+ 事業推進コンソーシアム」を構成する連携大学（岐阜大学、中部学院大学、中部大学、日本福祉大学、本学）や自治体、経営者協会、金融機関等が協働して地元企業と学生との関わりを強化し、地域のニーズにより適合した人材を育成することで地元定着を図る、就業を前提とした地方創生プログラムになっている。2017 年度、本学では以下 2 件のプログラムを主催した。

1) 飛騨高山観光地域づくり人材育成プログラム

飛騨地域における就業定着を目的に、地域と大学が各々の資源をいかし、共同で人材育成を行っている。2017 年度は、ホテルや地域交通の企業での 1 か月間に及ぶインターンシップで、サービス提供のノウハウや企業経営を学ぶと同時に、地域理解の時間を設けて高山で就業する魅力を共有した（資料 9-14）。

2) 多治見プロジェクト

岐阜県多治見市の観光産業の可能性を考える 1 泊 2 日の合宿セミナーを行った。市内の観光施設を巡り、まちづくりに関わる地域の方との交流から感じた魅力や課題を最後に発表した。また、ビジネスフェアに関わる企業インターンシップも実施している（資料 9-15）。

未来医療研究人材養成拠点形成事業

2013 年度に、名古屋市立大学、名古屋工業大学と本学の 3 大学連携事業（通称「なごや

かモデル」)が、文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択された。この「なごやかモデル」の目的は、住み慣れた土地で、豊かに老いを迎え、その人らしく暮らすことのできる社会作り（エイジング・イン・プレイス、AIP）を支える医療人材の育成である。名古屋市緑区鳴子町 1 丁目に名古屋市立大学コミュニティ・ヘルスケア教育研究センター（CHC センター）を設置し、連携大学とともに AIP に関する教育研究を行っている（資料 9-16）。

●ステークホルダーとの連携を強化する取組

本学は、ステークホルダーとの連携を強化するため、次の取組を行っている。

地域の企業や団体との連携

以下の団体と包括連携協定を結び、地域活性化のための多様な事業を展開している（資料 9-17）。

- ・公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
- ・公益財団法人名古屋まちづくり公社名古屋都市センター
- ・瀬戸信用金庫
- ・公益財団法人日本技術士会中部本部
- ・公益財団法人名古屋みなと振興財団（名古屋港水族館）

地域の自治体との連携

1) 名古屋市「熱田区まちづくり協議会」

本学が名古屋市熱田区にキャンパスを構えた 2007 年に、名古屋学院大学と名古屋市との連携協力に関する協定を締結した。その協定に基づき、2008 年に「熱田区まちづくり協議会」へ本学が加入した。同年に、熱田区とともに「大学との協働まちづくり専門委員会」を設置し、2009 年に同委員会を「あったか人まちづくり専門委員会」と改称した。2017 年度は、本学キャンパスにて「ワクワクおやこまつり」や「クリスマスファミリーコンサート」を開催し、地域のにぎわいづくりに貢献している（資料 9-18）。

2) 地方公共団体の政策形成等への参画

多くの教職員が、国や自治体が開催する委員会、協議会等、行政機関の（年次・中期・長期）計画の構想と内容の策定や、地域ブランド戦略等に参画している（資料 9-19）。

地域の高等学校との連携

2017 年度に、高等学校へ出張講義を 52 件、本学キャンパスでの模擬講義やキャンパス見学受入れを 5 件行った（資料 9-20）。

点検評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携センター委員会が、社会連携・社会貢献の適切性について毎年自己点検・評価を実施している。中長期計画に基づく行動計画については、年度末に達成状況を総括し、問題点とその要因分析を踏まえて、新年度の計画を策定している（資料1-11）。中長期計画以外の経常業務についても自己点検・評価を行っており、事務分掌ごとに定めた計画に沿って、「現状説明」、「評価できる点」、「課題・問題点」、「次年度計画」を一覧化している（資料2-20）。

特に、社会連携ビジョンの中核をなす「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」については、以下の手続により、自己点検・評価を実施している。

●大学COC事業における自己点検・評価

全学的なマネジメント体制の構築

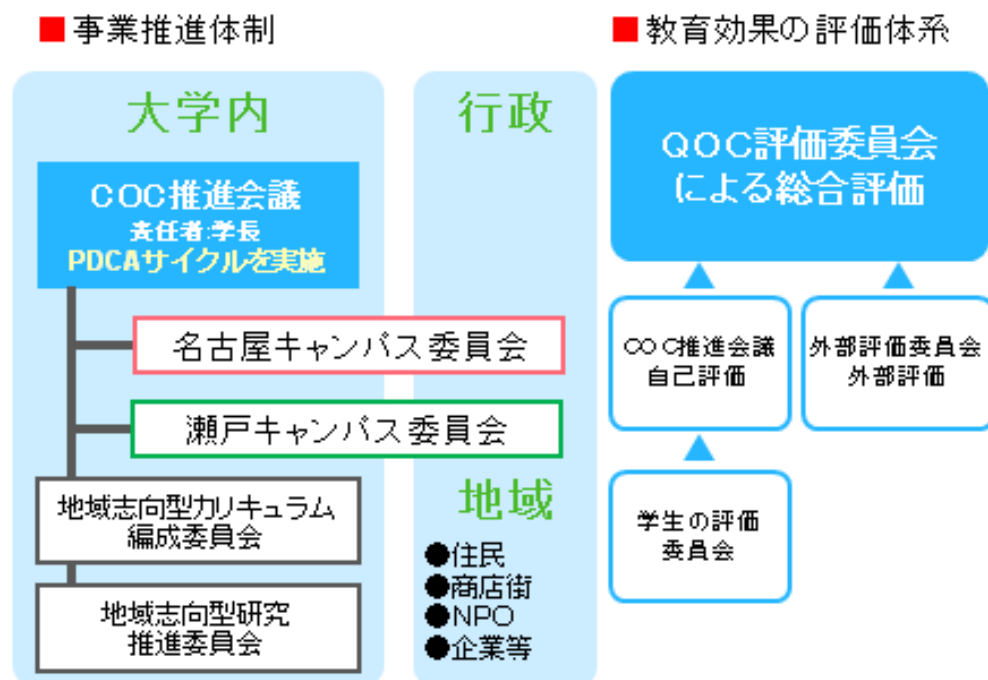
COC事業では、学長をリーダーとし学部長及び教学部長等によるCOC推進会議を設置し、事業計画の策定・総括等の重要事項を審議している（資料9-21）。また、実際に地域教育に携わる全8学部の教員が集まるCOC実務者会議を開催している。COC推進会議の下、地域志向の教育研究を推進するために地域志向型科目タスクフォース及び地域志向型研究推進委員会を設置している（資料9-22）。また、本学の社会連携・社会貢献事業を進めるに当たり、年に2回「名古屋／瀬戸キャンパス委員会」を開催し、地元の企業、NPO、商店街、自治体等の代表者から本学の取組に関してヒアリングを行っている（資料9-23）。

教育効果の評価体系

学内外の諸組織による内部評価や外部評価を実施し、客観的な評価に基づく事業や活動の内容の見直しを続けている。その際、本学が掲げる「社会連携ビジョン」との整合性は言うまでもなく、ステークホルダーや専門家等による面接評価を評価の基礎としている。一連の評価プロセスの一環として、本学が推進する大学COC事業の目標である「QOC（Quality of Community: 地域の質）の向上」に照らしての評価も実施している（資料9-24）。

社会連携及び社会貢献の成果に関する評価プロセスでは、学生と教職員双方による内部評価を起点として外部評価、地域への意見聴取、QOC評価に終わる評価プロセスを毎年度繰り返すことによって、持続的に、そして安定的に事業と活動の成果を地域・社会へ還元することができるように以下のとおり制度設計を行っている。

図表 9-3 社会連携及び社会貢献の成果に関する評価プロセス



1) 内部評価

学生評価－学生評価委員会（資料 9-25）

自己評価－COC 推進会議（資料 9-21）

2) 外部評価

外部評価－外部評価委員会（学外の研究者・専門家）（資料 9-26、9-27）

意見聴取－名古屋／瀬戸キャンパス委員会（地域のステークホルダー）（資料 9-23）

外部評価－「地域の質 QOC」評価委員会（学外の専門家）（資料 9-24）

(2) 長所・特色

○社会連携・社会貢献に関する取組

・文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」において、中間評価である「2016 年度評価」で「A」評価を受け、評価委員会からのコメントにおいても、改善点の記載はなく優れている点のみ記載されており、事業内容が高く評価されている（資料 9-28）。また、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」においては、中間評価である「2017 年度評価」で「S」評価を受けており、取組が極めて高く評価されている（資料 9-29）。

・NGU 教養スタンダード科目群の地域理解に関する 7 科目の履修者は 1,162 名であり、本学の在籍者数（2017 年 5 月 1 日現在 6,043 名）を勘案して、非常に多くの学生に地域連携教育が行き渡っている（資料 9-11）。

- ・地域連携教育に関する科目を履修し、また関連する資格を取得した学生を「まちづくりマイスター」として認定する制度を導入しており、地域実践教育の成果を評価している（資料 9-30）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学等の目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を中長期計画に明示している。そして、この方針に沿って、自治体・企業・市民団体・NPO 等と連携した教育・研究活動を推進し、知的資源を還元するとともに、地域・社会の課題解決に貢献している。社会連携・社会貢献の適切性については、毎年自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。

本学の社会連携・社会貢献について、独自性の高い取組を 3 つ挙げることができる。第一に、本学の取組は「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」に採択され、中間評価においても高く評価されている。また、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」での取組についても同様に高く評価されている。第二に、1 年次必修科目で全ての学生が名古屋市・瀬戸市について学ぶなど、多数の学生に地域連携教育が行きわたっている。第三に、地域の自治体・企業・市民団体・NPO 等との意見交換の場を定期的に設けるとともに、有識者による外部評価を通じて事業の改善を図っている。

大学 COC 事業は 2017 年度で終了するが、その実績を基にプログラムを整理・再構築した上で、取組を継続していく。今後の発展に向けて、教育プログラムについては学修成果を教員・学生が共有すること、研究プログラムについては地域との共同研究の成果を広く公開することに注力したい。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献に関する取組は、大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組は卓越した水準にあると考える。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、中長期計画（2014～2023年度）において、法人及び大学運営に関する方針を以下のとおり定めている（資料1-8）。

組織・財務

- ・定員規模は、現行の学生数5,000～6,000人を基本とする。
- ・経営・教学ガバナンスの体制を再構築する。
- ・経営基盤を強化させる。
- ・教員の資質向上を図る。
- ・職員の資質向上を図る。

法人及び大学運営に関わる総務課、財務課、総合企画課、学事課は、上記方針を実現するために5年間の行動計画（2014～2018年度）に基づき業務を進めている。

中長期計画についてはホームページで公開しており、中長期計画に基づく行動計画については学内のグループウェアを通じて教職員に周知徹底を図っている。

点検評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学は、学校教育法及び関連法規に基づき学内諸規程を定め、学長、学部長、教学部長等の役職を置いている。2014年度には、大学運営におけるガバナンス改革の促進に向けた学校教育法及び学校教育法施行規則の改正を踏まえ、学内規程や運用の点検・見直しを行っている。学長をはじめとする役職者の役割や権限は、以下のとおりである。

●学長の選任方法と権限の明示

学長の選任方法については、大学設置基準に準拠するとともに、「学長選任規程」において学長の任期、候補者の推薦方法、選挙方法を定め、「学長選挙管理委員会規程」において候補者の公示、投票方法、当選者の決定方法を規定している（資料10-1-1、10-1-2）。

学長選挙の運営は、理事会から 2 名、各学部教授会から 2 名、職員会から 3 名の計 21 名で構成される学長候補者推薦委員会と、理事会から 1 名、大学協議会から 8 名、職員会から 2 名の計 11 名で構成される選挙管理委員会が実施している。学長選任の手順は、①学長候補者推薦委員会による候補者の推薦及び公示、②選挙管理委員会による選挙の実施及び学長への結果報告、③学長から理事長への通知及び理事会による選任、となっている。

学長の職務については、学校教育法に基づき、「名古屋学院大学学則」第 42 条において、「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定している。学長は教学面に関する最終的な決定権を有しており、「大学協議会規程」や各学部教授会規程は、「学長が掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。」と明示している（資料 10-1-3、10-1-4）。

●役職者の選任方法と権限の明示

学部長の選任については各学部の学部長選挙規程において、研究科長の選任については「大学院研究科長選挙規程」において、任期、選挙方法等を規定している（資料 10-1-5、10-1-6）。学長が理事長に対して選挙結果を報告した後、理事会は速やかに選任手続を行っている。

教学部門（宗教部、教務部、学生部、入学センター、キャリアセンター、学術情報センター、総合研究所、国際センター、社会連携センター、教職センター）の部長については、「名古屋学院大学教学部長選任規程」に基づき、学長が教授の中から指名している（資料 10-1-7）。同規程において、教学部長の任期は学長任期と同一の 3 年とし、学長が指名した部長を理事会が選任することとしている。

学部長の職務については、学校教育法に基づき、「名古屋学院大学学則」第 43 条第 2 項において、「学部長は学部に関する校務をつかさどる」と規定し、研究科長の職務については、「名古屋学院大学大学院学則」第 40 条第 3 項に「(研究科委員会の) 委員長は、研究科長がこれにあたる」と規定している。教学部長の職務については、「名古屋学院大学教学部長選任規程」第 2 条に「部長は委員会を運営し、当該部署を統括する」と規定している。このように、学部長・研究科長は、各学部・研究科の運営責任者として位置づけられ、教育研究活動の円滑な遂行のため必要な権限を有している。教学部長も同様に、当該部門の運営責任者として位置づけられ、必要な権限を有している。

●学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

本学は、学長の下で審議機関として、①各学部教授会、②大学全般にわたる学事を扱う大学協議会（構成員：学長・研究科長・学部長・事務局長・各学部教授会選出教員）、③各研究科委員会、④大学院全般にわたる学事を扱う大学院委員会（構成員：学長・研究科長・各研究科委員会選出教員）を設置している。審議内容は学長に意見として述べられ、学長はそれを基に意思決定を行っている（資料 10-1-4、10-1-3、7-33、7-34、10-1-8）。

このほか、学長の下に、学部間の連絡調整及び大学運営に関する重要事項について学長の諮問に応じる学部長会議（構成員：学長・学部長）や、全学的な内部質保証を推進する教学改革推進会議（構成員：学長・学部長・研究科長・教学部長等）を設置している（資料 10-1-9、2-1）。また、上述のように、学長の執行を補佐する組織として、全学を対象と

した教学 10 部門を設置している（資料 10-1-7）。

学部長会議及び教学 4 部課長会議（教務部、学生部、入学センター、キャリアセンター）は月 2 回開催され、教学 6 部課長（宗教部、学術情報センター、総合研究所、国際センター、社会連携センター、教職センター長）と学長との個別懇談は毎月開催されている。このように、学長は、役職者との綿密な意思疎通を通じて、意思決定を円滑に実行している。

●学長による意思決定と教授会等の役割との関係の明確化

各学部教授会、大学協議会、各研究科委員会及び大学院委員会については、それぞれの規程において「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。」と明示している。

（各学部教授会）

- （1）教員の人事に関する事項
- （2）学部に関わる規程の制定改廃に関する事項
- （3）学部学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- （4）学部の教育及び研究に関する事項、
- （5）学生の入学・退学・転学部・転学科・休学・復学・再入学・編入学・除籍・卒業及び賞罰に関する事項、
- （6）その他学部に関する事項

（大学協議会）

- （1）学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- （2）学部、学科その他重要な施設の設置配置に関する事項
- （3）大学院、学部その他機関の連絡調整に関する事項
- （4）名誉教授に関する事項
- （5）その他大学の運営に関する重要事項

（各研究科委員会）

- （1）課程及び専攻並びに授業科目の増設又は変更に関する事項
- （2）教授、准教授及び講師の授業科目担当に関する事項
- （3）学位論文の審査に関する事項
- （4）学生の入学、休学、復学、退学、転入学、転学、除籍、留学及び再入学並びに課程修了の認定等、学事に関する事項
- （5）試験に関する事項
- （6）その他研究科に関する事項

（大学院委員会）

- （1）各研究科間の連絡調整に関する事項
- （2）大学院学則及び規程の改廃に関する事項
- （3）研究科の増設又は変更に関する事項
- （4）大学院の教育上必要な施設に関する事項
- （5）各研究科における FD 活動に関する事項

- (6) 学位の授与及び取消に関する事項
- (7) 課程及び専攻並びに授業科目の増設又は変更に関する事項
- (8) 教授、准教授及び講師の授業科目担当に関する事項
- (9) その他学長の諮問する事項

●大学組織と法人組織の権限と責任の明確化

私立学校法及び「学校法人名古屋学院大学寄附行為」（以下、寄附行為と略記）に基づき、学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関である理事会が、理事である学長の職務の執行を監督している（資料10-12）。学長は、理事会に対して大学の教育研究活動及び事業に係る計画を提案し、審議・承認された大学の事業計画を、先述した体制の下で適正に執行している。

学校法人の管理運営については、私立学校法及び「寄附行為」に基づき、理事会、常任理事会、評議員会、監事監査が行っている。

「寄附行為」第12条において、理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と位置づけられている。理事の人数は15名（同6条）であり、その構成は、学内関係者の学長、事務局長、教職員4名、評議員3名に加え、学外者として、学識経験者3名、日本基督教団正教師1名、学校法人名古屋学院卒業生（敬愛同窓会員）1名、名古屋学院大学卒業生（名古屋学院大学同窓会員）1名（同7条）となっている。

評議員会は、理事会の諮問機関であるとともに、理事会の業務執行に対してチェック機能を有している。「寄附行為」第20条において、理事会が評議員会に対して事前に意見を聞かなければならない事項が規定され、同21条において「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と規定されている。評議員会の人数は31名（同19条）であり、その構成は、学長、教育職員8名、事務職員5名、大学同窓生6名、学校法人名古屋学院卒業生4名、学識経験者7名（同23条）となっている。

常任理事会（同14条）は、理事会で決定した法人の業務を円滑に執行するとともに、理事会に提案すべき事項を協議するほか、「常任理事会規程」に基づき、理事会から委任された事項を審議している。常任理事会の構成は、理事長及び理事から選出された常任理事である（資料10-1-10）。

監事は2名（同6条）で構成され、同8条に基づき、法人の業務及び財産の状況について監査を行うほか、理事会、評議員会等、法人運営に係る重要な会議に出席し、意見を述べることにしている。また、教学会議への陪席はしていないが、大学協議会、教授会の議事録を閲覧し、必要により学長・学部長からのヒアリングを行い、教学事項の適切性の検証を行っている。

このほか、2017年度に制定された「職務権限に関する規程」は、法人の定める諸規程の内容や業務の運営に必要な事項について、常任理事会、理事会、評議員会等の組織機能及び理事長、学長、事務局長等の職務権限の主なものを決裁権限基準一覧として定め、明確化を図っている（資料10-1-11）。

点検評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

本学は、以下のとおり、予算編成、予算執行及び監査を適切に実施している。

●予算編成

本学は、予算の編成、統制の組織及び手続を明らかにするため、「予算管理規程」を制定し（資料 10-1-12）、「予算管理規程」に基づき、理事長、財務担当理事、常勤監事、学長、各学部長、事務局長、事務局次長、総務部長、財務課長により構成される予算会議を設置している。予算編成は、①予算会議による予算編成方針（案）策定、②理事会での予算編成方針決定、③各部署による事業及び目的別の予算要求、④各部署の予算要求と執行実績の対比等に基づく、予算会議による調整、⑤理事会による評議員会への意見聴取及び決定、という手順で進められる。なお、戦略的な事業として計上される中長期計画に係る予算については、当該取組を円滑に進めるため、一定額を財源として予算化しており、同事業の推進部署の総合企画課と予算編成の所管部署の財務課が連携し、同事業予算の妥当性を判定している。

●予算執行

各部署は、「経理規程」に基づき伝票を作成し、「予算管理規程」に基づき執行予算の額に応じて、責任者の承認を得た上で予算を執行している（資料 10-1-13）。また、業務委託に関する適正な業務遂行のため、「業務委託契約規程」において（資料 10-1-14）、業務委託完了後に担当者が検査報告書の作成又は契約履行確認を行い、上位者へ報告した上で予算執行することを明示している。

●監査

監事は、「寄附行為」に基づき学校法人の業務及び財産の状況について、監査法人・監査室からの監査報告を受け監査を行っている。監査法人は、期中取引記録の検証や現物実査等の監査を通して予算執行の適切性の検討や評価を実施している。監査室は、事務局の各部署に対して予算の執行状況等の書面監査・実地監査を行うとともに、理事会への監査報告、監事との情報共有を行っている。このように、監事、監査法人及び監査室が連携し三様監査を行っている。

点検評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

本学は、「事務局組織規程」に基づき適切な事務局組織を設置するとともに、「事務分掌

規程」に基づき担当事務を設定している（資料 10-1-15、3-7）。教学部門（宗教部、教務部、学生部、入学センター、キャリアセンター、学術情報センター、総合研究所、国際センター、社会連携センター、教職センター）については、各学部教員で構成される運営委員会を担当事務部署が補佐している。

人員配置については、専任職員を適材適所にあてるとともに、嘱託職員や任期制職員を有効に配置し、派遣職員等も活用しながら、限りある人的資源の適切な配置に努めている。

職員採用は、「職員の募集及び採用基準」に基づき選考作業が進められ、「職員人事委員会規程」に定められた構成員が最終選考案を承認し、常任理事会が採用を決定している（資料 10-1-16、10-1-17）。職員人事委員の構成は、事務局長（委員長）、常任理事 1 名、事務局次長、総務部長、職員部長 1 名、総務課長である。

図表 10-1 2017 年 10 月 1 日現在の職員数

部署	専任	派遣	合計	部署	専任	派遣	合計
事務局長、事務局次長	2	0	2	教務・学生事務部長	1	0	1
監査室	2	0	2	教務課	11	5	16
学事課	2	1	3	学生課	7	1	8
瀬戸キャンパス総合事務部長	1	0	1	学生支援課	3	3	6
瀬戸キャンパス総合事務部	11	1	12	キャリアセンター	6	2	8
総務部長	1	0	1	入学センター	8	1	9
総務課	6	2	8	国際センター	4	2	6
財務課	10	0	10	学術情報センター	13	5	18
総合企画部長	1	0	1	総合研究所事務室	3	3	6
総合企画課	2	1	3	教職センター	3	0	3
広報室	4※	1	5	健康センター(クリニック)	4	0	4
社会連携センター	3	1	4	合計	117	29	146
キリスト教センター	3	0	3				
大学院事務室	6	0	6				

※兼務者含む（1 名）

専任職員の人事考課については、「職員人事考課規程」に基づき適切に実施しているとともに（資料 10-1-18）、制度自体を定期的に見直し、より適切な評価制度への改善を行っている。また、「職員の業務改善提案に関する規程」を制定し、優れた提案に表彰を行い、人事考課制度の外にあって意欲向上を図る仕組みも整備している（資料 10-1-19）。

専任職員の人事異動及び昇格については、「事務局役職者規程」及び「職員の資格に関する規程」に基づき、本人の適性や能力を考慮しつつ、職員人事委員会が原案を承認し、常任理事会が決定している（資料 10-1-20、10-1-21）。

点検評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学は、「SD（スタッフ・ディベロップメント）研修に関する規程」に基づき、SD 委員会の所管により職員対象の SD 研修を体系化し、全学共通研修、課題別研修、特別研修、部署別研修、学外研修、OJT 研修としている。（資料 10-1-22）。また、大学設置基準改正を踏まえて「名古屋学院大学 SD 実施に関する方針」を定め、本学の SD に係る実施方針を「社会的使命を果たすため、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図り、全教職員に必要な知識や技能を習得させ、能力や資質の向上を図る研修機会の提供、その他必要な取組を行う（抜粋）」とし、本学の SD は職員だけでなく教員も対象としていることを明示している。さらに、本学の SD に係る実施方針のほか、活動目標、対象者、活動計画を学内に示している（資料 10-1-23）。

2017 年度には、大学執行部を含む教職員対象の研修会「教職協創について－広島修道大学の取組みについて－」及び『自校教育を通じた「建学の精神」の具現化』を含めて、以下の研修を実施している（資料 10-1-24～10-1-30）。そのほか、学生支援等テーマによっては FD 研修会に事務職員も参加している。

図表 10-2 SD 研修一覧

種類	講師	対象	内容
全学共通研修	広島修道大学学長	全教職員	「教職協創について－広島修道大学の取組みについて－」をテーマとした講演会
	岩手大学評価室教授		『自校教育を通じた「建学の精神」の具現化』をテーマとした講演会
課題別研修	本学国際センター課長	全職員	「本学の留学制度－現状の課題と今後の展開について－」をテーマとした報告会
部署別研修	名古屋大学総務部職員課係長	総務課	「名古屋大学及び国立大学が行う研修制度の概要について」をテーマとした勉強会
		学生支援課	課内業務における問題点・課題点を共有し、業務改善に向けた取組を促すことを目的とした勉強会
外部研修		職員 1 名	一般財団法人私学研修福祉会主催 「キャリア・ディベロップメント研修」
		職員 1 名	一般社団法人キリスト教学校教育同盟主催 「事務職員夏期学校」

点検評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

法人及び大学運営の適切性を検証するために、所管事務部署の総務課、財務課、総合企画課、学事課は、毎年度末に中長期計画に基づく行動計画（2014～2018年度）について、当該年度の実績、問題点を自己点検・評価し、次年度目標を設定している（資料 10-1-31）。理事会は、各部署の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の一部修正を決定している。このように、法人及び大学運営に関する自己点検・評価結果は、理事会に集約・審議され、改善・向上が進められている。

これらの自己点検・評価による改善取組として、2015年10月に事務組織検討委員会を設置の上、学長関連・学事業務の集約のために学事課を設置し、社会連携の推進を図るため社会連携センターを既存組織（企画地域連携室）から分離し設置した。このほか、より迅速かつ実質的な議論を行うため、「職員人事委員会規程」に定める職員人事委員の構成を、事務局長（委員長）、常任理事1名、事務局次長、総務部長、職員部長1名、総務課長の計6名とする改正を行った（資料 10-1-17）。

さらに、法人及び大学運営の所管部署による自己点検・評価に加えて、監査室が内部監査を実施し、各事務部署に対して積極的に指導・助言を行っている。監査結果は学内に情報共有され、指摘を受けた部署は改善計画を作成し、改善に取り組んでいる。

●監査室設置及び内部監査のプロセス

本学は、2014年度に「内部監査規程」を制定するとともに監査室を設置し、監査室による監査を実施している（資料 10-1-32）。

内部監査は、本学の「内部監査規程」に基づき、毎年度あらかじめ監査計画を立案し、理事長の承認を得た後、日時及び監査事項を被監査部門に通知の上実施している。監査結果については、監査調書を部署ごとに作成し、監査方法、質疑内容、所見及び改善事項を記載して、理事長に報告する。この報告を踏まえ、理事長は監査の結果を被監査部門に通知し、改善の必要がある場合に業務改善の指示を行い、被監査部門は改善計画書を理事長に提出している。さらに、監査室は、全部署の監査終了後に、全体を総括した監査報告書を理事長に提出している。監査室は、監査計画及び監査報告を、理事会、学部長会議、課長会、職員会等において説明及び報告することにより、監査の結果明らかになった改善点を理事、教員、職員と共有している。

このほか、監査室は、常勤監事と毎週1回定期的に打合せを行い、監査計画や監査結果を報告するなど情報共有を図るとともに、監事及び会計監査人とそれぞれ監査計画や監査結果等について年に3回程度意見交換をし、連携を図りながら効率的な監査に努めている。

監査室は、内部監査を業務監査、会計監査、教学監査により実施し、各部署に対して積極的に指導・助言を行っている（資料 10-1-33）。

業務監査

各部署は毎年、担当業務の説明や業務の実績等を記載した業務概要書を監査室に提出している。監査室は業務概要書に基づき、それぞれの業務について、関係する規程等との合法性、業務実績の合理性、効率化及び適正化を分析して書面監査を行い、各部署に対する質問項目をまとめる。実地監査では、質問項目を確認し、業務に関する規程等が整備されているか、業務が規程等に基づき行われているかを確認している。監査の結果、改善点を提示し監査報告書に記載している。

会計監査

各部署の全予算約 2,000 科目について、当初予算から補正予算、予備費、流用に至る経緯、具体的な執行内容、予算残額・執行率を書面監査で分析し、実地監査でその詳細を確認している。また、現金・金券類、補助金事業、契約書、物品購入、納品検査、委託契約、予算の流用、予備費の使用、稟議書、固定資産・物品・毒劇物管理等の事務手続を、実地監査で確認している。監査の結果、改善点を提示し監査報告書に記載している。

(2) 長所・特色

○内部監査

- ・内部監査を所管する監査室を設置し、各部署に対して積極的に指導・助言を行っている（資料 10-1-33）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学等の目的を実現するために、法人及び大学運営に関する方針を中長期計画に明示し、構成員に周知している。法人及び大学運営の適切性を検証するために、理事会は、担当事務部署による毎年の計画の進行状況を集約し改善を図るとともに、内部監査を踏まえた改善を進めている。

法人の意思決定及び権限については「寄附行為」その他規程に定め、大学の意思決定及び権限については学則その他規程に定めている。学長、学部長、研究科長等役職者の選任方法及び権限については、学則及び規程に定めている。本学は、大学運営を円滑に進めるために事務組織を整備するとともに、職員の採用・異動・昇任、人事考課を規程に基づき実施している。また、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施し、教職員の協働と資質向上を図っている。さらに、今後の事業計画と大学財政の収支見通しを踏まえて予算編成を行うとともに、安定した大学運営や経営体質の強化を目指して、予算の積算方法や審査体制の見直しを不断に行っている。

以上のことから、本学の大学運営に関する取組は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組はおおむね適切であると考ええる。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は、中長期計画（2014～2023年度）に基づき、政策的、効率的な財政運営を目指して、収支予測から収支均衡を図るという予算統制を行っている（資料1-8）。経常収入の大部分を学納金収入で占めており、学生数の増減が経営に与える影響が大きいいため、補助金、寄付金等外部資金の獲得や資産運用等により、収入の増加を目指している。

基本金組入前当年度収支差額は、収入が支出を上回る状況を継続している（5ヵ年連続財務計算書類）。期末に最低保持する支払資金（第4号基本金、前受金、未払金）を考慮しつつ、翌年度繰越支払資金を40億円程度保持するとともに、大学の維持・発展のため、大学拡充引当特定資産に一定額を繰入れている。

また、将来計画に対する資金手当てを明確にした上で、複数年度に渡る財務シミュレーションを行い、収支均衡や財務関係比率を指標とする予算シーリングを設定している。

評議員会、理事会における予算・決算審議では、概要や詳細について図表や財務関係比率を交え、他大学との比較を可能としている。

点検評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学は、中長期計画に基づき、将来計画に対する資金の手当てを明確にするため、最低保有資金を設定の上、確保している。また、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率、人件費比率、翌年度支払資金、財務シミュレーション等を踏まえ予算編成に取り組むことで、財政基盤の適切な財務バランスの保持と収支均衡を図っている。

本学収入の大半は学納金である。2007年度の名古屋キャンパス開設後、志願者数は増加傾向にあり、安定的に定員を充足し、収入の状況は堅調に推移している（5ヵ年連続財務計算書類）。法人本部及び経済、商、外国語学部の3学部でスタートした名古屋キャンパスは、2013年度の法学部設置、2015年度の現代社会学部及び国際文化学部の設置という発

展を遂げている。学部拡充に伴う学納金の増加は、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図る上での大きな原動力となっている。

名古屋キャンパスでは、実践的なグローバル教育の推進、リハビリテーション学部の移転（2019年度瀬戸キャンパスから移転）に対応するため、新校舎の建設を進めている（資料 7-31、10-2-1 <https://www.ngu.jp/reh-campus>）。これら事業によって、基本金組入後の当年度収支差額は支出超過の傾向となっている。このため、瀬戸キャンパスについて、リハビリテーション学部の移転による学部構成の変化（2学部3学科体制から1学部2学科体制）に対応した施設の集約計画を策定するなどして、財政の健全化を図っていく。

外部資金の獲得については、経常費補助金に加えて、文部科学省の補助事業として「私立大学等改革総合支援事業」、「地(知)の拠点整備事業」、「未来医療人材養成拠点形成事業」、「防災機能等強化緊急特別推進事業」「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択されている（資料 10-2-2～10-2-6）。また、経済産業省の「省エネ・生産性革命投資促進事業」及び名古屋市の「名古屋市商店街にぎわい創出支援事業」にも採択されている（資料 10-2-7、10-2-8）。今後も、これら補助金のほかに、寄付金や科学研究費補助金等外部資金の獲得に向けた取組を行っていく。

（2）長所・特色

○教育研究活動を遂行するための財務基盤

- ・基本金組入前当年度収支差額は、毎年度、収入が支出を上回っており、安定した大学経営を行っている（5ヵ年連続財務計算書類）。

（3）問題点

○教育研究活動を遂行するための財務基盤

- ・経常収入の大部分を学納金収入で占めており、学生数の増減が経営に大きな影響を与えるため、補助金や寄付金等外部資金の獲得や資産運用等、収入の増加に向けた取組を推進することが必要である。そのため、①2017年度より、寄付金を募る対象を在学生父母及びOB・OGへ拡大（従前は新入生の父母のみ）（資料 10-2-9 <https://www.ngu.jp/outline/donation/education-fund>）、②改革総合支援事業について学内で情報共有を図るとともに、教学環境を改革する、③科学研究費助成事業採択に向けた応募勉強会や応募説明会を開催する等の取組を行っている。

（4）全体のまとめ

本学は、予算編成において、変動要因を見極めつつ中期的な財政計画をシミュレーションし、予算の立案を行っている。経常経費については、具体的な用途及び必要性を確認し、金額及び数量の妥当性を審査し予算化を行うほか、効率的で適切な予算執行を促している。また、中長期計画に係る予算は、個別に財源を確保し事業を推進している。

本学の資金繰りは安定的であり、最低保有資金（特定資金 25 億円・支払資金 25 億円）を確保するとともに、大学の維持・発展的拡充のため大学拡充引当特定資産へ一定額の繰入れができています。基本金組入前当年度収支差額については、収入が支出を上回る状況を継続しており、2016年度において特定資金を 52 億円、翌年度繰越支払資金を 46 億円、期

末に最低保持する支払資金（第４号基本金、前受金、未払金）を４０億円程度維持している。一方、経常収入の大部分を学納金収入が占めているため、今後ますます外部環境が厳しくなる状況で、安定的な学生確保に加えて、補助金や寄付金等外部資金を今まで以上に獲得していくことが必要である。加えて、新校舎建設に伴う支出増が見込まれるため、中長期計画に基づいた財政計画の立案等安定的な大学運営に向けた取組が重要となる。

以上のことから、本学の財務に関する取組は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取組はおおむね適切であると考ええる。

終 章

1. 自己点検・評価の総括

序章や本章で述べたとおり、本学は、全学を挙げて教育研究活動をはじめとする諸活動の自己点検・評価を行うとともに、改善・改革に取り組んできた。さらに、2017年4月には内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「教学改革推進会議」を新たに設置し、学長を中心とする全学的な教学マネジメントの中で自己点検・評価を明確に位置づけることにより、内部質保証の強化を図っている。

2017年度の自己点検・評価の実施に当たり、本章で第1章から第10章までを取りまとめた結果、本学における教育研究その他諸活動は、理念・目的に即しておおむね適切に展開されている状況にある。大学全体、各学部、研究科、教学部門、事務部署の活動状況を精査した結果、優先的に取り組むべき課題・問題点、特に伸長させるべき長所・特色について以下のように整理した。

(1) 優先的に取り組むべき課題・問題点

①学修成果の可視化

学生の学修成果の把握に当たり、「単位の修得状況」、「GPA」、「標準修業年限での卒業率」、「授業アンケート」を指標として用いているが、これらの指標からは、ディプロマ・ポリシーに明示した個別の学修成果（～できる）までを確認することができないため、これを可能とするための取組を進める。

②学部入試における学力の評価方法

一般入試、センター試験利用入試、センタープラス入試等の学力入試で、学力の3要素のうち「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」や英語4技能のうち「聞く」、「話す」をより適切に評価する必要がある。適切な方策の導入に向けて調査・検討を進めていく。

③学部における学生の受入れ

2015年度に開設した国際文化学部国際協力量科及びスポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科において定員未充足が継続しているため、引き続き入試広報の充実強化を図るとともに、改組を含めた抜本的な対策を検討する。

④研究科における学生の受入れ

2017年度入試において、全研究科・専攻で定員未充足となったため、既に実施した要因分析と情報共有を踏まえて、2018年4月サテライトキャンパス移転（キリックス丸の内ビル）を契機に教育研究の充実を図る。

(2) 特に伸長させるべき長所・特色

①内部質保証

教学改革推進会議は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として2017年度

に設置され、学長のリーダーシップの下、大学教育の PDCA サイクルを適切に機能させている。教学改革推進会議は、各学部、研究科、教学部門における中長期計画を含む諸活動の自己点検・評価を集約するとともに、全学的観点で改善・改革の方策を立案し、各組織に明示している。教学改革推進会議の設置に伴い、学部・研究科は 3 つのポリシーをより意識した自己点検・評価に改め、教学部門は中長期計画も組み入れて事務分掌ごとに目標の達成状況を評価している。年次報告書については、各学部・研究科・教学部門単位で、計画ごとに「現状説明」、「評価できる点」、「課題・問題点」、「次年度計画」を一覧化することで、各組織に PDCA サイクルの浸透を図っている。

さらに、FD 委員会は教育内容・方法の改善を目的としていること、IR 委員会は、教学データ、各種アンケート結果等の分析から本学の計画策定、政策決定、意思決定を支援することを目的としており、これら委員会の取組により内部質保証を推進している。

②学生支援

50 年以上にわたる国際交流の伝統を礎に、海外 85 大学・教育機関と協定を結び、毎年約 250 名の学生が留学を経験している。この特長を更に強化するために、2018 年度に開設する新校舎（GLOBAL LINKS）において学部教育と連携した実践的なグローバル教育を充実させるとともに、社会に開かれた大学として地域社会のグローバル化にも貢献していく。

修学支援については、クラスアドバイザー教員と教務部・学生部が、単位修得状況に問題を抱えている学生の情報を共有し、クラスアドバイザー教員や教務委員等による二者面談を行っている。このような学生の相談に応じる体制の整備や奨学金制度の充実により、離籍者数が減少傾向にある。

進路支援については、正課のキャリアデザイン科目やインターンシップ、就職ガイダンスやきめ細かい個別指導により、高い就職実績を上げている。また、教職免許取得に向けて、中学校・高等学校長経験者による勉強会や、教職員による学修支援の結果、教員免許取得者数が増加傾向にある。

③社会連携・社会貢献

社会連携センターが中核となり、全学的に教育研究成果を地域・社会へ還元するとともに、地域・社会の発展に資する諸施策や、地域・社会が抱える諸問題の解決策等を提案している。とりわけ、2013 年度「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」に採択された以降は、キャンパスの所在する名古屋市・瀬戸市と連携協力した教育・研究・社会貢献を深化させている。その結果、本学に対する要請は、本学の有する教育研究資源や学生の活動力を求めるものから、具体的で実現可能な施策や提案などを求める動きへと変化しつつある。これは、社会連携に係わる教員・職員が、学外からの要請を学内の教員・職員・学生とその活動に適切につないできた成果である。

今後、教育プログラムについては、地域・社会連携学修に基づく成果を教員と学生が共有することを、研究プログラムについては、地域・社会との共同研究に基づく成果を広く公開することをそれぞれ主眼とし、従前のような教員、職員、学生の三者が地域・社会に貢献するという関係性から、更に一步進めて地域・社会と協働・協力する関係を

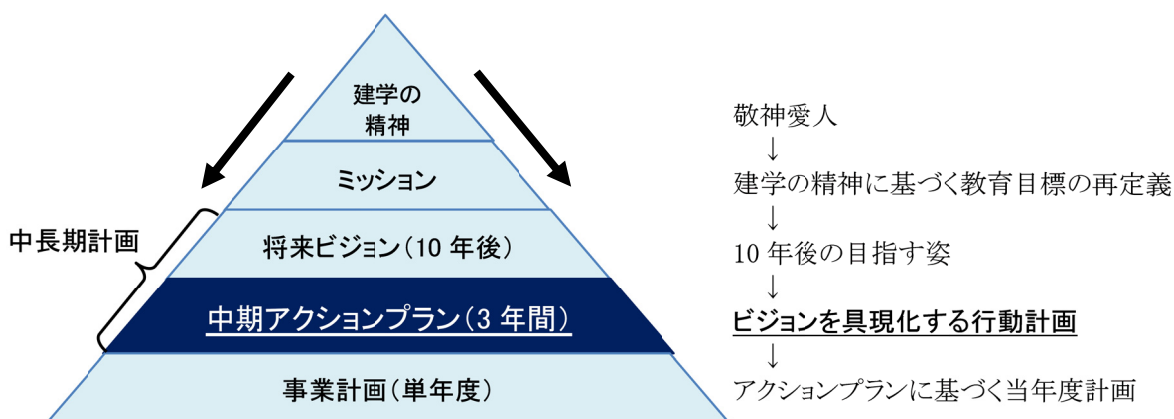
構築していく。

2. 中期アクションプラン実施に向けて

本学は、これまで述べてきたとおり、建学の精神である「敬神愛人」の下、中長期計画（2014～2023 年度）を策定し、それに基づき教育研究活動、学生支援、大学運営等を行っている。しかし、中長期計画の開始後 4 年間を経て、その策定時に前提とした本学の経営をめぐる外部環境や内部の諸条件は予想を超えて大きく変化している。そこで、これまでの実績と成果を踏まえて現行の行動計画を見直し、残り 6 年間で 1 期 3 年×2 期として「中期アクションプラン」を策定することで、今後 3 年間で取り組むべき重点課題を設定するとともにそれらに対する行動計画を再構築し、確実に実行していく。

中期アクションプランは、現行の中長期計画の根幹をなすミッション及び将来ビジョンを基本的に継承するものである。そのため、今後も、『敬神愛人』の精神を尊重し、高い志と豊かな国際感覚を備えた、社会の発展に貢献する人材を育成する」ことを本学のミッションとして掲げ、「教育・研究・社会貢献の各側面において絶え間ない改革を実行し、とりわけ教育重視の大学として有為な人材を輩出することにより、社会から強固な信頼を獲得し、中部地区で確固たるプレゼンスを発揮する大学になる」という総合ビジョンの実現に向けて、①教育ビジョン：社会や産業界が求める質の高い学士課程教育を確立する、②研究ビジョン：社会や産業界の発展を支える研究拠点を形成する、③社会貢献ビジョン：知の拠点としての存在感を高め、活力ある社会づくりに貢献する、という基本方針の下で大学づくりと教学改革を進めていく。

同時に、中期アクションプランでは、その目的を実現するために、中長期計画の重要方策（66 項目）と行動計画（300 項目超）を整理・統合した上で新たな枠組みと基本方針を設定し、それぞれに柱となる、実現可能で具体的な行動計画＝アクションプランとして 3 年間で確実に実行すべき重点事項・施策を厳選して配置する。また、これまでの組織目標もこの中期アクションプランに取り込み、今後は、それに基づいて毎年度の予算編成方針と事業計画を策定できるようにする。



中期アクションプラン 2018-2020 では、中長期計画の将来ビジョンの下、以下のような「基本方針」の枠組みを設定した上で、その中に 33 項目の「アクションプラン」を掲げて

いる。

1. 建学の精神 ―「敬神愛人」の浸透と実践
2. 教育の質保証 ―①質保証に向けた教育体制の構築
―②エンロールメント・マネジメントの視点に立った学修支援
―③グローバル人材育成の強化
―④主体的な学びを支える教学環境の整備
―⑤特色ある学部教育の推進
3. 学生生活 ―活気に満ちたキャンパスライフの実現
4. 研究 ―環境の整備と研究活動の活性化
5. 社会貢献 ―協働と共創による地域・社会連携の推進
6. 入試・広報 ―①入学者の適切かつ安定的な確保
―②本学の強みを際立たせるブランド力の向上
7. 組織運営 ―①教職員の能力開発と組織力向上
―②将来に向けた体制の整備と改革
―③持続的・安定的な経営基盤の確立

中期アクションプランについては、中長期計画と同様に常任理事会で統括し、PDCA サイクルによる進行管理を行う。また、その大半を占める教学関連項目については、学長と常任理事会の連携の下、大学の内部質保証と教学マネジメントの推進のために新たに設置した教学改革推進会議においても進行管理を行う。加えて、必要に応じて個別のアクションプランに具体的な成果指標や数値目標を設定し、評価（Check）にもとづく改善策立案（Action）をより明確にさせる。

3. おわりに

今日、グローバル化の進展に伴う学位の国際的通用性、さらには大学進学率が上昇する中で学位が保証すべき教育水準等を背景として、大学教育の質保証に対する要請がますます強くなっている。質保証においては、大学が理念・目的の実現に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価を踏まえた自律的な取組（内部質保証）をいかに有効に機能させるかが基本となる。この視点は、建学の精神に基づく独自性・多様性を持つ私立大学においてとりわけ重要である。

本学は、2017 年度に教学改革推進会議を設置し、学長を中心とする全学的な教学マネジメントの中で自己点検・評価を明確化することにより、内部質保証システムの強化を図っている。さらに、教学改革推進会議の設置に伴い、毎年取り組んできた自己点検・評価を中長期計画（2014～2023 年度）及び事業計画と連動させ、PDCA サイクルの実質化を図っている。

本学は、今後も学内外の環境変化を敏感に捉えながら、教育研究水準の向上を図り、建学の精神に基づく本学の目的を達成するために、不断の自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・改革の推進に努めることで、内部質保証システムの有効性を更に高めていく所存である。

根拠資料一覽

名古屋学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
1 理念・目的	名古屋学院大学学則	1-1
	名古屋学院大学大学院学則	1-2
	名古屋学院大学通信制大学院学則	1-3
	各学科の目的（2017年度名古屋学院大学要覧抜粋）	1-4
	各学科の目的（2017年度学部履修要項抜粋）	1-5
	各専攻の目的（2017年度大学院履修要項・シラバス抜粋）	1-6
	通信制大学院英語学専攻の目的（2017年度通信制大学院履修要項・シラバス抜粋）	1-7
	名古屋学院大学中長期計画－Look Forward 2014-2023－	1-8
	中期アクションプラン	1-9
	キリスト教センターウェブサイト https://www.ngu.jp/facilities/christian	1-10
	中長期計画2017年度総括シート作成要領、2017年度中長期総括	1-11
	学校法人名古屋学院大学寄附行為	1-12
	2018年度大学案内	1-13
	2018年度大学院案内	1-14
	大学及び学部・研究科の理念・目的を公表している（教育情報を公表している）ウェブサイト https://www.ngu.jp/outline/about/information	1-15
2 内部質保証	教学改革推進会議規程	2-1
	教学改革推進会議議事録（2017年度第1回）、議案資料	2-2
	名古屋学院大学自己点検・評価規程	2-3
	2016年度自己点検・評価重点課題一覧、教学改革推進会議議事録（2017年度第2回）	2-4
	FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程	2-5
	IR(インスティテューショナル・リサーチ)規程	2-6
	認証評価機関からの指摘事項への対応と結果	2-7
	文部科学省からの指摘事項等への対応（こどもスポーツ教育学科抜粋）	2-8
	設置に係る設置計画履行状況報告書（国際文化学部抜粋）	2-9
	大学ポータルウェブサイト http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000454601000.html	2-10
	名古屋学院大学リポジトリウェブサイト https://ngu.repo.nii.ac.jp	2-11
	自己点検・評価の結果を公表しているウェブサイト https://www.ngu.jp/outline/evaluation	2-12
	財務の情報を公表しているウェブサイト https://www.ngu.jp/outline/operation/finance	2-13
	大学広報誌コズモラマ抜粋	2-14
	クラブ・サークルウェブサイト https://www.ngu.jp/campuslife/club	2-15
	大学広報誌コズモラマウェブサイト https://www.ngu.jp/outline/public/magazine/cosmorama	2-16
	学生情報誌アイリスのウェブサイト https://www.ngu.jp/outline/public/magazine/i-ris	2-17
	教学改革推進会議議事録（2017年度第3回）	2-18
	2016年度評価・2017年度事業計画シート	2-19
	2017年度評価・2018年度事業計画シート（教学部門）	2-20
	2017年度FD活動	2-21
	IR委員会議事録	2-22
	大学協議会議事録	2-23
	常任理事会議事録	2-24
	第3期認証評価 点検・評価報告書に係る確認原稿	2-25

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
3 教育研究組織	情報政策会議規程	3-1
	グローバル化推進会議規程	3-2
	全学、各学部教務委員会規程	3-3
	学生部委員会規程	3-4
	入学センター委員会規程	3-5
	キャリアセンター規程	3-6
	事務分掌規程	3-7
	学術情報センター規程	3-8
	名古屋学院大学総合研究所規程	3-9
	国際センター規程	3-10
	社会連携センター規程	3-11
	教職センター規程	3-12
	大学院昼夜開講制（2018年度大学院案内、2017年度大学院履修要項・シラバス抜粋）	3-13
	卒業時アンケート	3-14
	2017年度新入生アンケート	3-15
	2017年度学生実態調査	3-16
	2017年度授業アンケート	3-17
4 教育課程・学習成果	3つのポリシー（2017年度学部履修要項抜粋）	4-1
	3つのポリシー（2017年度大学要覧抜粋）	4-2
	法学科教育課程編成（2017年度学部履修要項抜粋）	4-3
	スポーツ健康学科教育課程編成（2017年度学部履修要項抜粋）	4-4
	科目ナンバリング（2017年度学部履修要項抜粋）	4-5
	各学科履修モデル（2017年度学部履修要項抜粋）	4-6
	経済学科教育課程編成（2017年度学部履修要項抜粋）	4-7
	各学科卒業要件（学則抜粋）	4-8
	基礎セミナーテキスト	4-9
	キャンパスコミュニケーションサービス（CCS）ウェブサイト https://www.ngu.jp/facilities/library/system	4-10
	CCSの機能を組み合わせた授業シラバス	4-11
	キャリア教育独自の取組（2017年度学部履修要項抜粋）	4-12
	大学院履修モデル（2017年度大学院履修要項・シラバス抜粋）	4-13
	大学院修了要件（大学院学則抜粋）	4-14
	大学院特色ある取組（大学院2017年度シラバス抜粋）	4-15
	スチューデント・コーディネーター（SC）による学習支援ウェブサイト https://www.ngu.jp/graduate/foreign-online	4-16
	学部履修上限単位数、成績評価（学則抜粋、履修規程）	4-17
	CCSシラバスウェブサイト（イメージ） http://ccs2cal.ngu.ac.jp/Syllabus/WebSite/Portal/Jugyo/SL01001.aspx	4-18
	2016年度開講科目のシラバス内容チェックのお願い	4-19
	学生の学修を活性化させるための授業科目シラバス	4-20
	経済学コア6ウェブサイト https://www.ngu.jp/economics/core6	4-21
	各学部卒業研究発表会	4-22
	基礎セミナーサポート制度	4-23
	NGU教養スタンダード科目の少人数授業	4-24
	2017年度春学期修学指導実施要領（法学部例示）	4-25
	大学院年間スケジュール等	4-26
	研究倫理eラーニングコースの受講について（大学院生案内用）	4-27
	2017年度大学院シラバス確認報告書	4-28
	大学院授業アンケート報告（各専攻委員会議事録抜粋）	4-29
	大学院学位論文審査基準等（大学院、通信制大学院履修要項・シラバス抜粋）	4-30
	名古屋学院大学大学院学位規程	4-31
	学生表彰基準内規	4-32
	留学派遣者の選定（留学プログラムガイド抜粋）	4-33

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
4 教育課程・ 学習成果	奨学金選考基準内規	4-34
	教職課程加入者の教育実習への参加基準（名古屋学院大学教職課程履修規程抜粋）	4-35
	既修得単位認定（入学前における既修得単位の認定に関する規程、各学部編入学規程運用細則、転学部・転学科に関する規程の各学部運用細則）	4-36
	外国語学部「大学院進学コース」募集について、経済学部「上級経済学」履修について	4-37
	2017年度春学期科目成績分布一覧表等、教務部長所感	4-38
	名古屋学院大学学位規程	4-39
	コア6に関する報告（教授会議事録）	4-40
	CASEC SCORE REPORT	4-41
	公務員試験の合格者数（教授会議事録）	4-42
	国家試験の合格率（教授会議事録）	4-43
	自己点検・評価の実施（教授会・専攻委員会議事録）	4-44
	カリキュラム検討委員会に関する報告（教務委員会議事録）	4-45
	カリキュラムに関する意見交換（理学療法学科会議&PTプロパー会議議事録）	4-46
	全学に共通する事項の自己点検・評価の実施（全学教務委員会議事録）	4-47
	リハビリテーション学部専門教育科目モデル・コア・カリキュラム	4-48
	名古屋学院大学経済学部「まなnavi」	4-49
	2017年度まちづくり提言コンペ提出状況	4-50
	コア6コンペ結果一覧	4-51
	2016年度秋学期卒業確定者	4-52
	学修成果の可視化に関する報告（学部長会議議事録）	4-53
	学部科目シラバス	4-54
	学部履修要項	4-55
	大学院履修要項・シラバス	4-56
	通信制大学院履修要項・シラバス	4-57
5 学生の受け 入れ	2017年度AO・一般・センター試験利用等入試要項	5-1
	2017年度留学生・海外帰国生徒・社会人入試要項、編入学試験要項	5-2
	入試政策会議規程	5-3
	入試情報公開ウェブサイト https://www.ngu.jp/admissions/admission	5-4
	2017年度大学院入学試験要項（通学）	5-5
	2017年度大学院入学試験要項（通信）	5-6
	各専攻入試面接方法	5-7
	2017年度学部入試結果報告抜粋	5-8
	2017年度入試結果報告（大学院委員会議事録）	5-9
	研究科長・専攻主任会議規程	5-10
	2017年度大学院入試の分析（研究科長・専攻主任会議議事録）	5-11
	入試説明会における個別面談（大学院案内抜粋）	5-12
	国連UNHCR難民映画祭2017ウェブサイト https://www.ngu.jp/news/borninsyria	5-13
	こどもスポーツ教育学科チラシ	5-14
	こどもスポーツ教育学科PRウェブサイト https://www.ngu.jp/admissions/department/children	5-15
6 教員・教員 組織	各学部人事に関する規程	6-1
	教員募集要項	6-2
	学校法人名古屋学院大学就業規則	6-3
	大学院任用基準（経済経営研究科経営政策専攻教員選考に関する申し合せ）	6-4
	2017年度教員組織	6-5
	任期制教授規程、任期制准教授・講師・助教規程	6-6
	授業計画の策定及び時間割編成の基本方針（2018年度授業計画策定について）	6-7
	全学共通教育運用規程	6-8
	現代社会学部委員会確認事項	6-9

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
6 教員・教員組織	FD活動への取組ウェブサイト https://www.ngu.jp/education/activity/fd	6-10
	教育・研究活動表彰規程	6-11
	教育活動表彰実施要領	6-12
	教員人事の編成方針	6-13
	授業アンケート実施状況2014春-2017春	6-14
7 学生支援	クラスアドバイザーに関するガイドライン	7-1
	名古屋キャンパスクラスアドバイザー出席状況確認指導について	7-2
	オフィスアワー一覧	7-3
	入学準備学習プログラム	7-4
	名古屋学院大学における障がい学生支援に関する指針	7-5
	障がい学生の修学支援に関する内規	7-6
	学生向け奨学金の案内	7-7
	奨学金規程	7-8
	緊急援助奨学金規程	7-9
	災害時緊急奨学金規程	7-10
	社会人学生奨学金規程	7-11
	学生緊急短期貸付金規程	7-12
	私費外国人留学生授業料減免規程	7-13
	学生相談室の案内	7-14
	ハラスメント防止に関する指針	7-15
	ハラスメント防止に関する規程	7-16
	ハラスメント相談員連絡先名簿	7-17
	リーダーズ研修会ウェブサイト https://www.ngu.jp/news/club20171218	7-18
	フレッシュマン研修会	7-19
	パートナーシップ提携美術館・博物館の利用促進について	7-20
	2017年度学生大会資料	7-21
	学生食堂打合議事録	7-22
	2016年度就職ガイダンス等資料（2018年3月卒業生対象）	7-23
	就職活動状況2015-2016	7-24
	2017年度資格講座プログラム	7-25
	公務員合格者数（2015～2017）	7-26
	2017年度教員採用試験対策講座、勉強会等	7-27
	海外協定大学ウェブサイト https://www.ngu.jp/international/school-list	7-28
	留学者数（留学プログラムガイド抜粋）	7-29
	i-Loungeウェブサイト https://www.ngu.jp/international/lounge	7-30
	大宝学舎（GLOBAL LINKS）ウェブサイト https://www.ngu.jp/globallinks	7-31
	スピーチコンテスト、国際セミナーハウスウェブサイト https://www.ngu.jp/international/internationalcenter	7-32
	経済経営研究科委員会規程	7-33
	外国語学研究科委員会規程	7-34
	大学院ティーチング・アシスタント規程	7-35
	大学院リサーチ・アシスタント規程	7-36
	大学院長期履修規程	7-37
	大学院奨学金規程	7-38
	大学院シニア学生授業料減免規程	7-39
	大学院私費外国人留学生授業料減免規程	7-40
	協定企業等派遣学生大学院奨学金規程	7-41
	大学院教育研究振興補助金規程	7-42
	2017年度名古屋学院大学大学院生共同研究・プロジェクト型研究奨励金募集要項	7-43
	大学院教育訓練給付制度に関するウェブサイト https://www.ngu.jp/graduate/support	7-44
	大学院に関する施設（2017年度大学院履修要項・シラバス抜粋）	7-45
	学生支援に関する自己点検・評価（各委員会議事録）	7-46

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
7 学生支援	2017年度i-Lounge活動報告	7-47
	教職免許取得者数・進路リスト	7-48
	2017年度公認サークル一覧	7-49
8 教育研究等 環境	校舎面積（財産目録詳細）	8-1
	無線LAN環境	8-2
	CCS操作マニュアル	8-3
	まるはち横断検索	8-4
	東海地区大学図書館協議会加盟館間の来館利用に関する暫定協定ウェブサイト http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/tokai/link.html	8-5
	読書ブログ「栞輪（しおりん）」ウェブサイト http://blog.ngu.ac.jp/dokusho	8-6
	学生による選書「本屋さんツアー」ウェブサイト https://www.ngu.jp/library/news/20170907-01	8-7
	「ビブリオバトル」ウェブサイト https://www.ngu.jp/news/toshokan_20171204	8-8
	教員個人研究費支給規程	8-9
	研究助成に関する規程	8-10
	2018年度科研応募勉強会・説明会・応募状況（2017年実施）	8-11
	研究助成取扱要領	8-12
	教員の研修に関する規程	8-13
	特別研究期間制度	8-14
	私費による教員の在外研修に関する取り扱い	8-15
	国際学会研究発表の渡航費補助に関する内規	8-16
	論集等の刊行ウェブサイト https://www.ngu.jp/facilities/laboratory	8-17
	研究に係る不正行為防止に関する基本方針	8-18
	競争的資金等の使用に関する不正防止計画	8-19
	名古屋学院大学総合研究所不正防止計画実施報告書	8-20
	研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範	8-21
	競争的資金等取扱規程	8-22
	研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	8-23
	研究活動におけるコンプライアンス・倫理研修会	8-24
	研究倫理教育	8-25
	CCSの年間ログイン総数と1人当たりのログイン数	8-26
	2017年度新入生アンケートの実施と結果	8-27
	医中誌、メディカルオンライン契約書	8-28
	図書館ウェブサイト https://www.ngu.jp/library	8-29
9 社会連携・ 社会貢献	名古屋学院大学と名古屋市との連携協力に関する協定	9-1
	大学コンソーシアムせと会則	9-2
	2017年度名古屋学院大学主催公開講座等	9-3
	2017年度名古屋まちなかカフェ講座	9-4
	多様な運動体験プログラム	9-5
	2017年度自治体等との連携講座	9-6
	名古屋学院大学Businessセミナー	9-7
	まちづくり新修プログラムウェブサイト https://www.ngu.jp/and-n/news/rishu-shomei2018	9-8
	「地域の質」を高める「地」域連携・「知」識還元型まち育て事業 2016年度 成果報告書	9-9
	地域商業、歴史観光、減災福祉事業一覧	9-10
	まちづくり系科目履修者数一覧	9-11
	地域志向型科目	9-12
	特色ある地域研究ウェブサイト https://www.ngu.jp/collaboration/research	9-13
	COC+飛騨高山インターンシップ	9-14
	COC+多治見プロジェクト実施概要	9-15
	なごやかモデルソーシャル・ハンドブック	9-16
	連携協定一覧（2017年度）	9-17

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
9 社会連携・社会貢献	2017年度あったか人まちづくり専門委員会活動報告	9-18
	2016年度専任教職員の国や地方公共団体の政策形成等への参画状況	9-19
	2017年度高大連携事業	9-20
	第6回COC推進会議議事録	9-21
	地域志向型科目タスクフォース、地域志向型研究推進委員会議事録	9-22
	名古屋学院大学COC事業第7回名古屋キャンパス委員会議事録	9-23
	第3回QOC評価委員会講評伝達	9-24
	第6回COC学生評価委員会意見まとめ	9-25
	第3回COC外部評価委員会議事録	9-26
	第3回外部評価委員会講評への今後の対応について	9-27
	2016年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会（COC）」による中間評価	9-28
	2017年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」中間評価 まちづくりマイスター制度	9-29 9-30
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学長選任規程	10-1-1
	学長選挙管理委員会規程	10-1-2
	大学協議会規程	10-1-3
	各学部教授会規程	10-1-4
	各学部長選挙規程	10-1-5
	大学院研究科長選挙規程	10-1-6
	名古屋学院大学教学部長選任規程	10-1-7
	大学院委員会規程	10-1-8
	学部長会議規程	10-1-9
	常任理事会規程	10-1-10
	職務権限に関する規程	10-1-11
	予算管理規程	10-1-12
	経理規程	10-1-13
	業務委託契約規程	10-1-14
	事務局組織規程	10-1-15
	職員の募集および採用基準	10-1-16
	職員人事委員会規程	10-1-17
	職員人事考課規程	10-1-18
	職員の業務改善提案に関する規程	10-1-19
	事務局役職者規程	10-1-20
	職員の資格に関する規程	10-1-21
	SD（スタッフ・ディベロップメント）研修に関する規程	10-1-22
	名古屋学院大学SD実施に関する方針	10-1-23
	SD全体研修「教職協創広島修道大学の取組について」	10-1-24
	SD職位別研修「自校教育を通じた『建学の精神』の具現化」	10-1-25
	SD課題別研修「本学の留学制度～現状の課題と今後の展開について～」	10-1-26
	SD部署別研修「2017年度部署別研修（総務課）」	10-1-27
	SD部署別研修「2017年度部署別研修（学生支援課）」	10-1-28
	SD外部研修「キャリア・ディベロップメント研修」	10-1-29
	SD外部研修「事務職員夏期学校」	10-1-30
	中長期計画に基づく2017年度行動計画の総括	10-1-31
	内部監査規程	10-1-32
	内部監査報告書	10-1-33
	規程集	10-1-34
	学長解職請求規程	10-1-35
	2017年度理事会名簿（寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況 調査抜粋）	10-1-36
	監事監査報告書（2012～2016年度分）	10-1-37
	独立監査人の監査報告書（2012～2016年度分）	10-1-38
	事業報告書（2012～2016年度分）	10-1-39

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
10 大学運営・財務 (2) 財務	リハビリテーション学部移転に関するウェブサイト https://www.ngu.jp/reh-campus	10-2-1
	2017年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について	10-2-2
	2017年度大学改革推進等補助金（地(知)の拠点大学による地方創生推進事業）の交付決定について	10-2-3
	2017年度研究拠点形成費等補助金「先進的医療イノベーション人材養成事業（未来医療研究人材養成拠点形成事業）」の交付決定について	10-2-4
	2016年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））の額の確定通知	10-2-5
	2016年度私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金の額の確定について	10-2-6
	2015年度中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金補助金額の確定通知書	10-2-7
	2016年度名古屋市商店街にぎわい創出支援事業費補助金の交付決定について	10-2-8
	教育研究振興資金（寄付金）ウェブサイト https://www.ngu.jp/outline/donation/education-fund	10-2-9
	財務計算書類（2012～2016年度分）	10-2-10
	財産目録（2012～2016年度分）	10-2-11
	5ヵ年連続財務計算書類	10-2-12

名古屋学院大学の現状と課題

2018 年 4 月 17 日

発行 名古屋学院大学

〒456-8612 名古屋市熱田区熱田西町 1-25

電 話 (052) 678-4080

F A X (052) 683-0410
